

平成 24 年度

外務省政策評価事前分析表

(平成 24 年度に実施する施策に係る事前分析表)

平成 24 年 8 月

外 務 省

目 次

基本目標Ⅰ 地域別外交

| | | |
|-----|------------|----|
| I—1 | アジア大洋州地域外交 | 1 |
| I—2 | 北米地域外交 | 21 |
| I—3 | 中南米地域外交 | 33 |
| I—4 | 欧州地域外交 | 41 |
| I—5 | 中東地域外交 | 53 |
| I—6 | アフリカ地域外交 | 65 |

基本目標Ⅱ 分野別外交

| | | |
|-----|-----------------------------------|-----|
| Ⅱ—1 | 国際の平和と安定に対する取組 | 73 |
| Ⅱ—2 | 国際経済に関する取組 | 101 |
| Ⅱ—3 | 国際法の形成・発展に向けた取組 | 121 |
| Ⅱ—4 | 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 | 131 |

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| Ⅲ—1 | 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策 | 137 |
|-----|---------------------------|-----|

基本目標Ⅳ 領事政策

| | | |
|-----|---------|-----|
| Ⅳ—1 | 領事業務の充実 | 157 |
|-----|---------|-----|

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

| | | |
|-----|-----------------------------|-----|
| V—1 | 外交実施体制の整備・強化 | 171 |
| V—2 | 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革 | 177 |

基本目標Ⅵ 経済協力

| | | |
|-----|--------------|-----|
| Ⅵ—1 | 経済協力 | 183 |
| Ⅵ—2 | 地球規模の諸問題への取組 | 189 |

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| Ⅶ—1 | 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 | 197 |
| Ⅶ—2 | 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 | 201 |
| Ⅶ—3 | 国際機関を通じた地球規模諸問題に係る国際貢献 | 205 |

基本目標 I 地域別外交

施策 I — 1 アジア大洋州地域外交

| 施策名 | アジア大洋州地域外交 | 担当部局名 | アジア大洋州局 | 作成責任者名 | 地域政策課長 伊従 誠 |
|-------|---|------------|---------|------------|----------------|
| 施策の概要 | <p>1 東アジアにおける地域協力の強化 日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である。豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力 (1) 核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けて取り組む。 (2) 拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けて取り組む。</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進 (1) 政治分野の対話を促進する。 (2) 人的交流を拡大する。 (3) 日韓間の過去に起因する諸問題に取り組む。 (4) 日韓間の懸案への対応（竹島問題、排他的経済水域（EEZ）境界画定等）に対応する。 (5) 経済関係緊密化のための各種協議等の推進（日韓経済連携協定（EPA）を含む）を推進する。 (6) 安全保障分野における協力を推進する。</p> <p>4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 (1) 日中間においては、幅広いレベル及び分野において対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互惠関係」の深化を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄とともに貢献していく。 (2) 日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、互惠的・相互補完的な経済関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。</p> <p>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 (1) 我が国はメコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。 (2) 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。 (1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 (2) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 (3) 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力</p> | 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |

| | | | | |
|----------------|---|--------------------|--|--|
| | <p>7 南西アジア諸国との友好関係の強化 (1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。 (2) 要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進する。 (3) 南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施する。</p> <p>8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 (1) アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランド(NZ)との様々なレベルでの対話を実施する。 (2) 島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裏における取組に対する支持と信頼を得るため、ハイレベルを含む人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成24年5月に行われる第6回太平洋・島サミットの準備を行う。</p> | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること</p> <p>1 東アジアにおける地域協力の強化 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力 日朝間の諸懸案を包括的に解決すること、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進 良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、及びこれを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること</p> <p>4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること、及び日モンゴル関係を強化すること</p> <p>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進すること、及び各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ること</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること</p> | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>(考え方) 豊かで安定し、開かれたアジア・大洋州地域の実現は日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。</p> <p>(根拠) ・第178回国会所信表明演説(平成23年9月13日) (近隣諸国との二国間関係の強化)部分 ・第180回施政方針演説(平成24年1月24日) (アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策)部分 ・第180回国会外交演説(平成23年5月24日) (アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)部分</p> | |

7 南西アジア諸国との友好関係の強化

南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化すること

8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること。

- ① ハイレベルでの要人往来や各種競技を通じた所管国との関係強化
- ② 国際場裏での我が国に対する支持確保
- ③ 人的交流を通じた対日理解促進・友好関係の構築

| 測定指標 | 1 東アジアにおける地域協力の強化 | | | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|------------------------------------|---|------|--|------|-------------------------|------|------|----|------------------------------|---|-------------------------------|
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| (1) (参考指標) 日・ASEANの貿易量(総額)(単位:億ドル) | 1,583 | 21年度 | — | — | — | — | — | — | 以下の「測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠」に同じ。 | | |
| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| (2) ASEANを中心とする各種地域協力の進展 | 首脳・外相会談等を通じた、ASEANを中心とする各地域協力枠組みにおける協力の強化 | — | 首脳・外相会談等を通じた、ASEANを中心とする各地域協力枠組みにおける協力を具体的に推進する。 | — | ASEANを中心とする各種地域協力を強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (選定理由) 日本の平和、安定、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じ、地域共通の課題に取り組んでいくことが必要。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して域内各国との協力関係を進展させることが重要。 | |
| (3) 日中韓三か国協力の進展 | 首脳・外相会談等を通じた、日中韓三か国における協力の強化 | — | 首脳・外相会談等を通じた、日中韓三か国における幅広い分野での協力を強化する。 | — | 日中韓三か国協力を強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第180回施政方針演説(平成24年1月24日)(アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策)部分、第180回国会外交演説(平成23年5月24日)(アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)部分等 | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|---|--|--|-----------------------------------|----|----|----|----|
| (4) 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展 | 首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力の強化 | — | 首脳・外相会談等を通じた、アジア対話協力(ACD)などの各地域協力枠組みにおける協力を強化する。 | | 首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
|----------------------------|--------------------------------|---|--|--|-----------------------------------|----|----|----|----|

| 測定指標 | 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|------|--|------|---|------|------|------|------|---|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 | 国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。 | — | 国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。 | — | 日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由) 北朝鮮をめぐる拉致・核・ミサイルといった諸懸案の解決を実現するためには、国際社会での一致した行動が不可欠。</p> <p>(目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準を限定することはできないが、日朝平壤宣言にのっとり拉致・核・ミサイルといった諸懸案を解決し国交正常化を実現するという最終目標に到達するためには国際的な連携と関係各国の協力が不可欠。</p> |
| (2) 拉致問題解決や日朝関係の改善に向けた進展 | 国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。 | — | 国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。 | — | 日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などをはじめとする関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(根拠となる閣議決定・政府方針など) 第66回国連総会一般討論演説(平成23年9月23日)、第180回国会における野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)、日米首脳会談(平成24年4月30日)、日韓首脳会談(平成24年5月13日)等</p> |

| 測定指標 | 3 未来志向の日韓関係の推進 | | | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|--------------------------------------|-----------------------------|------|------|------|----------------------|------|------|----|----|----|-------------------------------|
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| (1) 日韓首脳会談の開催回数(電話会談を除く) | 4 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠」に同じ。 |
| 測定指標 | 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 | | | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| (1) 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く) | 9(日中) 6(日モ) | 22年度 | — | — | 8回程度(日中) 2回程度(日モ) | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠」に同じ。 |

| | 基準 | | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|---------------------------------|--|------|----------------------|------|--|--------------------|------|------|------|--|
| | 基準年度 | 基準年度 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組 | ①頻繁なハイレベル往来の実現 ②海洋における協力の具体的進展 ③日中経済関係の発展 ④民間交流の活発化による国民感情の改善 ⑤各種条約・協定の締結に向けた協議の実施 ⑥東日本大震災を受けた協力の進展 | 22年度 | 日中「戦略的互惠関係」を一層深化させる。 | — | ①政治的相互信頼を増進する。 ②東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ③東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。 ④互惠的経済関係をグレードアップする。 ⑤両国国民間の相互理解を増進する。 ⑥地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。 | 左記①, ②, ④, ⑤, ⑥と同じ | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由)</p> <p>中国との関係については、経済関係や人的交流がますます緊密化し相互依存関係が深まり、日中関係は日中双方にとりもっとも重要な二国間関係のひとつとなっている。日中両国は、世界第二、第三の経済大国として、戦略的互惠関係を更に深めるべく、政治的相互信頼の増進や東シナ海を「平和・協力・友好」の海とするための協力、東日本大震災を契機とした日中協力、互惠的経済関係の強化、両国国民間の相互信頼の増進等の二国間関係の強化のみならず、北朝鮮問題や国際経済・金融情勢等の地域・グローバルな課題に対する対話・協力の強化といった分野において具体的な取組を行っている。</p> <p>他方、日中両国間には、関係が緊密な隣国ゆえ様々な懸案が引き続き存在している。これらの解決のためには、両国ハイレベルから草の根まであらゆるレベル・分野での対話と交流が必要である。</p> <p>モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及びレアアース等の鉱物資源を埋蔵する重要な資源調達先として、また国際場裏におけるパートナー国としての重要性が増しており、「戦略的パートナーシップ」の具体化に向け政治及び経済関係の更なる強化が必要である。</p> <p>(目標設定の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、定量的な基準及び目標等を設定することは困難だが、中国及びモンゴルとのあらゆる分野における協力関</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|------|----------------------|---|--|--------|----|----|----|---|
| (3) 日モンゴル関係の着実な進展 | <p>①ハイレベル対話促進、経済関係促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化の推進</p> <p>②日モEPA締結に向けた協議の推進</p> | 22年度 | 日モ関係を一層深化させる。 | — | <p>①ハイレベル対話促進、経済関係促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化を推進する。</p> <p>②日モEPA締結に向けた交渉を推進する。</p> | 左記①と同じ | 同左 | 同左 | 同左 | <p>係を継続的に深化させていくことが重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中首脳会談(平成23年12月25日及び26日) ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) ・第180回国会玄葉外務大臣外交演説 ・政策推進の全体像(平成23年8月15日閣議決定)等 |
| (4) 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面) | <p>①頻繁なハイレベル往来の実現</p> <p>②海洋における協力の具体的進展</p> <p>③日中経済関係の発展</p> <p>④民間交流の活発化による国民感情の改善</p> <p>⑤各種条約・協定の締結に向けた協議の実施</p> <p>⑥東日本大震災を受けた協力の進展</p> | 22年度 | 日中「戦略的互惠関係」を一層深化させる。 | — | <p>①東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。</p> <p>②互惠的経済関係をグレードアップする。</p> <p>③地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。</p> | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------------------------|--|--|---------------|-------------|-------------------------------------|------|------|------|--|-------------------------------|
| | (5) 日モンゴル関係の着実な進展 (経済面) | ①「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた各種取組の推進 ②日モンゴルEPA締結に向けた取組の推進 | 22年度 | 日モ関係を一層深化させる。 | — | ①経済関係を促進する。 ②日モEPA締結に向けた交渉を推進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 測定指標 | 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | (1) 外交青書に記載のある要人往来数(政務官レベル以上) | 30 | 22年度 | — | — | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 以下の「測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠」に同じ。 |
| | | | | | | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| (2) 要人往来を通じた二国間関係の強化 | 様々なスキームを通じての各種会談・協議等の実施 | — | 様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。 | — | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (選定理由) メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置し、地政学的に重要な同地域の安定と均衡のとれた発展を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、平成27(2015)年のASEANの統合を促進していく必要がある。 また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要。さ | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|------|---|---------|---|---------------------------------------|------|------|------|--|
| | (3) 経済協議の実施と貿易投資環境の整備 | 各種投資委員会、フォーラムの実施 | — | 各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む | — | 「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。 | 左記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日メコン協力をより推進させる。 | 同左 | 同左 | 同左 | らに同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先。 (目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標水準、水準年度を限定することはできないが、継続してメコン地域諸国との協力関係を進展させることが重要。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・外務大臣による外交演説(平成24年2月28日) (「フルキャスト・ディプロマシー」の展開と協力フロンティアの拡大) ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) (アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成) |
| | (4) メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 | 首脳、外相会談等を通じた日メコン協力の強化する。我が国のメコン地域開発支援により、ASEAN統合を促進する。アジア大洋州地域の重要なプレイヤーであるASEAN全体と我が国との関係を強化する。 | 22年度 | 首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。 | — | 「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。 | 左記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日メコン協力をより推進させる。 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 測定指標 | 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣) | 14 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠」に同じ。 |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|-------------------------------------|-------------------------|------|--|------|---|------|------|----|----|--|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (2)要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 | 要人往来, 各種協議, 会談, 招へい等の実現 | — | 要人往来, 各種競技, 会談, 招へい等を実現し, 各国との対話・交流・協力を強化する。 | — | ①首脳級を含む要人往来による二国間関係を強化する。 ②次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話を強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (選定理由) インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの二国間関係を一層強化・発展していくことが必要。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外交政策の特性上, 特に目標年度, 水準年度を限定することはできないが, 継続して域内各国との協力関係を進展させることが重要。 (根拠となる閣議決定, 政府方針等) ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「これらの(アジア太平洋の)国々との協力関係を強化する」 ・新経済成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章(3)「アジア経済戦略」他 ・包括的経済連携に関する基本方針(平成22年11月9日閣議決定) |
| (3)各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 | EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進 | — | EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化を促進する。 | — | ①インドネシア, シンガポール, フィリピン, ブルネイ及びマレーシアとの経済連携(EPA)を確実に実施する。 ②法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。 ③日・インドネシアEPA, 日・フィリピンEPAに基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては合格率の更なる向上のための施策を講じる。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---|--|---|--|--|----|----|----|
| (4) 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 | 東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス平和構築への積極的関与等による平和構築に関する支援・関与、災害対応支援、民主主義の普及・定着への貢献等 | - | 平和構築に関する支援・関与、災害対策支援、民主主義の普及・定着への貢献等を実施する。 | - | ①東ティモールの国づくりを支援する。特に大統領選挙及び国民議会選挙が行われることを踏まえ、選挙監視団の派遣等、平和裡で円滑な選挙の実施のための支援を行う。 ②フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。 ③地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。特に、バリ民主主義フォーラムサミットが初めて開催されるところ、我が国としても一層積極的に関与する。 | ①東ティモールの国づくりを支援する。 ②フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。 ③地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 |
|---------------------------|--|---|--|---|--|--|----|----|----|

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------------|------|------|-----|---------|----------|------|------|------|------|-------------------------------|
| 測定指標 | 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 要人往来数 (外交青書に基づく) | 11人 | 22年度 | - | - | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠」に同じ。 |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|--|--|------|---|------|--|----------------------------|-------|---------|----|---|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (2) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 | 各種会談・協議等を通じた日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化 | — | 各種会談・協議等を通じた日インド戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。 | — | ①日インド首脳会談を成功裏に実施する。 ②日インド外相間戦略対話を成功裏に実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (選定理由) 南西アジア地域各国は、近年存在感を高めるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国としてアジア太平洋地域を含む国際社会での存在感を高めつつあり、我が国にとってはシーレーン(海上交通路)上の要衝に位置し地政学的な重要性を有するほか、約16億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面での関心も高まっている。かかる観点から、インドをはじめとする地域各国との間で、政治・安全保障、経済等の様々な分野で友好関係を構築、強化していくことが必要。 (目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標水準・年度を限定することはできないが、継続して我が国と南西アジア地域各国との協力関係を進展させることが重要。 |
| (3) 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進 | 首脳・外相会談及び各種協議、並びに閣僚級及び戦略的実務者招へいや21世紀青少年大交流計画などの交流事業の実施 | — | 首脳・外相会談及び各種協議、並びに交流事業を実施する。 | — | 首脳、閣僚級の要人往来、各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第180回国会施政方針演説、第180回国会外交演説、インド世界問題評議会(ICWA)主催野田総理大臣講演『人と人の「絆」に基づく「戦略的グローバル・パートナーシップ」』、玄葉外務大臣による外交演説『「フルキャスト・ディプロマシー」の展開と協力フロンティアの拡大』等。 |
| (4) 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 | 災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等の実施 | — | 災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等を実施する。 | — | ①災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 ②南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 測定指標 | 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1) 要人の往来数 | 34 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度(太平洋・島サミットの年) | 基準値と同程度(太平洋・島サミット中間閣僚会合の年) | 11件程度 | 基準値と同程度 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠」に同じ。 |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|----------------------|---|--------------------|---|--|------------------------|--|------|----|----|--|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (2)大洋州地域諸国との友好関係の強化 | ①ハイレベルでの要人往来を通じた関係強化 ②太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 | — | ハイレベルでの要人往来を通じた関係を強化する。太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係を強化する。 | — | 第6回太平洋・島サミットを成功裏に開催する。 | 豪州及びNZとハイレベルでの要人往来を実現する。 | 同左 | 同左 | 同左 | (選定理由) 豪州は、価値と利益を共有する戦略的パートナーであり、安全保障・経済の両面で関係が深化。また、ニュージーランドは、アジア太平洋地域において基本的価値を共有するパートナーであり、機会をとらえてハイレベルでの意見交換を実施。太平洋島嶼国に関しては、国際社会における我が国の取組への支持を確保するため、地域の安定と発展に向けた貢献や、ハイレベルでの要人往来の強化を通じ、友好協力関係を深化させる。 (目標設定の根拠) 外交政策の特性上、定量的な基準及び目標等を設定することは困難だが、豪州、NZ及び太平洋島嶼国とのあらゆるレベルにおける関係強化を継続的に進めていくことが重要。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第180回国会施策方針演説(平成24年1月24日) ・第179回国会施政方針演説(平成23年10月28日) |
| 達成手段 | 1 東アジアにおける地域協力の強化 | | | | | | | | | |
| | (): 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | |
| | | 22年度 | 23年度 | | | | | | | |
| | ①日・ASEAN協力(*) | 38百万円の内数 (5百万円) | 32百万円の内数 | 5百万円の内数 | 1 | 日・ASEAN首脳会議及び外相会議等を通じて、ASEAN連結性強化、防災協力、青少年交流等の分野をはじめとする具体的協力を推進する。 日・ASEAN等の枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化することは、豊かで安定したアジア・大洋州地域の実現へとつながり、ひいては日本の平和、安定、繁栄の確保につながる。 | | | | |
| ②ASEAN+3協力(*) | 51百万円の内数 (14百万円) | 42百万円の内数 | 16百万円の内数 | ASEAN+3首脳会議及び外相会議等を通じて、食料安全保障、金融分野をはじめとする実務協力を進展させる。 ASEAN+3等の枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化することは、豊かで安定したアジア・大洋州地域の実現へとつながり、ひいては日本の平和、安定、繁栄の確保につながる。 | | | | | | |
| ③東アジア首脳会議(EAS)協力(*) | 34百万円の内数 (2百万円) | 30百万円の内数 | 3百万円の内数 | 東アジア首脳会議(EAS)及び外相協議等を通じて、東アジア地域の包括的な経済連携(RCEP)、アジアの広域開発などを通じて、域内の経済連携、インフラ整備、人の交流を促進するとともに、防災、海上安全保障、エネルギー、教育等の分野で具体的な協力を推進していくとともに、米露の参加によって地域の全ての主要国が参加するフォーラムとなったEASを、地域の共通理念や基本的なルールを確認し、具体的な協力につなげる首脳主導のフォーラムとして発展させていく。 EAS等の地域協力の枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化することは、豊かで安定したアジア・大洋州地域の実現へとつながり、ひいては日本の平和、安定、繁栄の確保につながる。 | | | | | | |

| | | | | |
|--|-------------------------|------------------|--------------|--|
| ④日中韓協力 (*) | 38百万円の内 数 (25百万円) | 51百万 円の内 数 | 50百万円の内 数 | 平成23年9月にソウルに設立された日中韓協力事務局も活用しつつ、日中韓サミット及び外相会議等を通じて、経済、環境、防災など幅広い分野における日中韓三国間の未来志向の協力を進める。 日中韓等の地域協力の枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化することは、豊かで安定したアジア・大洋州地域の実現へとつながり、ひいては日本の平和、安定、繁栄の確保につながる。 |
| ⑤ 地域の安定と 繁栄を目指した その他の協力 (*) | 60百万円の内 数 (37百万円) | 42百万 円の内 数 | 16百万円の内 数 | |

| | | | | | | |
|---|--|-------------------------|------------------|-------------------|--|---|
| 達成 手段 | 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 | | | | | |
| | () : 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①核、ミサイル 等安全保障問題 の解決に向けた 取組 (*) | 29百万円の内 数 (16百万円) | 39百万 円の内 数 | 30百万円の内 数 | 2 | 核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させるため、日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築し、諸懸案の包括的解決を目指す。 国際社会で北朝鮮の抱える核、ミサイル等に関する共通認識を構築することは、懸案事項の解決にとって不可欠である |
| ②拉致問題の解決 や日朝関係の 改善に向けた取 組 (*) | 56百万円の内 数 (13百万円) | 39百万 円の内 数 | 30百万円の内 数 | | 六者会合等において関係各国と緊密に連携することに加えて、拉致被害者の動向など北朝鮮情勢に関する調査を継続し、日朝間の懸案事項解決を目指す。日朝関係の改善を目指す。 北朝鮮に対する情報収集、各国との連携強化は拉致問題の進展やその後の日朝関係改善にとって重要である。 | |

| | | | | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|------------------|-------------------|--|---|
| 達成 手段 | 3 未来志向の日韓関係の推進 | | | | | |
| | () : 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①政治分野の対 話の促進 (*) | 18百万円の内 数 (16百万 円) | 23百万 円の内 数 | 14百万円の内 数 | 3 | 日韓関係の更なる深化のため、引き続き首脳・外相会談等を実施する。 政治分野の対話促進はシャトル首脳外交の趣旨にも合致しており、日韓関係の強化に大きく寄与する。 |
| | ②人的交流の拡 大 (*) | 18百万円の内 数 (16百万 円) | 23百万 円の内 数 | 15百万円の内 数 | | 日韓関係の更なる深化のため、日韓ワーキング・ホリデーの再活性化、留学生交流の一層の促進、地方間交流の促進、地方への直行便の奨励等を実施する。 人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。 |
| ③日韓間の過去 に起因する諸問 題への取組 (*) | 21百万円 (6百万円) | 15百万 円 | 32百万円の内 数 | | 日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。 過去に起因する二国間問題の解決は未来志向の日韓関係を目指す上で前提条件となる。 | |
| ④日韓間の懸案 への対応(竹島 問題、EEZ境 界画定等) (*) | 20百万円 (10百万円) | 18百万 円 | 35百万円の内 数 | | 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。 日韓間の懸案である竹島問題、EEZ境界画定問題等の解決は未来志向の日韓関係を目指す上で不可欠である。 | |

| | | | | | | |
|---|--|---------------------|---------|------------|--|--|
| | ⑤経済関係緊密化のための各種協議等の推進 (日韓EPAに関する協議を含む) (*) | 2百万円 (2百万円) | 2百万円 | 17百万円の内数 | | 日韓関係の更なる深化のため、日韓EPA交渉の早期再開等を実施する。 EPA交渉再開等による経済関係の緊密化は良好な日韓関係の更なる深化に大きく寄与する。 |
| | ⑥安全保障分野における協力の推進 | - | - | - | | 日韓安保協力(情報交換の促進等)を更に深化させる。 |
| 達成手段 | 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 | | | | | |
| | | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | () : 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施 (*) | 15百万円 (11百万円) | 3百万円 | 1663百万円の内数 | 4 | 両国の首脳、外相、その他関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。 左記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。 |
| | ②新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招聘事業の重層的実施による対日理解強化 (*) | 1060百万円 (356百万円) | 335百万円 | 1680百万円の内数 | | 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。 左記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。 |
| | ③日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議 (*) | 9百万円 (15百万円) | 8百万円 | 129百万円の内数 | | 外相を議長とし両国の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。 左記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。 |
| ④日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進 (22年度) | 5百万円 (7百万円) | 6百万円 | 8百万円の内数 | | 「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。 | |

| | | | | | | |
|---|--|----------------------|---------|-----------|--|--|
| | ⑤台湾に関する我が国の立場を踏まえ、交流協会を通じた取組を行う (*) | 1458百万円 (1343百万円) | 1327百万円 | 4百万円の内数 | | 台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。 我が国の台湾に関する立場を堅持しつつ、交流協会を通じて様々な取組を行うことが、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。 |
| 達成手段 | 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 | | | | | |
| | | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | () : 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進 (*) | 4百万円 (3百万円) | 1百万円 | 1百万円 | 5 | タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談、また交流事業を実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。 |
| ②経済協議の推進と貿易投資環境の整備 (*) | 2百万円 (1百万円) | 2百万円 | 1百万円 | | タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、各種投資委員会・フォーラムを着実に実施する。 様々な二国間経済協議を通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化の実現に必要である。 | |
| ③メコン地域開発支援 (*) | 15百万円 (8百万円) | 14百万円 | 30百万円 | | タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。 我が国のメコン地域開発支援はASEAN統合を促進し、アジア大洋州地域の重要なプレイヤーであるASEAN全体と我が国との関係強化につながる。 | |
| 達成手段 | 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 | | | | | |
| | | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | () : 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 (*) | 9百万円 (1百万円) | 6百万円 | 6百万円 | 6 | インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの一層の関係強化のため、各種協議・会合等を実施する。 日本と相手国との間の諸問題に関し、相手国と協議を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 | |
| ②各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 (*) | 9百万円 (4百万円) | 6百万円 | 6百万円 | | インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの一層の関係強化のため、各種協議・会合等を実施する。 日本と相手国との間の諸問題に関し、相手国と協議を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 | |

| | | | | | | |
|--|-------------------------------------|---------------------|----------|-------------------|---|---|
| | ③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 (*) | 5百万円 (3百万円) | 4百万円 | 5百万円 | | インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの一層の関係強化のため、各種協議・会合等を実施する。 日本と相手国との間の諸問題に関し、相手国と協議を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 |
| 達成手段 | 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 | | | | | |
| | (): 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 (*) | 54百万円の内数 (33百万円) | 34百万円の内数 | 45百万円の内数 | 7 | 日インド年次首脳会談等各種会談・協議を実施する。 インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化は、アジア太平洋地域全体の平和と安定の確保に資するものである。 |
| ②要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進 (*) | 55百万円の内数 (34百万円) | 33百万円の内数 | 48百万円の内数 | | 要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進は、南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域の平和と繁栄に寄与するとともに、アジア太平洋地域全体の平和と安定の確保に資するものである。 | |
| ③南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施 (*) | 30百万円の内数 (20百万円) | 19百万円の内数 | 47百万円の内数 | | 各国の状況に応じた迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施を通じて、南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域の平和と繁栄に寄与することは、アジア太平洋地域全体の平和と安定の確保に資するものである。 | |
| 達成手段 | 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 | | | | | |
| | (): 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| 22年度 | | 23年度 | | | | |
| ①豪州及びニュージーランドと様々なレベルで協議を行い、二国間、地域、国際場裏における相互協力を推進 (*) | 21百万円 (9百万円) | 22百万円 | 17百万円 | 8 | 引き続き首脳・外相会談等を実施する。二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話及び太平洋・島サミットをはじめとする各種協議を実施する。 両国とハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議を実施することは、豪州及びNZとの友好関係を更に強化することにつながる。 | |

| | | | | |
|--|------------------|-------|-------|--|
| ②第6回太平洋・島サミットの開催に向けた、二国間、地域、国際場裏における相互協力の推進 (*) | 40百万円 (28百万円) | 25百万円 | 95百万円 | <p>ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を通じた関係を強化する。二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話及び太平洋・島サミットをはじめとする各種協議を実施する。</p> <p>我が国の対大洋州外交の柱である太平洋・島サミットを中心に様々な機会を捉えて太平洋島嶼国との関係強化を図ることが、対大洋州外交上極めて重要である。</p> |
| ③人的交流の拡大を通じた対日理解促進・友好関係の構築 (*) | 29百万円 (25百万円) | - | - | <p>戦略的実務者招へい等各種スキームによる人的交流を拡大する。二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話及び太平洋・島サミットをはじめとする各種協議を実施する。</p> <p>人的交流の拡大は、我が国と豪州、NZ及び太平洋島嶼国との間での包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。</p> |

施策 I — 2 北米地域外交

| | | | | | | |
|---------|--|-------------|--|------------|----------------|--|
| 施策名 | 北米地域外交 | 担当部局名 | 北米局 | 作成責任者名 | 北米第一課長 吉田朋之 | |
| 施策の概要 | <p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u> (1) 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 (2) 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。</p> <p><u>2 北米諸国との経済分野での協力推進</u> (1) 米国 ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。 イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。 ウ 個別経済問題に対処する。 (2) カナダ 日加経済枠組みに基づき、日加両国の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていく。</p> <p><u>3 米国との安全保障分野での協力推進</u> (1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 (2) 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 (3) 日米地位協定についての取組を行う。</p> | 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 | |
| 達成すべき目標 | <p>我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること</p> <p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u> 日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること</p> <p><u>2 北米諸国との経済分野での協力推進</u> 日・北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること</p> <p><u>3 米国との安全保障分野での協力推進</u> 日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。もって我が国の安全保障を確保すること。</p> | 目標設定の考え方・根拠 | <p>・日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国であり、また、我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟は、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための公共財である。したがって、幅広い分野において日米同盟をより一層深化させ、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠。</p> <p>・日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは極めて重要である。</p> <p>・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)</p> | | | |

| 測定指標 | 1 北米諸国との政治分野での協力推進 | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|------|--|------|--|---|------|------|------|--|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 | <p>日米両首脳間では、累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を更に深化・発展させていくことで一致し、二国間のみならず、アジア太平洋地域における課題さらにはグローバルな課題においては、緊密に連携した。</p> <p>日加首脳間では、政治・平和・安全保障分野に関する新たな協力枠組みに合意するとともに、さらなる連携を確認した。</p> | 22年度 | <p>日米同盟を、21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させる。</p> <p>カナダとの緊密な連携をより一層強化する。</p> | — | <p>日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。日米両国は、二国間のみならず、北朝鮮、ミャンマーなどのアジア太平洋地域における課題、さらにはアフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題などのグローバルな課題について</p> | <p>日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。</p> <p>日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。</p> | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(測定指標の選定理由及び目標設定の根拠)</p> <p>日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国であり、我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟は、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための公共財である。また、日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであり、その関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日米・日加両政府間における緊密な協議・政策調整は不可欠である。</p> <p>また、日米・日加間の相互理解はより強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流・対話を重層的に強化し、日米・日加間の相互理解を促進することは極めて重要。</p> <p>なお、外交政策の特性上、目標年度を限定することは困難であるが、継続して米加両国との協力関係を進展させていく。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) |

て、責任と役割を分担しながら共に取り組んでいく。

日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。特に、日加物品役務相互提供協定（ACSA）交渉を進める。

| | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|---|--|---|---|--------------------------------|----|----|----|
| (2) 日米・日加間の相互理解の進展 | 重層的な日米・日加の交流・対話の実施 | — | 重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。 | — | より重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米桜寄贈百周年事業の成功を受け、更なる交流の機運を高める。 | 日米・日加間でより重層的な効果的な交流・対話事業を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 |
|--------------------|--------------------|---|--|---|---|--------------------------------|----|----|----|

測定指標 2 北米諸国との経済分野での協力推進

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|---------------------|---|------|---|------|---|--|------|------|------|---|
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 米国との経済分野での協調の深化 | 世界経済の情勢変化が進む中、日米が、両国経済のみならず、アジア太平洋地域経済、世界経済の新たな成長を実現し、地球規模の課題に対処するため、経済分野における協力をさらに強化した。具体的には、11月の日米首脳会談の際に、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」を発出し、この一環として、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進の | 22年度 | ①日米首脳会談・外相会談等の機会を捉えた具体的成果を積み上げる。 ②日米間の各種経済対話を実施する。 | — | 日米間の各種の経済対話等を進め、クリーンエネルギー・イニシアティブ、グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する協力、トモダチ・イニシアティブ等の協力を推進 | 日米間の各種の経済対話・協力等を進め、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化し | 同左 | 同左 | 同左 | (測定指標の選定理由及び目標設定の根拠) 世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国・カナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米・日加それぞれの取組が我が国の経済成長及び復興、ひいては世界経済の成長につながるよう対北米地域経済政策を強化していく必要がある。 経済面において日米関係を強化・発展させることは日米同盟の深化の観点からも極めて重要である。日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するという目標は、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-------------|--|----------|--|---|-----------|-----------|---|
| | <p>ための日米対話、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話、日米クリーンエネルギー政策対話及びエネルギー・スマートコミュニティ・イニシアティブを立ち上げた。また、10月の日米外相会談では、レアアース等戦略資源の安定供給確保について協力していくことで一致し、更に、オバマ政権が推進している高速鉄道計画への日本の技術の導入を図るため、ハイレベルから積極的な働きかけを実施したほか、超電導リニアに関する日米協力の推進にも取り組んだ。</p> | | | | <p>し、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。</p> | <p>ていく。</p> | | | <p>カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、農産品の安定的な供給、エネルギー・鉱物資源の安定的な確保といった観点からも重要性が高まっている。そのような中、次官級経済協議や貿易投資対話等の実施を通じ、日加経済枠組みに基づく個別の協力を促進するとともに、日加EPA交渉の進展により二国間関係の更なる活性化と深化を図る必要がある。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) |
| <p>(2) カナダとの経済分野での協調の深化</p> | <p>日本とカナダは、基本的価値を共有するアジア・太平洋地域におけるパートナー及びG8のメンバーとして幅広い分野で緊密に協力しており、経済分野においては日加次官級経済協議、日加貿易投資対話、協力作業部会等の実施、科学技術、エネルギー・鉱物資源分野等の個別の協力を促進した。具体的には、11</p> | <p>22年度</p> | <p>①日加EPAを前進させる。 ②日加間の各種経済対話を実施する。</p> | <p>—</p> | <p>日加EPA交渉の開始及び交渉の進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進の</p> | <p>日加EPA交渉の進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---|---|---|---|--|----|----|----|---|
| | | | | | 日米安保体制の信頼性を向上させる。 | | | | | 在日米軍再編の着実な実施やその他の具体的な取組により、在日米軍の効率的・効果的な運用に寄与するとともに、在日米軍の施設・区域が周辺の住民に与える負担を軽減し、周辺住民の理解と支持を得ていくことが重要である。 |
| (2) 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 | 日米両国の緊密な協議のもと在日米軍の再編の着実な実施及び日米地位協定についての取組。 | — | 在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。 | — | 4月及び昨年6月に発出した日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに、再編計画の調整を踏まえ、可能なところから在日米軍再編を進めていく。また、このような取り組みを通して、在日米軍の活動がその施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。 | 在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に努め、在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。 | 同左 | 同左 | 同左 | (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) |

| 達成手段 | 1 北米諸国との政治分野での協力推進 | | | | | |
|------|--|------------------------|--------------|-------------------|------------|--|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①日米、日加両政府間(首脳、外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施 (*) | 20百万円 (15百万円) | 16百万円 | 10百万円 | 1 | <p>日米・日加間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施する。日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。</p> <p>日加関係、特に、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。</p> <p>日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢やミャンマーなどのアジア太平洋地域情勢、そしてアフガニスタン、パキスタン、イランといったグローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携を図っている。</p> <p>また、日加間においても、首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、平和・安全保障分野での協力を含め、幅広い分野での協力関係を拡充・発展させている。</p> |
| | ②日米・日加両国間における重層的な交流・対話の実施 (*) | 95百万円 (60百万円) | 229百万円 | 201百万円 | | <p>在米・在加日系人との交流、マンスフィールド研修計画、日加安保シンポジウム、日米外交官交流等の各種交流・対話案件、及び2012平成24年日米桜寄贈100周年事業等各種周年行事を実施する。</p> <p>より重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。2012平成24年日米桜寄贈100周年事業の成功を受け、更なる交流を進展させていく。</p> <p>各種交流・対話事業を実施することにより、日米・日加間の人的ネットワークを拡充し、また、米加両国民の対日理解を促進するとともに、両国との協力関係の発展に寄与している。また、日米の各種周年行事を通じ、日米双方の国民の間で、長きに渡る日米交流の歴史への理解を深めるとともに、日米関係の重要性についての理解をより一層深めている。</p> |
| 達成手段 | 2 北米諸国との経済分野での協力推進 | | | | | |
| | () : 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①日米経済関係強化に向けた取組 (*) | 21百万円 の内数 (6百万円) | 14百万円 の内数 | 10百万円の内数 | 2 | <p>日米間の各種経済対話を実施する。</p> <p>日米間の各種の経済対話・協力を進め、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。</p> <p>日米経済関係を強化・発展させることは両国の成長・繁栄のみならず日米同盟の深化の観点からも極めて重要であることから、日米両国の持続可能な経済成長に資する各種経済対話・協力の実施は、日米関係強化に寄与している。</p> |

| | | | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|-------------------|---------|-----------|---|---|
| | ②「日加経済枠組み」に基づく日加経済関係強化 (*) | 4百万円の内数 (1百万円) | 5百万円の内数 | 4百万円の内数 | | 日加間の各種経済対話の実施 平成23年3月から約1年間に亘る共同研究の結果を踏まえ、日加EPA交渉の開始に向けた取組を含め個別の協力を強化していく。 日加間の各種経済対話に基づく個別の協力を促進すると共に、日加EPA交渉の開始に向けて取り組むことにより、二国間関係の更なる活性化と深化に寄与している。 |
| 達成手段 | 3 米国との安全保障分野での協力推進 | | | | | |
| | (): 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続 (*) | 37百万円 (30百万円) | 29百万円 | 25百万円 | 3 | 様々なレベルでの安全保障に関する協議、日米安全保障リーダー育成セミナー、米軍との連携強化に関する施策を実施する。 日米間で緊密な協議を実施し、幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、一層日米安保体制の信頼性を向上させる。 様々なレベル安全保障分野における協力に関する協議を実施することにより、幅広い分野において具体的な日米安保協力を進展させることが可能となる。また、日米安保体制を支える人材を確保、育成するためのセミナーの開催は、日米間の緊密な協力態勢の維持、発展に大きく寄与するものである。 |
| ②在日米軍再編等の着実な実施の推進 (18年度) | 10百万円 (10百万円) | 10百万円 | 9百万円 | | 在日米軍の兵力態勢再編に関する協議を実施する。 在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に努め、在日米軍の安定的な駐留を確保する。 日米間の合意に基づいて在日米軍の再編を着実に実施していくためには、両国間で緊密な協議を重ねていくことが必要である。 | |
| ③日米地位協定についての取組 (*) | 49百万円 (40百万円) | 43百万円 | 38百万円 | | 沖縄事務所の運営、在日米軍オリエンテーションプログラムの実施 在日米軍の活動が在日米軍施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。 (沖縄事務所の運営) 在日米軍専用施設・区域の74%が集中している沖縄において、施設・区域の周辺の住民を始めとする地元との調整を行うことは、在日米軍の駐留に対する住民の支持と理解を得るためには不可欠である。 (在日米軍オリエンテーションプログラムの実施) 米軍人の日本に対する理解を深めることは、周辺住民との「良き隣人」関係の促進や、ひいては円滑且つ効果的な日米安保体制の運営に寄与するという観点から重要である。 | |

施策 I — 3 中南米地域外交

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---|------|------|------|-------------|---|------|------|------|------------|--|
| 施策名 | 中南米地域外交 | | | | 担当部局名 | 中南米局 | | | | 作成責任者名 | 中米カリブ課 野口 泰 |
| 施策の概要 | <p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 (1) 経済連携協定（EPA）等の法的枠組の運用や政府間等の対話を通じた中米・カリブ諸国との経済関係の強化 (2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する中米・カリブ諸国の支持獲得・協力 (3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進 (4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体との関係の強化</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化 (1) 経済連携協定（EPA）や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化 (2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進 (3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び子弟の教育問題等への取組の側面支援</p> | | | | 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |
| 達成すべき目標 | <p>中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること</p> <p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じ、中南米全体との関係を強化すること</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化 南米諸国との経済関係を強化すること、国際場裏における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること</p> | | | | 目標設定の考え方・根拠 | <p>中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に5.9億人の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、我が国にとって、EPAや投資協定、官民連携による市場開拓等経済関係の強化を図ることが重要。また、33か国が地域国際機関等を軸にまとまっており、国際社会において影響力を有している。我が国が、グローバルな課題に取り組む上で中南米地域と協力関係を強化することは重要。</p> | | | | | |
| 測定指標 | 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| | (1) 中米諸国との首脳・外相会談の実施数 | 7 | 21年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 中南米諸国との関係においては、首脳若しくは外相といったハイレベルによる働きかけが（他地域に比べても）関係強化に取り分け重要な役割を果たす。外交活動の成果を定量的に示すことは難しいが、相手国の政策に影響力の大きい首脳・外相会談の実現は、日々の外交活動の成果の一つであると考えられる。 |

| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|---------------------------|--|------|--|------|--|--|------|------|------|---|
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) 貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化 | メキシコとの間でEPAによる更なる貿易拡大に向け協議した。また、その他中米諸国との間で経済交流促進のための対話を進めた。 | 22年度 | 日墨EPAを円滑かつ効果的に運用するためにメキシコ側と協議を重ねると共に、中米カリブ諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。 | - | 日墨EPAの円滑かつ効果的な運用のため、メキシコと各種委員会を通して協議を重ねる。中米諸国との間で経済関係強化のための現地協議会を立ち上げる。平成23年度のカリブへの官民合同ミッション派遣のフォローアップを引き続き行う。 | 日墨EPAを円滑かつ効果的に運用するためにメキシコ側と協議を重ねると共に、中米カリブ諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、EPAその他の枠組みを通じた経済関係の活性化、首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの人物交流及び文化交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効。なお、外交政策の特性上、目標年度を設定することは困難であるが、継続して中南米諸国との協力関係を進展させることが重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第176回国会所信表明演説（平成22年10月1日） ・第177回国会外交演説（平成23年1月24日） |
| (3) 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 | 地域会合等も活用し、バイ、マルチの双方から、気候変動等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。 | 22年度 | バイ、マルチの双方を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。 | | 気候変動、国連改革等について中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。ポストMDGsの議論やNPD1につき、特にメキシコと緊密に協力する。 | バイ、マルチの双方を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|--|------|--|---------|--|--|------|------|------|--------------------------------|
| | (4) 要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展 | 国家元首から若手外交官までの多岐にわたるレベルで人物交流を行った。 | 22年度 | 重層的なレベルでの人物交流を引き続き強化する。 | | 日本と中米カリブ地域の間での政府要人の往来を達成するとともに、積極的に若手外交官を招聘する。 | 重層的なレベルでの人物交流を引き続き強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| | (5) 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 | 日・カリコム外相会議、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じて、マルチでの影響力の強化を図った。 | 22年度 | FEALACや日本・中米「対話と協力」等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。 | | FEALAC高級実務者会合、FEALAC環境ビジネス会合、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じ、中南米諸国との関係を強化すると共にアジアと中南米の間の協力を促進する。 | FEALAC、日本・中米「対話と協力」等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 測定指標 | 2 南米諸国との協力及び交流強化 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 南米諸国との首脳・外相会談の実施数 | 5 | 21年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。 |

| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|-------------------------|--|------|--|------|--|---|------|------|------|---|
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) 南米諸国との経済関係強化の進展 | ペルーとのEPAが交渉完了、コロンビアとの投資協定が実質合意に至ったほか、ボリビアとの間でリチウム開発に係る言及を含む共同声明に署名した。 | 22年度 | 交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。 | — | 日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続、日・コロンビアEPA共同研究の早期終了に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。また、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。 | 交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。また、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>南米諸国との協力及び交流の強化のためには、EPAその他の枠組みを通じた経済関係の活性化、首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効。</p> <p>なお、外交政策の特性上、目標年度を設定することは困難であるが、継続して中南米諸国との協力関係を進展させることが重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第176回国会所信表明演説（平成22年10月1日） ・第177回国会外交演説（平成23年1月24日） |
| (3) 南米諸国との国際場裏における協力の強化 | 所管する4か国の首脳訪日を始めとして、バイ、マルチ双方の機会において、気候変動等我が国の立場への理解・支持取り付けのための働きかけを行った。 | 22年度 | バイ、マルチの双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。 | — | 国連改革、環境・気候変動、軍縮不拡散等について、南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。 | バイ、マルチの双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------|--|---|--|--|----|----|----|
| | (4)南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展 | ブラジルとの間で、第3回司法作業部会を開催したほか、社会保障協定への署名を行った。 | 22年度 | 南米諸国出身の在日外国人をめぐり、司法作業部会等の対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。 | — | 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し、二国間条約の締結に向けた協議を含め、対話の機会を構築に向けて取り組む。 | 南米諸国出身の在日外国人をめぐり、司法作業部会等の対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 達成手段 | 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 | | | | | | | | | |
| | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | |
| | ():開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | | | | | |
| | ①経済連携協定(EPA)に基づく取組や様々なレベルの対話等による経済関係強化の取組(18年度) | 6百万円 (4百万円) | 5百万円 | 5百万円 | 1 | 日墨EPA各種委員会の開催 日・中米間の経済関係強化に向けた対話の促進 本手段を通じて、我が国と中米地域との間の貿易・投資の一層の拡大を進めていく上での条件整備が促進される。 | | | | |
| | ②国際社会の諸課題に関する協力関係の強化(23年度) | — | 9百万円 | — | — | 地域国際機関等との対話の場の活用 国連等国際場裏における協力関係促進のための働きかけ 中米カリブ23か国との連携の強化は、グローバルな話題に関する我が国の影響力強化につながる。 | | | | |
| ③要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進(昭和46年度) | 8百万円 (2百万円) | 8百万円 | 4百万円 | | 首脳レベルを含む多様なレベルでの要人往来 要人往来を通じて、我が国と中米カリブ諸国との一層の関係強化が図られる。 | | | | | |
| ④中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化(20年度) | 39百万円 (63百万円) | 11百万円 | 19百万円 | | カリコム、中米統合機構(SICA)等の地域国際機関と協議 第15回日本・中米「対話と協力フォーラム」の開催 カリコム、SICAとの関係強化を通じて、地域・マルチの場での我が国の影響力の増進が期待できる。 | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------|--|------------------|----------|-----------|--|---|
| | ⑤CELAC（ラ米・カリブ共同体）、太平洋同盟、FEALAC（アジア・中南米協力フォーラム）やOAS（米州機構）等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化（昭和27年度） | 10百万円 (10百万円) | 19百万円 | 16百万円 | | OAS等の地域国際機関との関係強化 FEALAC等の多国間フォーラムへの積極的参加 CELAC、太平洋同盟等の中南米地域・準地域機構との関係強化 中南米における日本の存在感を高める効果が期待できる。 |
| 達成手段 | 2 南米諸国との協力及び交流強化 | | | | | |
| | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | ():開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①南米諸国との経済関係強化のための取組（19年度） | 19百万円 (16百万円) | 20百万円 | 29百万円の内数 | 2 | 二国間経済関係協定の締結に向けた取組の推進 南米諸国からのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた対話の推進 日コロンビア投資協定の発効に向けた手続きの完了、要人往来を通じた対話の機会の確保 本取組を通じて、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大を進めていく上での環境整備が促進される。 |
| | ②南米諸国との国際社会の諸課題に関する協力関係の強化（19年度） | 2百万円 (7百万円) | 2百万円 | — | — | 国連総会等の国際会議の場における働きかけ 我が国の立場を説明し、支持を拡大するために国際会議、地域会議を積極的に活用 南米10か国との連携の強化は、グローバルな課題に関する我が国の影響力強化につながる。 |
| | ③在日南米人を巡る諸問題への取組（17年度） | 13百万円 (—) | 12百万円 | 8百万円 | — | 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けた取組の推進 二国間条約締結に向けた準備交渉の実施 本取組を通じて、南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題の解決に向けた取組が促進される。 |
| ④メルコスールとの対話の促進と協力の強化（24年度） | — | — | 24百万円の内数 | — | メルコスールの会合への出席及び会議の場における働きかけ 本取組を通じて、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大を進めていく上での条件整備が促進される。 | |

施策 I — 4 欧州地域外交

| 施策名 | 欧州地域外交 | 担当部局名 | 欧州局 | 作成責任者名 | 政策課長 倉光秀彰 |
|-------|--|------------|-------|------------|--------------|
| 施策の概要 | <p><u>1 欧州地域との総合的な関係強化</u> (1) 欧州地域（各国，EU，NATO，OSCE，欧州評議会（CoE））との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。 (2) 欧州各国との社会保障協定，租税条約，刑事共助条約及び税関相互支援協定の締結・改正協議の継続，及びPNR協定締結協議開始に向けた検討を行う。 (3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。</p> <p><u>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進</u> (1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。 (2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。 (3) 人的・知的交流，民間交流の維持・促進</p> <p><u>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</u> (1) 首脳会談，外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。 (2) 平和条約締結交渉を推進し，四島交流，四島住民支援事業等を実施する。 (3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に，エネルギー，極東・東シベリア開発や，ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。 (4) 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。 (5) 防衛当局間のハイレベル交流，部隊間交流，外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。 (6) 各種招へい事業，交流事業等を実施する。</p> <p><u>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</u> (1) 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。 (2) 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。 (3) 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。</p> | 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |

| | | | |
|----------------|--|--------------------|---|
| <p>達成すべき目標</p> | <p>基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化すること</p> <p>1 欧州地域との総合的な関係強化 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進 対話を通じて人的交流や政治・経済関係を維持・強化すること、及び共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること</p> <p>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること</p> | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>(目標設定の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、世界経済、軍縮・不拡散、気候変動、及びエネルギー安全保障等のグローバルな課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。 アジア太平洋地域における重要な隣国同士である日本とロシアが、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、変化の激しい同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野において連携を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。 地政学的に重要であり、且つ、資源外交上も重要な中央アジア・コーカサス地域の安定と繁栄に協力することは我が国と同地域の双方にとり有益。 <p>(根拠) 第180回国会外交演説（平成24年1月24日）</p> |
|----------------|--|--------------------|---|

| | | | | | | | | | | |
|--|------------------|------|-----|------|-----------------|------|------|------|------|--|
| 測定指標 | 1 欧州地域との総合的な関係強化 | | | | | | | | | |
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) ①政治・安保分野における協議・対話の実施回数 ②シンポジウム、セミナー等の開催回数 ③知的交流事業における派遣者数 | ①8 ②2 ③4 | 21年度 | — | — | ①12 ②3 ③3 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 欧州地域との関係を定量的に示すことは困難であるが、本指標の数値は同関係に関する状況を測る上で、有益な参考となる。24年度の目標値は過去3年間の実績の平均とした。 |

| | 基準 | | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
|----------------------------|---|------|-----------------------|------|--|---|---|---|---|--|--|
| | 基準年度 | 24年度 | | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (2) 欧州地域との総合的な対話・協力の進展 | 日EU定期首脳協議やNATO, OSCE, アジア欧州会合（ASEM）における協力といった欧州各国及び国際機関との関係強化 | — | 欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。 | — | 日EU定期首脳協議及びASEM第9回首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。 | 日EU定期首脳協議及びASEM第11回外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。 | 日EU定期首脳協議及びASEM首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。 | 日EU定期首脳協議及びASEM外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。 | 日EU定期首脳協議及びASEM首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。 | （選定理由） 欧州の各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流により国際社会の諸課題に関する共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠であるため。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して域内各国・国際機関との協力関係を進展させることが重要。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 第180回国会外交演説等 | |
| (3) 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 | 社会保障協定、租税条約、税関相互支援協定などの欧州各国との法的枠組みの整備 | — | 欧州各国との法的枠組みを整備する。 | — | 欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改訂に向けた作業を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | | |
| (4) 人的ネットワーク構築の進展 | 日本の専門家の派遣等による知的交流の促進及び招聘プログラムの実施 | — | 人的交流を円滑に実施する。 | — | 日EU共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招聘プログラムを実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | | |
| 測定指標 | 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進 | | | | | | | | | | |
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| (1) 西欧及び中東欧諸国との首脳間・外相間協議の数 | 38 （参考指標） | 23年度 | — | — | — | — | — | — | — | — | 西欧及び中・東欧諸国との協力を定量的に示すことは困難であるが、首脳間・外相間の協議の数はその協力関係を間接的に表すものとして有用である。 |

| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|---------------------------------|--|------|---|------|--|---|---|---|---|--|
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) 政府間対話の進展 | 要人往来や国際会議の機会に、政府ハイレベル間の対話を設定し、首脳会談を19件、外相会談を19件実施した。 | 23年度 | 可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。 | — | 英・独等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。 | 可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | （測定指標の選定理由） 国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧及び中・東欧諸国と関係を強化していくためには、政府間対話、共通の諸課題に関する政策調整・協力及び民間の人的・知的交流それぞれの進展が不可欠であるため。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 外交政策の特性上、特定的水準や目標年度を設定することができないが、継続して政府ハイレベル間の対話、事務レベルの協議、民間の人的・知的交流を実施していくことが重要なため。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 第177回国会外交演説 |
| (3) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整の進展 | 次官級・局長級協議を33件実施し、これらの機会を通じて二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行った。 | 23年度 | 頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う | — | 頻繁な事務レベルの協議を通じて、環境分野等を中心に、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。 | 頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| (4) 民間の人的・知的交流の進展 | 有識者や一般市民、政府関係者等の参加を得て、シンポジウムや調査・研究等を15件実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。また、各国との周年関連事業を成功裏に実施した。 | 23年度 | シンポジウム、調査・研究等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。 | — | 日スペイン・シンポジウムや日独フォーラム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。 | 日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日本スペイン交流400周年を成功裏に実施する。 | 日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日スイス外交関係樹立150周年を成功裏に実施する。 | 日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて、民間の人的・知的交流の推進する。 | 日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて、民間の人的・知的交流の推進する。 | |

| 測定指標 | 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 | | | | | | | | | | |
|-------------|--|------|--|------|---|------|------|------|------|------------------------------|---|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| (1) 政治対話の深化 | 首脳・外相会談を含むハイレベル対話の成功裏の実施及び議員や議会对話の成功裏の実施 | — | 首脳会談を始めとするハイレベル対話を実施するとともに、議会、議員間交流を進展させる。 | — | 首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会对話を成功裏に実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由）</p> <p>アジア太平洋地域における重要な隣国同士である日本とロシアが、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、変化の激しい同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、政治、経済、文化、国際舞台での協力等あらゆる分野において連携を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得るため。</p> <p>（目標（水準・目標年度）設定の根拠）</p> <p>外交政策の特性上、特定の基準及び目標等を設定することは困難だが、ロシアとのあらゆる分野における協力関係を継続的に深化させていくことが重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等）</p> <p>第177回国会外交演説</p> |
| (2) 平和条約交渉 | 平和条約締結交渉を継続し、四島交流・四島住民支援事業等の実施 | — | 領土問題の解決に向けた協議の継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。 | — | 領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | |
|------------------|--------------------------------------|---|--|---|--|----|----|----|----|
| (3) 貿易経済分野における協力 | 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合の成功裏の実施 | — | エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。 | — | 貿易経済日露政府委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| (4) 国際舞台における協力 | 地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話の推進 | — | 地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際舞台における協力を推進する。 | — | 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---|--|---|---|----|----|----|----|
| (5)防衛・治安分野における関係の発展 | 防衛当局間・部隊間交流, 外交・防衛当局間協議, 及び治安当局間交流の推進 | — | 防衛当局間・防衛当局間・部隊間交流, 外交・防衛当局間協議, 及び治安当局間交流といった防衛・治安分野における関係を発展させる。 | — | 共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| (6)文化・国民間交流の進展 | 文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業等招へい・交流事業等の推進 | — | 各種スキームによる招へい, 文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。 | — | 各種スキームによる招へい, 文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |

| | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|------|-----|------|----------|------|------|------|------|---|
| 測定指標 | 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 | | | | | | | | | |
| | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) (参考指標) 中央アジア・コーカサス諸国との貿易額（財務省貿易統計による） | 933 (億円) | 21年度 | — | — | — | — | — | — | — | 中央アジア・コーカサス諸国との関係強化のための外交努力を数値で表示することは極めて困難であるため貿易額の推移を外交努力の結果を反映する参考指標として設定することとした。基準年度を21年度としたのは世界金融危機（平成20年）翌年であり経済関係再構築にとり相応しい年と思われるため。 |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|--|---|------------------|---------------------|-----------|---|--|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|---|
| | 基準年度 | 基準年度 | 目標年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) 各国との対話・交流等の進展 | 要人往来、政務協議及び招聘の実施 | — | 要人往来、政務協議及び招聘を実施する。 | — | 要人往来、政務協議及び招聘を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 要人往来、政務協議及び招聘は以前から実施してきたが、平成20年の世界金融危機の翌年を起点としてそれぞれの実施回数の変化が貿易額の変化に与える影響を測定するため。 |
| (3) 「中央アジア+日本」対話の進展 | 「中央アジア+日本」対話の実施 | — | 「中央アジア+日本」対話を実施する。 | — | 「中央アジア+日本」対話第4回外相会合を開催する。 | 「中央アジア+日本」対話高級実務者会合を開催する。 | 「中央アジア+日本」対話外相会合を開催する予定。 | 「中央アジア+日本」対話高級実務者会合を開催する予定。 | 「中央アジア+日本」対話外相会合を開催する予定。 | 平成22年8月に開催された「中央アジア+日本」対話・第3回外相会合（タシケント：ウズベキスタン）において、平成24年度の第4回外相会合を東京で開催すること及び本件会合開催のルールについて合意が図られたため。 |
| 達成手段 | 1 欧州地域との総合的な関係強化 | | | | | | | | | |
| | (): 開始年度 | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | |
| | | 22年度 | 23年度 | | | | | | | |
| | ① 欧州地域（各国、EU、NATO、OSCE、CoE）との政治面での対話（*） | 19百万円 (21百万円) | 21百万円 | 12百万円 | 1 | <p>欧州連合（EU）との関係においては、日EU定期首脳協議、日EU外相協議及び日EU政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。また、北大西洋条約機構（NATO）との関係では、日・NATO高級事務レベル協議等を通じて、NATOとの対話を強化するほか、欧州安全保障協力機構（OSCE）及び欧州評議会（CoE）との関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。</p> <p>欧州地域との政治的対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。</p> | | | | |
| | ② 欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議（*） | — | — | — | — | <p>各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。</p> <p>租税条約及び社会保障協定は、日欧間の投資・人の移動を促進する上で、また、刑事共助条約及び税関相互支援協定及びPNR協定は、犯罪対策等の分野における欧州各国との連携を強化する上で重要であり、これら条約・協定の締結・改正により欧州各国との法的枠組を整備する。</p> | | | | |
| ③ 人的・知的交流の促進（*） | 58百万円 (60百万円) | 25百万円 | 18百万円 | — | <p>日EU共同シンポジウム、日EU政策策定者セミナー、及び日NATOセミナーなどの開催、有識者の派遣、招聘を実施する。</p> <p>欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。</p> | | | | | |
| ④ ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進（*） | — | — | — | — | <p>アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題やグローバルな問題について、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件について、アジア欧州会合（ASEM）の各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の間で議論を深めつつ、協力関係を構築する。</p> <p>ASEMの各種会合への建設的関与とASEMの各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値観を共有し、現在の国際社会で影響力を増大させている欧州等の間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的な関係の強化に資するものである。</p> | | | | | |

| 達成手段 | 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進 | | | | | |
|------|--------------------------------------|-------------------------|-----------|-------------------|------------|---|
| | (): 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進 (*) | 35百万円の内数 (35百万円) | 41百万円の内数 | 34百万円の内数 | 2 | 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府間の対話を実施することは、西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進に直結している。 |
| | ②共通の諸課題に関する協議・政策調整 (*) | 18百万円 (9百万円) | 7百万円 | 15百万円 | | 二国間の協力案件や懸案、軍縮・不拡散、国連安保理改革といった国際社会の問題、日EU間の事項等の共通の諸課題について、政策調整・協力を進めること自体が具体的施策の目的となっている。 |
| | ③人的・知的交流、民間交流の維持・促進 (*) | 89百万円の内数 (60百万円) | 53百万円の内数 | 48百万円の内数 | | 周年事業や賢人会議、共同研究・調査等を支援・活用することにより、民間の人的・知的交流を維持・促進に寄与する。 |
| | ④貿易投資・経済関係の協力推進、ビジネス環境の整備を促進 (*) | 12百万円の内数 (7百万円) | 10百万円の内数 | 12百万円の内数 | | 各種経済協議の枠組等を用いて、両国間の貿易・投資関係推進について意見交換を行うことにより、経済分野の政策調整に資するだけでなく、民間の交流も促進することができる。 |
| 達成手段 | 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 | | | | | |
| | (): 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①政治対話の深化 (*) | 6百万円の内数 (6百万円) | - | - | 3 | 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話の積極的な推進。 日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けて、政治、経済、文化、国際舞台での協力等あらゆる分野において連携を深めるとともに、戦後65年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を完全に正常化させることは、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。 |
| | ②平和条約交渉 (*) | 1047百万円の内数 (1046百万円) | 949百万円の内数 | 798百万円の内数 | | 平和条約締結交渉の推進、四島交流、四島住民支援事業等の実施。 日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けて、政治、経済、文化、国際舞台での協力等あらゆる分野において連携を深めるとともに、戦後65年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を完全に正常化させることは、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。 |
| | ③貿易経済分野における協力 (*) | 200百万円の内数 (200百万円) | 189百万円の内数 | 607百万円の内数 | | 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組の実施。特に、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力の着実な進展。 日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けて、政治、経済、文化、国際舞台での協力等あらゆる分野において連携を深めるとともに、戦後65年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を完全に正常化させることは、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。 |

| | | | | | | |
|------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------|-----------|---|--|
| | ④国際舞台における協力 (*) | 21百万円の内数 (20百万円) | 17百万円の内数 | 11百万円の内数 | 地球規模の課題及び主要な地域問題に関する協力・対話の実施。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議の実施。 日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けて、政治、経済、文化、国際舞台での協力等あらゆる分野において連携を深めるとともに、戦後65年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を完全に正常化させることは、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。 | |
| | ⑤防衛・治安分野における関係の発展 (*) | 21百万円の内数 (20百万円) | 17百万円の内数 | 11百万円の内数 | 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施。治安当局間による交流の実施。 日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けて、政治、経済、文化、国際舞台での協力等あらゆる分野において連携を深めるとともに、戦後65年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を完全に正常化させることは、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。 | |
| | ⑥文化・国民間交流の進展 (*) | 178百万円の内数 (177百万円) | 164百万円の内数 | 160百万円の内数 | 各種招へい事業、交流事業等の実施。 日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けて、政治、経済、文化、国際舞台での協力等あらゆる分野において連携を深めるとともに、戦後65年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を完全に正常化させることは、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。 | |
| 達成手段 | 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 | | | | | |
| | (): 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む) | - | - | - | 4 | ハイレベルの要人往来・政治対話を行う。 政府との協議や働きかけを通じて、資源分野を中心に日本企業の活動を支援する。 |
| | ②各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援 | - | 5百万円 | - | - | 地政学的重要性を有し、また、エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国の外交当局者との協議を行う。 中央アジア・コーカサス諸国の持続的発展のため、各国との協議や経済協力を通じて民主化・市場経済化を支援する。 |
| ③「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進 | 16百万円 (13百万円) | 14百万円 | 34百万円 | | 平成16年8月に立ち上げた「中央アジア+日本」対話の枠組みで外相会合、高級実務者会合、分野別協議を開催する。 中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。 | |
| ④人的、知的交流の促進 | 7百万円 (3百万円) | 3百万円 | 3百万円 | | 中央アジア諸国の有識者を我が国に招聘し、我が国有識者と忌憚のない意見交換を行う。 中央アジア諸国の将来を担う若手外交官や青年を招聘する。 | |

施策 I — 5 中東地域外交

| | | | | | | |
|---------|---|-------------|---|---------|------------|-----------|
| 施策名 | 中東地域外交 | | 担当部局名 | 中東アフリカ局 | 作成責任者名 | 中東第一課長岡寛介 |
| 施策の概要 | <p><u>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</u> (1) 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、今後の同諸国の改革努力の支援を含め、国際社会と連携する。 (2) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。 (3) イラクの安定・復興に貢献する。 (4) アフガニスタンの安定・復興に貢献する。 (5) イランとの良好な関係を基盤とした働きかけを行う。 (6) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。</p> <p><u>2 中東諸国との関係の強化</u> (1) 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。 (2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。 (3) 湾岸協力理事会（GCC）諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。</p> | | 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |
| 達成すべき目標 | <p>中東・北アフリカ地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること</p> <p><u>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</u> 中東和平を実現させ、イラク及びアフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対処すること</p> <p><u>2 中東諸国との関係の強化</u> 対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCCとの間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること</p> | 目標設定の考え方・根拠 | <p>中東・北アフリカ地域は国際通商上の重要な海上ルートを擁し、大量の石油及び天然ガスを供給している。エネルギー供給の多くを同地域に頼る我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。加えて、平成22年末からの同地域での大規模デモを契機とした政情不安、及びその後の民主的体制への移行、中東和平問題、アフガニスタン・イラクの復興、イランの核問題等国際社会全体にとって共通の課題を多く抱える同地域の諸問題に、国際社会の一員として積極的に貢献することは不可欠。また、中東・北アフリカ地域は目覚ましい勢いで経済発展を遂げており、我が国の経済成長のためにも同地域と経済関係を強化することは有益。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第176回国会所信表明演説（平成22年10月1日） ・第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日） | | | |

| 測定指標 | 1 中東地域安定化に向けた働きかけ | | | | | | | | | |
|--|---|------|--|------|--|---|------|------|------|--|
| | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 中東和平実現の取り組みに係る我が国要人の往訪数及び中東和平関係諸国要人の往来数 | 4 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由）</p> <p>中東和平の実現に向けた我が国の取り組みにおいて、イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、信頼醸成と並んで、自立したパレスチナ国家を建設するための支援は支柱のひとつである。支援の実施やその規模のみならず、パレスチナ及びパレスチナ支援国との協議により、支援のあり方の検討、取り組みに於けるおける合意に加え、パレスチナ及び関係国の関与を促進することが重要。</p> |
| (2) 対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額（万ドル） | 6887 | 22年度 | — | — | 約6,000 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| (3) 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議数（回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等） | 4 | 23年度 | — | — | 6 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| (4) 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 | 4月にリーベルマン・イスラエル副首相兼外相を我が国へ招へいし、鳩山総理大臣（当時）との会談を実現した。また11月にはファイヤード・パレスチナ自治政府首相の訪日を実現させ、菅総理大臣（当時）との会談を行った。本招へいと同時に「中東和平についての我が国の立場」を表明した。我が国要人の往訪面では、8月、武正外務副大臣（当時）がイスラエル・パレスチナ・ヨル | 22年度 | イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。 | — | 当事者間を中心とした信頼醸成の分野に重点を置きつつ、我が国の中東和平支援を行う。対パレスチナ支援についても、パレスチナ自治政府の財政に資するよう形をはじめとする支援を行う。 | イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議、対パレスチナ支援、信頼醸成会議等を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由）</p> <p>中東・北アフリカ地域の安定は、国際社会全体の平和と安定にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ、エネルギーの多くを同地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要な問題である。したがって我が国としても同地域の主要な問題の解決に向け、積極的に貢献していくことが不可欠。</p> <p>（目標（水準・目標年度）設定の根拠）</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して域内各国との協力関係を進展させることが重</p> |

ダン・エジプトを訪問し、中東和平に影響力を有する各国・地域の指導者に働きかけを行った他、飯村政府代表（中東和平担当特使）を頻繁に現地に派遣し、政府としてハイレベルでの働きかけを行った。

対パレスチナ支援としては、7月には、パレスチナ国家建設支援のための日・パレスチナ・ハイレベル協議を行い、①中小企業支援・貿易促進、②農業、③観光、④地方自治、⑤財政化、⑥上下水、⑦保健の7分野での協力を注力していくことを決定した。「平和と繁栄の回廊」構想において、10月に、野菜市場・農産業団地間の道路事業が完工し、土地造成事業を開始した。また、パレスチナ自治政府の財政支援の観点から、10月に15億円、12月に10億円のノンプロジェクト無償資金協力を実施した。

要。

（根拠となる閣議決定、政府方針等）
・第176回国会所信表明演説（平成22年10月1日）
・第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日）

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-------------|---|-------------------------------|--|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| <p>(5)イラク・アフガニスタンの復興の進展</p> | <p>イラク：イラクでは平成22年に主要政治勢力が参加する新政権が樹立した。治安状況は平成19年夏以降改善傾向にある。米軍は平成23年末に徹退した。石油生産量は平成15年以前のレベルに回復し、欧米企業等が積極的に進出している。このような中、我が国は、アフガニスタン自身の治安能力向上、元タリバーン末端兵士の社会への再統合支援、アフガニスタンの持続的・自律的発展のための支援という協力方針の下、国際社会と連携しつつ、同国を積極的に支援した。</p> <p>アフガニスタン：平成21年11月に日本は新たなアフガニスタン支援策を発表した。そこでは①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②元タリバーン末端兵士の社会への再統合、③アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援の3つを柱とし、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成21年から概ね5年間で、最大約50億米ドル程度までの規模の支援を行うことを決定した。</p> | <p>22年度</p> | <p>イラク：イラクを中東における穏健・安定勢力として発展させる。</p> <p>アフガニスタン：東京会合での成果をふまえアフガニスタン支援を着実に実施する。</p> | <p>イラク：－</p> <p>アフガニスタン：－</p> | <p>イラク：昨年度マーリキー首相訪日時に表明した円借款を着実に実施することにより、治安の安定を目指すとともに、日本企業の進出を促していく。</p> <p>アフガニスタン：東京会合での成果を踏まえ、引き続きアフガン支援を着実に実施していく。</p> | <p>イラク：イラク政府関係者招聘、政策協議、日イラク経済関係強化の枠組み構築、日本企業進出支援等</p> <p>アフガニスタン：平成26年完了を目標に、平成23年7月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としない。</p> | <p>イラク：同左</p> <p>アフガニスタン：同左</p> | <p>イラク：同左</p> <p>アフガニスタン：同左</p> | <p>イラク：同左</p> <p>アフガニスタン：同左</p> |
|-----------------------------|---|-------------|---|-------------------------------|--|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|------|---|---|--|----|----|----|----|
| (6)イランの核問題への対処 | 我が国は、イランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、「対話」と「圧力」のアプローチを取り、政治レベルの対話や特使派遣も活用し、独自の関係に基づいた働きかけを行った。(他方、イランへの「圧力」が、イランとEU3+3との間の建設的な「対話」に必ずしも結び付いていない。) | 22年度 | 「対話」と「圧力」のアプローチの下、イランに対する働きかけを継続し、イランとEU3+3の間の信頼関係を醸成するとともに、問題の平和的・外交的解決を目指す。 | — | 日・イラン定期協議(政治(次官級・局長)、人権、領事)を実施する。飯村政府代表によるイラン訪問、働きかけを実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| (7)中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援 | ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援の実施 | — | 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。 | — | ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|------|---|-----|---------|----------|------|------|------|--|-------------------------------|
| 測定指標 | 2 中東諸国との関係の強化 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1)中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、日アラブ女性交流、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等) | 4 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (選定理由) 我が国と中東諸国との関係を今後さらに強化していくためには、我が国と各国要人の往訪・往来という政治的交流に加えて、経済的フォーラム等を通じた経済関係の深化や、青年招へい事業や女性交流事業を通じた国民レベルの交流など、多局面におけるアプローチが重要である。 | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|------|----------------------------|------|--|-------------|----|----|----|---|
| (2) 中東諸国との関係強化に係る要人の往訪・往来数 | 20 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| (3) 経済条約の締結数 | 1 | 23年度 | — | — | 2 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 民間企業の要望に応え、これまでも積極的に投資協定及び租税条約等の経済条約の締結に向けて取り組んでおり、今後も右取組みを続け二国間の経済活動を活発化すべく、測定指標を選定。 現在多数の国と交渉を行っているが、29年度までは、各年度における主要な所管国との締結手続の実施・推進を目標にすべきと考えられる。 |
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| (4) 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化 | 10月に中東和平青年招へい、7月に日アラブ女性交流（招へい）、12月に第2回日本・アラブ経済フォーラム、3月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めた。 | 22年度 | 我が国と中東・イスラム諸国との相互理解を深化させる。 | — | 中東和平青年招へい、日アラブ女性交流の実施、未来対話東京会合開催、第3回日・アラブ経済フォーラム、要人の往訪・往来による中東諸国との関係を強化する。 | 日アラブ女性交流の実施 | 同左 | 同左 | 同左 | 中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした政策上の要請から、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。イスラム世界との対話については、①他の機関との共催による規模の維持・拡大②イスラム側参加者とのネットワーク構築③総括文書・提言の発出④メデイ |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------|----------------------------|----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| <p>(5)自由貿易協定，投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進，投資・エネルギー分野における経済関係強化</p> | <p>1. 二国間投資協定 クウェートとの投資協定については、4月から計3回の交渉会合を開催し、11月には協定案につき実質合意に至った。</p> <p>2. 租税条約 (1)平成22年2月に署名を行ったクウェートとの租税条約については、5月に我が国の国会承認を得て、発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかけた。 (2)サウジアラビアとの租税条約については、必要な両国の確認作業を了し、11月に東京において、前原外務大臣（当時）及びアッサーフ・サウジアラビア財務大臣との間で署名を行った。</p> | <p>22年度</p> | <p>各種経済条約締結に向け交渉を推進する。</p> | <p>－</p> | <p>1. 二国間投資協定 (1)平成23年11月に原則合意に至ったイラクとの投資協定については、日イラク双方の必要な確認作業を経た上で、早期の署名を目指す。 (2)サウジアラビアとの投資協定については、平成24年内の早期署名を目指す。 (3)オマーンとの投資協定については、交渉開始を目指しオマーン側との予備的協議等を開始する。</p> <p>2. 二国間租税条約 (1)平成22年5月に我が国の国会承認を得たクウェートとの租税条約については、年度内の早期発効に向けてクウェート側の国内手続の進</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>ア・カバー等対外発信でインパクトを評価。 またエネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東・北アフリカ諸国の重要性は当面減じることはないことから、中東・イスラム諸国との関係を中長期的視点で考える必要がある。こうした観点から同地域との経済関係を強化することは重要である。</p> |
|---|--|-------------|----------------------------|----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|

| | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|---|-----------|---|---------|----|----|----|
| | | | | | 渉を働きかける。 (2) 平成23年11月に原則合意に至ったオマーンとの投資協定については、日オマーン双方の必要な確認作業を経た上で、早期の署名を目指す。 | | | | |
| (6) 中東地域産油国（特にGCC諸国）との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 | カタールとの合同経済委員会の開催、大型インフラ輸出の支援・推進、要人往来の推進、交流事業等を通じた関係強化 | 22年度 | 閣僚級による二国間合同委員会を開催するとともに、大型インフラ輸出を推進し、各国との関係を強化する。 | — | 毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会を捉えて、合同経済委員会を開催し、大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 達成手段 | 1 中東地域安定化に向けた働きかけ | | | | | | | | |
| | () : 開始年度 | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要 | | | |
| | | 22年度 | 23年度 | | | | | | |
| ①イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、自立したパレスチナ国家を建設するための支援、信頼醸成（*） | 47百万円 (32百万円) | 53百万円 | 48百万円 | 1 | イスラエル・パレスチナの要人の我が国への招聘、我が国要人の同地域への派遣 対パレスチナ支援の実施 信頼醸成会議の実施、中東和平青年招聘の実施 我が国はイスラエル・パレスチナ双方の要人と累次に亘り会談を行い、直接交渉再開に向け働きかけを行っている。またイスラエルとパレスチナ国家の二ヶ国が平和裡に共存する二国家解決実現に向け、前提となるパレスチナ国家建設のための支援を継続的に実施している。さらに両当事者間の信頼関係を構築するため、信頼醸成会議を実施し、両当事者間の信頼構築に寄与している。 | | | | |

| | | | | | |
|--|---|--------------------------------------|------------------------------------|--|--|
| ②イラク及びアフガニスタンの安定・復興への貢献 (イラク：16年度) (アフガン：21年度) | 28百万円 (16百万円) (注：アフガニスタン復興経費は別途国際協力局等の予算) | 24百万円 (注：アフガニスタン復興経費は別途国際協力局等の予算) | 46百万円 (アフガニスタン復興経費は別途国際協力局等の予算) | <p>イラク：イラクへの復興支援実施の促進・調整及び経済・ビジネス関係の強化のためのイラク政府関係者の我が国への招聘，イラク復興支援関連の会議等の開催，官民合同経済ミッションのイラク派遣，政策協議の実施。</p> <p>アフガニスタン：①アフガニスタン自身の治安能力強化のための支援，②再統合支援，③開発支援を中心に，バイ及び国際機関経由で支援実施。</p> <p>イラク：我が国の公的資金及び日本企業の投資促進を通じ，イラクのインフラ整備を支援することで，イラクの復興進展がなされ，イラクが中東の穏健・安定勢力となることに資する。</p> <p>アフガニスタン：アフガニスタン支援は，警察官給与支援や再統合支援等，国際社会が重視する治安権限の移譲に資する形で着実な執行を積み上げている。アフガニスタン及び米国をはじめとする諸国からも高い評価を得ている。他方で，アフガニスタンにおいては信頼できる統計が存在しておらず，目標への寄与を指標で表すことは不可能。</p> | |
| ③イランの核問題への対処等 (*) | - | - | 3百万円 | <p>安保理決議の採択に向けた議論等への積極的な参加及び同決議の着実な実施</p> <p>イランとのハイレベルの会談・協議を通じた同国への働きかけ</p> <p>EU3+3等の主要な関係国との緊密な意見交換</p> <p>安保理決議の措置を着実に実施しつつ，イランとの独自の信頼関係に基づいた同国に対するハイレベルの働きかけを通じて，イランとEU3+3間の建設的な協議を促し，問題の平和的・外交的解決を後押ししている。</p> | |
| 達成手段 2 中東諸国との関係の強化 | | | | | |
| ()：開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要 |
| ①中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化 (*) | 24百万円 (7百万円) | 10百万円 | - | 2 | <p>中東和平青年招聘，日アラブ女性交流，イスラム世界との未来対話等各種の交流・対話の実施。各種交流案件を実施することにより，我が国と中東・北アフリカ諸国の人的ネットワークを拡大し，また，同地域の人々の対日理解を促進している。こうした取組を通じ，我が国と中東・北アフリカ諸国との関係の重要性についてより一層理解を深めている。</p> |
| ②自由貿易協定，投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進，閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援 (18年度) | 25百万円(8百万円) | 22百万円 | 29百万円 | | <p>日アルジェリア投資協定，日クウェート投資協定，日サウジアラビア投資協定など各種投資協定に関する協議・交渉の実施。サウジ租税条約の署名，クウェート租税条約の締結に向けた作業の実施。</p> <p>日アラブ経済フォーラムの実施。日・カタール合同経済委員会の実施。</p> <p>これまでにクウェート租税条約の国会承認の完了，日サウジ租税条約の締結完了，クウェート投資協定の交渉妥結等着実に交渉成果を上げ，GCC諸国との経済関係強化に寄与している。合同経済委員会において，エネルギー・経済分野にかかる定期的な協議を通じてGCC諸国との経済関係の強化に貢献している。</p> |

| | | | | |
|---|----------------|----------|------|--|
| ③GCC諸国側の要望に 応える形での人づく り協力 (17年度) | 8百万円 (6百万円) | 2百万 円 | 2百万円 | 対GCC人材育成支援事業（日本語・日本式教育に関心の高いGCC諸国の教育関係者を本邦に招聘し、日本語教育や人材育成制度等に関する研修を行う。）の実施 17年度から22年度までにGCC構成6ヶ国より計42名の教育関係者に本邦にて研修を実施し、日本式教育に対する関心の増大と重層的関係の構築に寄与している。 |
|---|----------------|----------|------|--|

施策 I — 6 アフリカ地域外交

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|-----|-------------------|-----|------------------|--|------------|------------------|-----------|-----------|-------------------------------|
| 施策名 | アフリカ地域外交 | | | | 担当部局名 | アフリカ審議官組織 | 作成責任者名 | アフリカ第一課長 赤松 武 | | | |
| 施策の概要 | <p>1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 (1) TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化, MDGs達成, 平和の定着・グッドガバナンス, 環境・気候変動問題への対処等)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング (2) G8プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画 (3) その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進 (1) 各種招へい, 交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流の促進 (2) 我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施(TICADプロセスへの参画等の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問及び貿易投資促進官民合同ミッション等の実施) (3) アフリカン・フェスタ等のアフリカ関連イベント, シンポジウムや要人往来の機会を捉えたメディア等を通じた広報活動の展開</p> | | | | 政策体系上の位置付け | 地域別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 | | | |
| 達成すべき目標 | <p>アフリカ開発の促進, アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化, 及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化</p> <p>1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 (1) TICADプロセス及び多国間枠組みを通じ, アフリカ諸国の開発を推進すること, 及び平和と安定の実現のための支援を推進すること (2) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進 アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること, 及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること</p> | | | | 目標設定の考え方・根拠 | <p>アフリカは, 急速な経済成長を遂げつつも依然として貧困や紛争等の課題を抱える。これら諸課題の解決に取り組むことは国際社会の責任ある一員たる我が国の責務である。また, 我が国の外交政策を推進するに際し, 54か国からなるアフリカからの支持及び協力は非常に重要であることから, アフリカとの関係の維持強化, 多国間枠組みでの協力及び相互理解の促進等が必要である。</p> <p>(根拠) 第66回国連総会一般討論演説(平成23年9月), 第180回国会外交演説(平成24年1月24日)</p> | | | | | |
| 測定指標 | 1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| (1) 対アフリカ民間直接投資残高(5か年平均値, 億ドル) | | 17 | 基準年度 平成14年-18年 | 34 | 目標年度 平成20-24年 | 24年度 平成20-24年 | 25年度 - | 26年度 - | 27年度 - | 28年度 - | |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|--|--|------|--|------|---|--|------------------------------------|----|----|---|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (2)「横浜行動計画」の実施状況、「TICADフォーアアップ・メカニズム」の運営状況 | 「横浜行動計画」(平成20年～24年)の履行 TICADIVで採択された「横浜行動計画」は、「横浜宣言」を踏まえ、TICADプロセスの下でアフリカの成長と発展を支援するためのロードマップを提供するもの。 | - | TICAD IVの公約である平成24年までの対アフリカODA倍増、民間投資倍増支援等を達成する。 | 24年度 | 平成24年までの対アフリカODA倍増、民間投資倍増支援等を引き続き誠実に実施する。 | - | - | - | - | (選定理由) アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要があるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することは適当でないが、継続してアフリカ各国との協力関係を進展させることが重要であるため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 横浜宣言(平成20年5月30日)、G8首脳宣言(平成23年5月27日) |
| (3)対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況 | 国際的フォーラムへの参加、第三国との対アフリカ政策協議の実施 | - | 他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。G8サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加する。 | - | 第4回TICAD閣僚級フォーアアップ会合、TICAD高級実務者会合、TICAD閣僚級準備会合、G8サミット(米)等、他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。 | TICAD V、G8サミット(英)等、他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。 | 国際的フォーラムへの参加や第三国との政策協議を引き続き積極的に行う。 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|-------------------------|--|---------------------------|--|---------------------------|------|------|------|------|--|---|
| | (4) その時々状況に応じた支援の実施 | アフリカ諸国からの支援ニーズに対する迅速な対応 | - | アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。 | - | アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | | |
| 測定指標 | 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進 | | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| | (1) アフリカン・フェスタ入場者数 | 21万人 | 22年度 | - | - | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | アフリカン・フェスタは国民にアフリカの歴史・文化を広く紹介するための取組であり、広報政策の代表的なものであるため、大盛況に終わった平成22年度の入場者数(21万人)を目標とする。 |
| | | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (2) 日・アフリカ間の人物交流の実施 | 岡田外務大臣(当時)がタンザニア、南アフリカを訪問したほか、副大臣・政務官レベルがのべ5か国を訪問した。アフリカからは、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領ほか、3か国の外相、3か国の国民議会議長が訪日した。 | 22年度 | ①アフリカにおける平和と安定への貢献 ②開発支援と貿易投資の拡大 ③グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。 | - | ①アフリカにおける平和と安定への貢献 ②開発支援と貿易投資の拡大 ③グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (選定理由) 我が国の外交政策を推進するに際し、54ヶ国からなるアフリカからの支持及び協力は非常に重要であり、アフリカにおいて我が国に対する理解と信頼を高める必要がある。また我が国の対アフリカ政策に関する国民の理解と支持を得るため、国内におけるアフリカへの関心を喚起することが必要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することは適当でないが、継続してアフリカ各国との協力関係を進展させることが重要であるため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 特になし | |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|------------------|-------|-------------------|--|---|----|----|----|----|
| | (3) 日本国内でのアフリカへの関心度合い | 広報活動の実施 | - | 引き続き活発な広報活動を実施する。 | - | アフリカ関連会合を通じ引き続き活発な広報活動を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 達成手段 | 1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 | | | | | | | | | |
| | | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | |
| | () : 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | | | | | |
| | ① TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化, MDGs達成及び平和の定着・グッドガバナンスを含む人間の安全保障の確立, 環境・気候変動問題への対処)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニター(20年度) | 36百万円 (28百万円) | 33百万円 | 52百万円 | 1 | TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」に盛り込まれた各種支援の進捗状況を取りまとめた年次進捗報告を作成するとともに, 右報告を基礎資料としたTICAD閣僚級フォローアップ会合をアフリカにて実施する等, 「横浜行動計画」の進捗状況及び今後の課題等につきアフリカ諸国及びドナー諸国等と議論を行う。また, これらの議論を受け, 明年のTICADVに向けて, 高級実務者会合及び閣僚級準備会合を開催し, 関係者と議論を行う。 アフリカの諸問題に対する積極的な取組を通じた日アフリカ関係の強化。 年次進捗報告の作成は, 「横浜行動計画」に関して, 包括的かつ分かりやすい形で履行状況をモニタリングするための有効な手段である。また, 第四回TICAD閣僚級フォローアップ会合を実施することにより, アフリカ各国, ドナー諸国, 地域・国際機関, NGO等の代表と共に, 「横浜行動計画」の進捗状況の概観・評価及び今後に向けた提言を行うことができ, 公約履行に関する我が国及びTICADプロセスの説明責任確保にも資する。 | | | | |
| ② G8プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画(*) | 15百万円 (11百万円) | 14百万円 | 10百万円 | | G8プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画。 アフリカの諸問題に対する積極的な取組を通じた日アフリカ関係の強化。 多国間枠組みを通じて国際社会の様々な援助主体間の相互補完的な努力を生み出し, 及び国際社会の協調的取組を促進することによって, アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む。 | | | | | |
| ③ その時々のアフリカの状況の的確な把握(*) | - | - | - | | その時々のアフリカの状況の的確な把握。 アフリカの諸問題に対する積極的な取組を通じた日アフリカ関係の強化。 紛争や自然災害等の課題を抱えるアフリカの状況の的確な把握により, 適時・適切な支援につなげることで, アフリカが抱える脆弱性の克服に貢献する。 | | | | | |

| 達成手段 | 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進 | | | | |
|---|--------------------------------------|-------------|------|-------------------|--|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 |
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①各種招へい、交流事業等を通じた人物交流の促進 (*) | 18百万円 (18百万円) | 17百万円 | 1百万円 | 2 | 各種招へいや交流事業等を活用し、様々なレベル・分野での人物交流を実施。 日アフリカ間の相互理解促進・関係強化。 各種交流案件を実施することにより、日・アフリカ間の人的ネットワークのを拡充し、また、アフリカ側の対日理解を促進する。 |
| ②我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施 (*) | 4百万円 (3百万円) | — | — | — | TICADIVフォローアップの観点からも、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。 日アフリカ間の相互理解促進・関係強化。 我が国の要人・企業関係者のアフリカ訪問を通じて、日本側・アフリカ側の双方において日・アフリカ関係の重要性についての理解を深める。 |
| ③アフリカ関係の広報活動の積極的な推進 (*) | 15百万円 (6百万円) | 4百万円 | — | — | アフリカン・フェスタ等のTICADプロセスに関し、アフリカ関連イベント、要人往来の機会を捉えたシンポジウムやメディア等を通じた広報活動を展開する。 日アフリカ間の相互理解促進・関係強化・ 日本国内におけるアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持することで、我が国の対アフリカ政策への国民の支持を増やす。 |

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組

| 施策名 | 国際の平和と安定に対する取組 | 担当部局名 | 総合外交政策局 | 作成責任者名 | 総合外交政策局総務課長 武藤 顕 |
|-------|--|------------|---------|------------|---------------------|
| 施策の概要 | <p>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 (1) 委託調査, 会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携を強化する。 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。</p> <p>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため, ASEAN地域フォーラム(ARF)を活用する。また, 二国間対話の実施や民間レベル(トラック2)の枠組みへの参加など, 安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。 日本国民の生命及び財産の保護, 海上輸送の安全確保のために, ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行う。</p> <p>3 国際平和協力の拡充, 環境の整備 国際社会の平和と安定に向け, 自衛隊、警察等と連携しつつ, 国連PKO等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに, 国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため, 平和構築人材育成事業の実施を始め, 国内基盤の整備・強化を実施する。</p> <p>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために, 国際社会の一致した継続的取組が重要であることから, 我が国は①国内対策の強化, ②幅広い国際協力の推進, ③途上国の対処能力向上支援, を基本方針に掲げている。具体的には, 二国間に加え, 国連, G8等の多国間枠組みも利用し, 国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や, 途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。</p> <p>5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現 安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し, 支持の拡大を図る。同時に, これらの改革推進のための国内体制の強化, 広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において, 邦人職員の数の増加と質的向上を目指し, 必要な措置をとる。</p> <p>6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (1) 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会, 人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出, 人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。 (2) 社会的弱者(児童, 女性及び障害者等)の権利の保護・促進を目的とした国際協力を積極的に参加する。 (3) 主要人権条約を履行する。 (4) 第三国定住による難民の受入れ, 難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁, 国連難民高等弁務官(UNHCR), 国際移住機関(IOM), NGO等との連携を進める。</p> | 政策体系上の位置付け | 分野別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |

| | | | |
|---------|--|-------------|---|
| | <p>7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 北朝鮮やイラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、（１）核兵器については、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化（2010年NPT運用検討会議に係る取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行う。（２）生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化等に貢献する。（３）通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。（４）大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。</p> <p>8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する各国への正確な情報提供や各国からの支援を調整する。右事故を受けて開催された原子力安全を中心課題とする一連の国際会議に対応する。同事故の収束に向けたIAEAをはじめとする国際機関からのミッション受入れの調整を行う。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。</p> <p>9 科学技術に係る国際協力の推進 我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」、「宇宙外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、宇宙、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施する。</p> | | |
| 達成すべき目標 | <p>国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること</p> <p>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること</p> <p>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること</p> <p>3 国際平和協力の拡充、環境の整備 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること</p> <p>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること</p> | 目標設定の考え方・根拠 | (考え方) 我が国及び日本国民の安全と繁栄の確保という政府の最も重要な責務を果たすためには国際の平和と安定が不可欠である。 (根拠) 第177回国会施政方針演説、第177回国会外交演説 |

- 5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現
 国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員
 の意思決定プロセスへの参画を促進すること、これを通じ我が国の国益と国際社会共通の利
 益に資する望ましい国連の実現に貢献すること
- 6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進
 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること
- 7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組
 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と
 安全を確保すること
- 8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進
 IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化
 するとともに原子力の平和的利用を確保し推進すること
- 9 科学技術・宇宙に係る国際協力の推進
 我が国及び国際社会の科学技術・宇宙の取組を強化し、また、科学技術・宇宙を二国間及
 び多国間関係の増進に活用すること

| 測定指標 | 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|------|-----|------|----------|------|------|------|------|--------------------------------|
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 重要な国際的課題に関する調査・研究 国際問題調査研究事業費等補助金による報告書の数 | 420 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。 |
| (2) 調査研究委託、研究会 研究の成果として作成・配布された報告書の数 | 210 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| (3) 外交青書の発行部数（上段は日本語版、下段は英語版） | 7, 000 5, 000 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|--|---------------------------|------|-------------------------|------|---|-------------|------|----|----|---|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (4) 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 | 外部有識者及びシンクタンクとの連携 | — | 中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。 | — | 研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | （選定理由） 国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化することが必要。また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要。 （目標（水準・目標年度）の設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して、中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信を強化していくことが重要。 |
| (5) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 | 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の実施 | — | 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。 | — | 外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 測定指標 | 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 | | | | | | | | | |
| | | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1) ARFや各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 | ARFや各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 | — | アジア地域の平和と安定を確保する。 | — | アジア太平洋地域の平和と安全を確保するため、ARF各種会合を通じた協力を推進する。各国との安保対話を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | （選定理由） ・アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域における数少ない政治・安全保障の多国間の枠組みであるASEAN地域フォーラム（ARF）、各国との二国間対話、及び民間レベル（トラック2）の枠組みを活用することは有益。 ・日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において昨今多発急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとって脅威であり、日本政府としての対応が必要となる課題と言える。 （目標（水準・目標年度）の設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度、水準 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------------|--|--------------------------------|--|-------------------------------------|----|----|----|----|--|
| (2) ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保 | ソマリア沖・アデン湾の海賊対策への的確な対処 | | ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行を確保する。 | | 海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 年度を限定することはできないが、継続して、二国間・多国間の対話を通じて、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるとともに、ソマリア沖・アデン湾を航行している船舶の安全確保に取り組み、海賊被害を最小限にすることが重要。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第177回国会施政方針演説、第177回国会外交演説 |
|---------------------------------|------------------------|--|--------------------------------|--|-------------------------------------|----|----|----|----|--|

| | | | | | | | | | | |
|--|---|------|---|-------------|--|------|------|------|------------------------------|--|
| 測定指標 | 3 国際平和協力の拡充、環境の整備 | | | | | | | | | |
| | | 基準 | 目標 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | 27年度 |
| (1) 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献 | 4つの国連PKOへの派遣に加え、新たに1つの国連PKOに要員を派遣し、スーダンに住民投票監視団を派遣した。 | 22年度 | 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化する。 | — | 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための国内基盤を整備・強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (選定理由) 1 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大。国連PKO等の要員数も増大し、その任務も多様化。我が国の安全と繁栄のため、国連PKO等への人的貢献等を強化することが必要不可欠。また、国連PKO等により効果的かつ効率的な活動の実現等に向けて、国際社会の取組・議論において積極的に貢献することが重要。 2 国連PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大し、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要。 (目標（水準・目標年度）の設定の根拠) 我が国の国際平和協力の推進・拡大及びそのための国内基盤の強化が積極的であったため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第177回国会施政方針演説、第65回国連総 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------------------------|---|-------------------------------|--|---|--|---------|------|------|--|--------------------------------|
| | (2) 平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績 | 19年度の本事業の日本人修了生（15名）は、21年度に研修終了後、国際機関（4名）、PKO・国連政治ミッション（1名）、政府機関（4名）等に就職した。 | 21年度 | 国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 | | 国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 会における菅総理一般討論演説等 |
| 測定指標 | 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| | (1) テロ防止関連条約締結促進セミナー参加国数（国際機関は除く。） | 5 | 22年度 | — | — | 7 | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。 |
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| (2) 国際的なテロ対策協力の強化 | 二国間・多国間のテロ対策協力の実施 | — | 国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。 | — | 国連やG8等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、各国とのテロ対策協議を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由） 国際テロ・組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。</p> <p>（目標設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して国際的な連携や協力を強化する必要がある。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） ・第180回国会における野田総理大臣施政方針演説（平成24年1月24日）</p> | |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------------------|------|---------------------------------|---|---|----|----|----|----|--|
| (3) 途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化 | 特に東南アジア地域を対象としたテロ対処能力の向上支援に取り組んだ。 | 22年度 | 国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。 | — | 各種テロ対策セミナーを通じ途上国のテロ対策能力向上を支援する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 「テロやサイバー攻撃（中略）など、国民の生命・身体・財産を脅かす緊急事態については、常に緊張感と万全の備えを持って危機管理対応を行います。」 ・第66回国連総会における野田総理大臣一般討論演説（平成23年9月23日） 「テロの根絶と、テロの源泉の撲滅にも、一層の貢献に努めます。」 |
| (4) 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 | 二国間・多国間での国際組織犯罪協力の推進 | — | 国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。 | — | 二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携を強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|---|
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 「国際社会協力人材バンクシステム」による国際機関における邦人職員数の増加及び情報提供の推進 | ①-1 708人 | ①-1 20年度 | ①-1 814人 | ①-1 25年度 | ①-1 — | ①-1 814人 | ①-1 — | ①-1 — | ①-1 — | （選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠） 成果重視事業「国際機関邦人職員の増強」の事業目標として、「国連等国際機関において、より多くの邦人職員が管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること」を掲げており、具体的な数値目標として、平成21年1月～平成26年1月までの5年間で、国連等国際機関における邦人職員数を15%増加の814名を設定している。 |
| ①国際機関における邦人職員数（1月現在） | ①-2 765人 | ①-2 22年度 | ①-2 842人 | ①-2 27年度 | ①-2 — | ①-2 — | ①-2 — | ①-2 842人 | ①-2 — | |
| | | | 918人 | 32年度 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|--|------|---|---------|---------|---------|---------|--|
| ②空席情報メール 配信件数（上段） 及びロスター登録 人数（下段） | ② 198,118件 1,101人 | ②20年度 | ② - | ② - | ② 着実な配信 件数及び登 録人数の確 保 | ② 同左 | ② 同左 | ② 同左 | ② 同左 | 詳しくは成果重視事業「国際機関邦人職 員の増強」を参照願いたい。 また、「日本再生戦略（平成24年7月31 日閣議決定）において、平成23（2011）年 比で、国連関係機関に勤務する職員を平成 27（2015）年度までに10%、平成32 （2020）年度までに20%以上増加すること を目標としている。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 第177回国会外交演説、日本再生戦略 |
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標 年度）の設定の根拠 |
| (2)安保理改革及び その他の国連改革 の進展 | 平成21年2月に開 始された、国連で の「安保理改革に 関する政府間交 渉」に参加・発 言。同年1月から は安保理非常任 理事国の2年の任期 を務めた。平成22 年9月、平成23年 2月には、安保理 改革の早期実現の ための政治的気運 を高めることをね らいとして、安保 理改革に関するG 4（日本、ブラジ ル、ドイツ、イン ド）外相会合を開 催した。 行財政分野にお いては国連総会第 5委員会での審議 への積極的な参加 | 22年度 | 安保理改革 及びその他 の国連改革 の実現に向 けた環境を 整備する。 | - | 政府間交 渉等の国際 会議や、二 国間の首 脳・外相会 談の機会を 捉え、安保 理改革等に ついての我 が国の立場 に対する加 盟国の理解 を促進し、 支持を拡大 する。 ジュネー ブグループ 会合や、二 国間国連協 議の場を活 用して、行 財政を含む 国連のマネ ジメント改 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | （選定理由） 安保理改革及び行財政改革等の国連改革 の議論の推進を図り、これらの改革に関す る我が国の立場・考え方に対する理解の促 進、支持の拡大を図ることは、今日の国際 社会を反映した、正統性を持つ国連の実現 に向けて有益である。同時に、これらの改 革推進のための国内体制の強化、広報を通 じた理解の促進を図ることも有益である。 （目標（水準・目標年度）の設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度、水準 年度を限定することはできないが、継続し て、我が国の立場・考え方に対する国内外 の理解を促進し、支持の拡大を図るととも に、改革推進のための国内体制の強化、広 報を通じた理解の促進を図ることは有益で ある。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 第177回国会施政方針演説、第177回国会 外交演説、第180回国会外交演説、第65回 国連総会一般討論演説、第66回国連総会一 般討論演説 |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|------|-----------------------------------|--|---|----|----|----|----|--|
| | を通じ、人的資源管理及び共通制度の改革等の進展に貢献した。 | | | | 革を中心に各国との連携を強化する。 | | | | | |
| (3) 国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展 | 国連の活動及び我が国の国連政策についての理解促進のため、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。また国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワーク会合の開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラムの開催等を通じて有識者やNGOとの連携を深めた。 | 22年度 | 国連の活動及び我が国の国連政策についての啓発・広報活動を推進する。 | | 関係団体との連携を強化し、各種研究会等や、より効果的かつ頻繁な情報発信に努めつつ定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------|------|------|----------|------|------|------|------|--------------------------------|
| 測定指標 | 6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数 | 106 | 22年度 | 125 | 28年度 | — | — | — | — | — | 以下の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。 |

| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|-----------------------|--|------|---|------|---|------|------|------|------|--|
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) 国際社会の人権の保護促進 | 国際社会の人権の保護促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話への参加及び主要人権条約の実施 | — | 人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。 | — | 国連人権理事会を通じた人権の保護・促進のための取組を重視しつつ、人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会の正当な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は国際社会の当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものである。 ・人権の保護・促進の観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の履行に努め、また未締結の人権諸条約について必要な検討を進める必要がある。 ・我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても第三国定住による難民受入れに適切に対応していく必要がある。 ・日本人の国際結婚・国際離婚の増加に伴い、諸外国との間において子の連れ去り等をめぐる問題が表面化する事例が増えているが、両親が国境を越えて子を奪い合う状況は子にとって有害であり、このような問題を解決するための国際協力の仕組みにつき定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）を締結することは、子の利益を保護するという見地において重要である。 |
| (3) 人道分野での取組（難民等への支援） | 国内の難民支援、第三国定住による難民の受入れ | — | 国内の難民を支援する。また、第三国定住による難民を受入れる。 | — | 第三国定住難民の受入れを中心に、国内の難民を支援する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（目標（水準・目標年度）設定の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続的に、二国間・多国間の対話を通じて、国際社会における人権の保護・促進に貢献するとともに、国内における難民等への支援を行う必要がある。 |

| | | | | | | | | | | |
|---|----------------|---|-------------------|---|---|-------------------|----|----|----|--|
| (4) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の実施 | 条約上の中央当局の任務の実施 | — | 条約上の中央当局の任務を実施する。 | — | 法案・条約の国会提出を受け、政省令の立案を中心に、中央当局の任務の実施体制の整備する。 | 条約上の中央当局の任務の実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>・また、ハーグ条約の実施による国際的な子の連れ去り事案等に対する支援を行うことが重要である。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 第177回国会外交演説、第180回国会外交演説及び第180回国会への条約・国内担保法の提出</p> |
|---|----------------|---|-------------------|---|---|-------------------|----|----|----|--|

測定指標 7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|--|--|------|--|------|--|------|------|----|----|---|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1) 国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取り付け ①共同提案国数 ②賛成国数 | ①35 ②173 | 22年度 | — | — | 基準値と同程度の維持並びに米国及びNPTメンバー国の共同提案国としての確保 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 以下の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。 |
| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (2) 軍縮・不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献 | ①核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化（平成27（2015）年NPT運用検討会議に係る取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけの実施した。 ②国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化のための | 22年度 | 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。 | — | 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPT）の取組、軍縮不拡散教育グローバルフォーラムの開催や、拡散に対する安全保障構想（PSI）航空阻止訓練の我が国主 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | （測定指標の選定理由及び目標設定の根拠） 大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際社会の平和と安全を維持するためだけでなく、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。特に、唯一の戦争被爆国である我が国が、国際的な機運が高まる中、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を積極的かつ着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するだけでなく、我が国を含む国際社会の平和と安定に大きく貢献できるものである。また、現実に多くの人を殺傷す |

取組。大量破壊兵器（WMD）等の不拡散に関連する国連安保理決議を着実に履行。国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によりアジア地域を中心として不拡散体制の強化に向けた働きかけ等を実施した。

（3）生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組の促進した。

（4）武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施。対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援等を国際的な枠組みの下での協力した。

催など、軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。

るばかりでなく紛争後の復興開発の阻害要因ともなっている。対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・非合法的な小型武器等の通常兵器についても、安全保障のみならず人道や開発等の観点から、軍備管理・軍縮・不拡散の取組が必要である。

なお、外交政策の特性上、目標年度を限定することは困難であるが、継続して軍縮・不拡散に関する取組を進めることが重要。

（根拠となる閣議決定、政府方針等）

・第180回国会所信表明演説（平成24年1月24日）

・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）

・民主党マニフェスト2010

| 測定指標 | 8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|------|---|------|---|--|------|------|------|--|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1)国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 | 原子力安全及び核セキュリティに関する国際的及び地域的取組への貢献及び実施。 | — | 原子力安全及び核セキュリティに係る国際的な枠組みを維持・強化する。 | — | 国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を推進する。原子力安全に関する福島閣僚会議を開催する。 | 国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を推進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 原子力安全及び核セキュリティの確保は、いずれも原子力の平和的利用に必要な取組の一つであり、我が国が、福島第一原発事故の教訓を国際社会と共有し、原子力安全基準等の強化等の国際的な議論に積極的に参加すること等により、これらを強化していく必要がある。外交政策の特性上、目標年度を設定することは困難であるが、継続して取組を進めていくことが重要。 |
| (2)福島第一原発事故後の対応 | ①福島原発事故後の状況につき、各国へ迅速かつ正確な情報提供。 ②原発の状況の安定化及び廃炉に向けた各国との協力調整。 | 22年度 | 原発の状況及び事故から得られた知見や教訓の情報提供を通じ、我が国の原発事故対応について透明性を確保し、もって我が国の国際的信用を維持する。 | — | 各国への迅速・正確な情報を提供する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 福島第一原子力発電所事故後の状況及び事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有することは我が国の責務である。 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|---|--|---|---|----|----|----|----|--|
| (3)原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施 | 開発途上国や原発新規導入国の原子力平和利用の促進及び原子力安全の向上。 | — | 開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用を促進し、原子力安全を向上させる。 | — | 原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。IAEA技術協力への支援やIAEAの原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた支援を推進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 我が国は、RCAやPUIを用いて、各国の原子力の平和的利用や原子力安全の分野での国際協力の推進に積極的に貢献することは重要。 |
| (4)核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施 | 核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施。 | — | 核物質・原子力関連品目の円滑な移転を実施する。 | — | 国際的な原子力協力の在り方については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や国際原子力機関(IAEA)における原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 核物質・原子力関連品目の移転を含む国際的な原子力協力については、平成23年8月5日に「衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書」が閣議決定されており、右測定指標等はこれにそったもの。 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------|---|---------------------------|---|--|----|----|----|----|---|
| | | | | | 時期に、我が国としての考え方を取りまとめられており、核物質・原子力関連品目の移転についても右にそった形で進める。 | | | | | |
| (5) 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施 | 放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施。 | — | 放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。 | — | 放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。 |
| (6) 二国間協定の交渉・協議の進展 | 二国間原子力協定の交渉・協議の実施 | — | 二国間原子力協定の交渉・協議を適切に取り進める。 | — | 国際的な原子力協力の在り方については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や国際原子力機関（IAEA）における原子力安全への取組強化の検討の状 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 二国間原子力協定の交渉・協議については、平成23年8月5日に「衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書」が閣議決定されており、右測定指標等はこれにそったもの。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第180回国会外交演説（平成24年1月24日） |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | 況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に、我が国としての考え方を取りまとめられており、二国間協定の交渉・協議についても右にそった形で進める。また、こうしたことを念頭に置きつつ、これまで進められてきた各国との原子力協力については、外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく。 | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| 測定指標 | 9 科学技術・宇宙に係る国際協力の推進 | | | | | | | | | | |
|--|--|------|---|------|--|------|------|------|------|------------------------------|--|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| (1) 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大 | 科学技術先進国との二国間科学技術協力の、政府間会合等の開催及び新規科技協定の締結を通じた推進 | — | 科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安全確保に貢献する。 | — | 5カ国・機関以上との政府間会合等の開催を通じ、二国間科学技術協力を推進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>科学技術に関する二国間政府間対話の推進（選定理由）</p> <p>我が国独自の科学技術の発展は天然資源に乏しい我が国が、繁栄と安定を実現する上で必要不可欠な手段であり、科学技術の発展のために、諸外国、とりわけ科学技術先進国との協力が重要となってくる中、二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展という施策の目標達成に欠かせない手段となっているため。</p> <p>（目標（基準・目標年度）設定の根拠）</p> <p>第4期科学技術基本計画で、我が国科学技術の国際展開を推進する基盤強化の推進方策として「政府対話や協定に基づく協力を一層効果的に推進する」と規定しているため。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等）</p> <p>第4期科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）</p> |
| (2) イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進及びISTCへの支援を通じた協力の推進 | イータ（国際熱核融合実験炉）計画を通じ核融合エネルギーの研究開発を促進した。国際科学技術センター（ISTC）を通じ、大量破壊兵器の不拡散への取組を促進した。 | 22年度 | 多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。 | — | イーター計画建設期の円滑な進展及びISTCのプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力を貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>多国間における科学技術協力の支援（選定理由）一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発及び大量破壊兵器関連技術の拡散防止に資する人的不拡散については、多国間の国際科学技術協力が有効であり、多国間の平和目的の科学技術協力は、それ自体が参加各国・極間の信頼醸成に繋がり、国際社会の平和と安定にも寄与しうるため。</p> <p>（目標（基準・目標年度）設定の根拠）</p> <p>第4期科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）、第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日）、民主党マニフェスト2010</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|------|--|---|---|----|----|----|----|---|
| (3)宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進 | 宇宙活動における透明性・信頼醸成を促進し、宇宙活動の長期的持続性を確保するため、国連等において貢献する。 | — | 宇宙ガバナンスの構築に貢献する。 | — | 堀川康国連宇宙空間平和利用委員会本委員長（平成24年6月就任）と共にマルチ・バイの場における協議に積極的に参画し、議論を主導する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進 （選定理由） 各国の社会・経済・研究活動が平和目的の宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けてきている中で、宇宙環境の長期的保全等のために国際的なルール作りとそれを通じた宇宙協力が必要であるため。 （目標（基準・目標年度）設定の根拠） 平成22年5月に決定された宇宙開発戦略本部決定において、「国際的な対応が必要な課題（デブリなど）への対応」が規定されているため。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 「宇宙基本計画」（平成21年6月、宇宙開発戦略本部決定）、「宇宙分野の重点施策」（平成22年5月、宇宙開発戦略本部決定）、第178回国会所信表明演説（平成23年9月13日）、第180回国会所信表明演説（平成24年1月24日） |
| (4)ソフトパワーとしての科学技術の活用 | 我が国の優れた科学者・専門家を科学技術先進国にとどまらず、新興国、アジア諸国等各国に派遣し、講演会等を行う科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業を実施した。 | 22年度 | 我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によって、我が国の繁栄と安定に貢献する。 | — | 科学者・専門家の派遣を通じ、我が国の優れた科学技術力をアジア諸国、新興国等4カ国に印象づけ、経済外交にも貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (4)ソフトパワーとしての科学技術の活用 （選定理由） 科学技術をソフトパワーとして外交に活用する取組は、諸外国との将来的な科学技術協力に向けた環境の醸成、我が国のブランド・イメージの確立、我が国企業の海外におけるビジネス展開の支援するために必要な施策の一つであるため。 （目標（基準・目標年度）設定の根拠） 当室が所管する欧米先進国以外の国々との科学技術協力のニーズが東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想、パッケージ型インフラ展開推進等のために高まっているため （根拠となる閣議決定、政府方針等） 第4期科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）、「宇宙分野の重点施策」（平成22年5月、宇宙開発戦略本部） |

| 達成手段 | 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 | | | | | |
|------|---|-----------------------|-----------|--------------------|------------|---|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24 年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22 年度 | 23 年度 | | | |
| 達成手段 | ①委託調査、会合の実施を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 (*) | 496百万円の内数 (468百万円) | 412百万円の内数 | 348百万円の内数 | 1 | 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や会合の実施を通じて、外部有識者・研究機関との連携を強化する。 その時々的重要な課題に関する調査研究・政策提言、委託研究や研究会の実施などを通じて、外部有識者やシンクタンクとの連携強化、知見の活用を図る。 |
| | ②中長期的・戦略的外交政策の対外発信 (*) | 38百万円の内数 (9百万円) | 38百万円の内数 | 11百万円の内数 | | 大臣等によるスピーチ実施や外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業の実施 分かりやすい外交青書の作成・公表、大臣等による政策スピーチを活用し外交政策の戦略的発信を実施。 |
| 達成手段 | 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 | | | | | |
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24 年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22 年度 | 23 年度 | | | |
| 達成手段 | ①ASEAN地域フォーラム (ARF) 及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業 (*) | 41百万円 (44百万円) | 35百万円 | 32百万円 | 2 | ・ASEAN地域フォーラム (ARF) 各種会合を通じた、優先的に取り組むべき5つの分野 (テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動 (PKO)) 等における協力推進 ・安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みの積極的な活用 ・各国との二国間対話を通じた信頼醸成、協力推進 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。 |
| | ②海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業 (平成21年度) | 3百万円 (2百万円) | 2百万円 | 3百万円 | | ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適切に対処するため、海賊対処行動を継続し、ソマリア沖周辺国の海上防衛力向上の支援などの多層的な取組を継続。 ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及びP-3C哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。また、長期的には、ソマリア周辺国の海上保安能力向上への支援も有効な方策である。 |

| 達成手段 | 3 国際平和協力の拡充，環境の整備 | | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|--------------------|--------|--|------------|--|
| | ()：開始年度 | 補正後予算額（執行額） | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| 達成手段 | ①国際平和協力法等に基づく要員派遣・物資協力等の推進 (平成4年度) | 12百万円 (7百万円) | 32百万円 | 9百万円 | 3 | 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること。 国際平和協力法に基づく国連PKO等への要員派遣・物資協力の実施や国際社会の取組・議論への積極的な貢献は、国際社会の平和と安定に向けた取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。 |
| | ②平和構築人材育成事業の推進 (平成19年度) | 162百万円 (162百万円) | 126百万円 | 141百万円 | | 国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、国内基盤を整備・強化 平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールや南スーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的の達成に向け、着実に前進している。 |
| | ③国際的なテロ対策協力の強化 (平成13年度) | 2百万円 (3百万円) | — | — | | 4 |
| ②途上国のテロ対処能力向上支援 (平成15年度) | 7百万円 (3百万円) | 7百万円 | 6百万円 | ODAによる研修員受入、専門家派遣、機材供与等を活用しつつ、各種テロ対策関連セミナー開催や専門家派遣の実施により、特に東南アジア地域を対象としたテロ対処能力の向上支援強化に努めている。 | | |
| ③国際組織犯罪対策における国際協力の進展 (平成16年度) | — | — | — | 国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業の実施等により、国際組織犯罪対策における国際協力の進展をはかっている。 | | |

| 達成手段 | 5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 | | | | | |
|------|--|------------------|-------|-------------------|------------|--|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①安保理改革をはじめとする国連改革の推進 (*) | 33百万円 (24百万円) | 32百万円 | 31百万円の内数 | 5(2) | 安保理改革の実現及び我が国の安保理常任理事国入りを目指し、安保理改革に関する国連総会決議等の具体的成果獲得への取り組みを推進する。また、行財政分野については、限られた予算の範囲で国連活動の効率化を図り、最大限の効果を実現することにより、国連改革の進展を図る。 |
| | ②国連総会出席や各種会談、協議等あらゆる機会を通じた国連及び国連諸機関との連携強化 (*) | 10百万円 (4百万円) | 5百万円 | 8百万円の内数 | 5(2) | 国連総会、国連協議等のバイ・マルチの各種会合の機会を利用し、国連及び国連諸機関との連携を強化する。 政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、行財政面でも、他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ、国連に限られた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう改革を推進することにより、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。 |
| | ③国際機関邦人職員の増強【成果重視事業】 (昭和49年度) | 14百万円 (7百万円) | 13百万円 | 31百万円 | 5 | 国際機関の邦人職員増強施策としてのJPO選考試験の実施及び国際機関への就職希望者を増やすための各種広報活動の充実等を通じ、JPO選考試験合格者数の増加や国連等国際機関の邦人職員数の増加を図る。 ガイダンス等の広報活動の充実による、空席情報配信件数及びロスター登録者の増加に加えて、国際機関を志望する邦人への研修コースの実施等を通じて、中長期的な観点から国際機関の邦人職員の増加を図る。 JPO選考試験合格後、JPOとして派遣された者が国際機関で正規ポストを獲得することは、国際機関の邦人職員の増加に直結する。 |
| | ④我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の増進 (*) | 12百万円 (9百万円) | 10百万円 | 10百万円 | 5 | 国連広報センターを通じた国連の活動に関する啓発・広報活動の実施、また、国連マルチ外交研究会や委託調査を通じた有識者との意見交換やパブリックフォーラムを通じたNGOとの対話等を開催することで、国連の活動及び我が国の国連政策を発信し、我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進を図る。 |

6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

| () | 補正後予算額（執行額） | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|--|--------------------|--------|-------------------|------------|---|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会、各人権条約体等）における議論や取組への積極的参画や関係機関への抛出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護 （*） | 8百万円 （6百万円） | 7百万円 | 4百万円 | 6 | <p>国際社会における人権の保護・促進のために、国連人権理事会における議論に積極的に参加するとともに、2012年の人権理事会理事国選挙に向けて各国に支持要請を行っていく。</p> <p>国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を引き続き支援していく。</p> <p>人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。</p> <p>我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠であるが、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮した上で進めて行く必要もある。</p> <p>国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めて行くことが重要である。</p> <p>上記フォーラム以外の国連事務局の人権担当部門（国連人権高等弁務官事務所）や社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金等を支援していくことも有効。</p> |
| ②主要人権条約の履行 （*） | 7百万円 （3百万円） | 7百万円 | 6百万円 | | <p>政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する他、障害者権利条約（仮称）の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。</p> <p>政府報告審査への参加及び最終見解のフォローアップを通じて主要人権条約の履行に努めるとともに、未締結の人権諸条約について必要な検討を行うことも、人権の保護・促進を図る上で重要である。</p> |
| ③第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施、及び右に係る関係省庁、UNHCR、IOM、NGO等その連携 （*） | 770百万円 （722百万円） | 772百万円 | 729百万円 | | <p>難民認定申請者や条約難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる平成22（2010）年度からの第三国定住による難民の受入れ事業（パイロットケース）を、引き続ききめ細やかに実施する。</p> <p>難民認定申請者や条約難民に対して、それぞれ保護費の支給や各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効。</p> <p>国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、我が国としても国際的な難民問題に積極的に対応していく上で有効である。</p> |

| | | | | | | |
|--|---|--------------------|--------|-----------|--|--|
| | ④国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施に向けた取組（*） | — | — | 90百万円 | | 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結及び国内担保法の平成24年度中の施行を前提に、政省令の制定、ガイドライン、条約上の中央当局の任務を実施するためのマニュアル等の作成等、中央当局の立ち上げにかかる準備を行う。 国際的な子の連れ去り事案等の問題を解決するための国際協力の仕組みにつき定めたハーグ条約を締結し、条約上の中央当局の任務の実施を通じて当事者に対する支援を行う。 |
| 達成手段 | 7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 | | | | | |
| | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | ()：開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①国際的な核軍縮を追求するための取組（平成22年度） | 270百万円 (240百万円) | 245百万円 | 208百万円 | 7 | 国連総会、各種二国間会議及び国際会議、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）等を通じた、軍縮・不拡散分野で国際社会を主導する外交活動の展開。 NPT体制の維持・強化、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけ、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）早期交渉開始へに向けた働きかけ等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っている。 |
| | ②大量破壊兵器等の拡散防止のための取組（平成22年度） | — (13百万円) | — | 23百万円 | | IAEA保障措置強化のための取組、国際輸出管理レジームへの参加・貢献及び拡散問題に対する地域的取組の強化など。 IAEA主催地域セミナーへの人的・財政的支援、アジア不拡散協議及びアジア輸出管理セミナーの開催などが、不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献につながる。 |
| ③生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器条約（CWC）の実施強化のための取組（平成22年度） | 8百万円 (—) | 11百万円 | 9百万円 | | BWC：国連総会やセミナー等への参加とプレゼンテーションの実施等による議論への貢献。 CWC：締約国会議、化学兵器禁止機関（OPCW）執行理事会（年4回開催）及び執行理事会間に開催される条約実施のための各種協議への積極的な参画、中国遺棄化学兵器（ACW）処理事業等への査察受入に係るOPCWへの協力。 BWC：会期間活動等、条約の実施強化のための議論に積極的に貢献し、作業文書を提出する等、BWC実施強化の取組を積極的に行っている。 CWC：各会議の議論において積極的に発言し、各国による条約の国内実施促進を支持。ACW査察の積極的な受入、関連書類の提出の励行等、我が国自身も自ら条約上課された事項を積極的に実施。 | |
| ④通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組（平成22年度） | — | — | — | | 通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組の構築に貢献する外交活動の展開。 ATT作成のための交渉への積極的な参加、対地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進のための働きかけ等を積極的に行っている。 | |

| 達成手段 | 8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 | | | | 達成手段の概要等 | |
|---|------------------------|--------------|-----------|--------------------|--|------------|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24 年度 当初 予算額 | | 関連する 指標 |
| | | 22 年度 | 23 年度 | | | |
| ①IAEA, G8等を通じた原子力安全関連条約や安全基準等の強化(含む国際会議の実施) (平成22年度) | - | - | - | 8 | 原子力安全関連条約や安全基準等の強化。また、IAEAと共催で福島県で開催予定の原子力安全に関する福島閣僚会議等を通じて、原子力安全向上に向けた我が国の取組みや福島第一原子力発電所事故から得られた知見や教訓等を各国と共有。 IAEA関連会議、G8、国連等の場における原子力安全関連条約や安全基準等の原子力安全強化に係る国際的な議論に積極的に参加するとともに、福島第一原子力発電所の状況に関する情報や事故から得られた教訓等を国際場で共有することを通じて、国際的な原子力安全の向上に寄与している。 | |
| ②福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との調整 (平成22年度) | - | 5百万円の内数 | 349百万円の内数 | | 原発の状況に関する各国への迅速・正確な情報提供(メール及びFAXによる迅速な情報提供や在京大使館からの個別の照会への対応等)。原発の安定化や廃炉に向けた各国との協力調整を行う。 | |
| ③核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献 (平成22年度) | - | - | - | | 核セキュリティ強化のための国際的取組に貢献。 福島第一原発事故に係る国際的な業務、IAEA、G8等での国際的な議論への参加、チェルノブイリ原発支援事業関連の抛出国総会への参加、次回核セキュリティ・サミット(平成26年)に向けた国際的な議論への参加、同サミットに向けた日米核セキュリティ作業グループの活動等、国際的な核セキュリティの強化に向けた取組を積極的に行っている。 | |
| ④原子力安全に関する国際的及び地域的プロジェクトの実施(IAEAの技術協力及び「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」(RCA)に係る対応、平和利用イニシアティブの元での各種プロジェクトの実施を含む。) (平成22年度) | 4百万円 (-) | 1百万円 | 1百万円 | | 開発途上国の要請に基づき、医療・健康、食料・農業、放射性廃棄物の管理、放射線同位元素供給及び放射線技術、環境、水資源、原子力科学、等の分野で、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で技術援助を実施。 アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する各種プロジェクト及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、適当な締約国内の機関(我が国の場合は、日本原子力開発機構、放射線医学総合研究所等)を通じて、促進及び調整。 開発途上国の要請に基づく各種技術援助の実施、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発に係わるプロジェクト及び訓練の計画の促進及び調整等、開発途上国の原子力平和利用の促進を図っている。 | |

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|----------------|--------------|-------------------|---|---|
| | ⑤放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応 (平成22年度) | - | - | - | | <p>二国間及び多国間の場合を通じた、放射性物質輸送の安全性等に係る沿岸国の理解増進活動を実施。</p> <p>IAEA総会マージンにおいて沿岸国とのコミュニケーションに関する非公式会合を継続的に開催する等、沿岸国の理解増進活動を実施している。</p> |
| | ⑥二国間原子力協定の交渉及び締結 (平成22年度) | 5百万円 (7百万円) | 21百万円 の内数 | 14百万円 の内数 | | <p>開発途上国の要請に基づき、医療・健康、食料・農業、放射性廃棄物の管理、放射線同位元素供給及び放射線技術、環境、水資源、原子力科学、等の分野で、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で技術援助を実施。</p> <p>アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する各種プロジェクト及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、適当な締約国内の機関（我が国の場合は、日本原子力開発機構、放射線医学総合研究所等）を通じて、促進及び調整。</p> <p>開発途上国の要請に基づく各種技術援助の実施、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発に係わるプロジェクト及び訓練の計画の促進及び調整等、開発途上国の原子力平和利用の促進を図っている。</p> |
| 達成手段 | 9 科学技術・宇宙に係る国際協力の推進 | | | | | |
| | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | () : 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①科学技術に関する二国間政府間対話の推進 (*) | - (2百万円) | - | - | 9 | <p>科学技術協力合同委員会を年度内に以下の国・地域と実施する。 米国、スペイン、豪州、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド</p> <p>我が国との科学技術協力協定締結の希望が相手国から寄せられた場合に、我が国にとっての外交面・科学技術面でのメリット等を勘案し、協力協定締結に向けた作業を相手国と行う。</p> <p>二国間合同委員会を通じて、相互の科学技術政策や、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行うことにより、両国の科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、また、二国間の個別の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認することができる。</p> | |
| ②多国間における科学技術協力の支援 (*) | 3百万円 (-) | 3万円 | 3百万円 | | <p>イーターの会合等において、イーター計画の着実な実施を確保するための外交活動を展開する。ISTCの会合等において、ISTC運営や今後の活動につき他の加盟極とともに検討を進める。</p> <p>イーター計画の進捗状況をイーター理事会等の場でフォローし、参加極と協力調整を行い、平成22年7月に合意されたベースライン文書の着実な実施を確保する。ISTC運営理事会等において、ISTCの合理的な運営や改編等の検討を行い、人的不拡散への取組に貢献する。</p> | |

| | | | |
|-------------------------------|-------------|------|------|
| ③バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組みを通じた科学技術協力 | — | — | 1百万円 |
| ④科学者・専門家の海外への派遣 (平成21年度) | 1百万円 (—) | 6百万円 | 3百万円 |

| |
|---|
| <p>年3回開催される国連宇宙空間平和利用委員会及びマルチ・・バイの場における協議に積極的に参加し、議論を主導する。</p> <p>本事業を通じて、今後国際的に重要視される宇宙環境保全に関する取組に貢献し、今後の宇宙ガバナンス構築に我が国が主導すると共に、プレゼンスを確保する。</p> |
| <p>欧米科学技術先進国、新興国、アジア、中東アフリカ諸国に日本の優れた科学者・専門家を派遣し、我が国の科学技術力をアピールする海外へ向けた科学技術広報を行うことで、我が国の科学・技術力の情報発信を通じた我が国ソフトパワーの向上及びネットワーキングを通じた我が国企業の海外でのビジネス展開支援を図る。</p> <p>本事業を通じて我が国の優れた科学技術力を事業対象国の政策決定者、専門家、一般市民等にアピールすることにより、我が国の最先端の科学技術への認識を深め、我が国との二国間科学技術協力関係の発展に寄与する。併せて、我が国企業の海外でのビジネス展開の支援をはかり、我が国の経済的安定にも貢献する。</p> |

施策Ⅱ—2 国際経済に関する取組

| 施策名 | 国際経済に関する取組 | 担当部局名 | 経済局 | 作成責任者名 | 経済局政策課長 飯島俊郎 |
|-------|--|------------|-------|------------|--------------|
| 施策の概要 | <p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて、WTOにおけるドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉に取り組む。また、紛争解決手続等の各種枠組の活用により、保護主義的な貿易政策を抑止する。</p> <p>(2) 経済連携強化に向けた取組として、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、各国・地域との間のEPAの交渉・研究・検討を更に推進する。</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画</p> <p>(1) G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として重要な役割を果たしている。我が国として、両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。OECDでは、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加し、リードする。</p> <p>(2) G8・G20サミット、OECD等の国際的な取組を通して、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。</p> <p>3 重層的な経済関係の強化</p> <p>(1) APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。</p> <p>(2) 日・EU間では、定期首脳協議等様々な協議を実施する。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進する。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についての、日・EU協力を推進する。</p> <p>4 経済安全保障の強化</p> <p>経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。</p> <p>5 海外の日本企業支援</p> <p>日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組</p> <p>「偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA)」の早期締結・発行に向けて必要な作業を進めるとともに、アジア地域を始めとする諸外国に対する協定への参加促進、また、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。</p> <p>(2) 日本企業支援</p> <p>ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援を行うと共に、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図る。</p> <p>(3) 対外投資の戦略的な支援</p> <p>投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、「対外投資戦略会議」及びその連絡会議における民間団体等との意見交換の内容等を参考に、相手国・地域を戦略的に検討する。</p> | 政策体系上の位置付け | 分野別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |

| | | | |
|---------|--|-------------|---|
| 達成すべき目標 | <p>我が国の経済外交における国益を保護・増進すること</p> <p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 (1) WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること (2) (1)を補完するために車の両輪のひとつとして、二国間及び地域的な経済連携を強化すること</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画 グローバルな課題に対する国際的取組に参画すること</p> <p>3 重層的な経済関係の強化 (1) アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を増進すること (2) 日・EU経済関係及び国際的課題に対する日・EU協力を推進すること</p> <p>4 経済安全保障の強化 エネルギー、鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給を確保すること</p> <p>5 海外の日本企業支援 日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させること</p> | 目標設定の考え方・根拠 | 我が国の経済外交における国益を保護・増進する目標の下、第180回国会施政方針演説や第180回国会外交演説、また閣議決定された「新成長戦略」（平成22年6月18日）や「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）、「日本再生戦略」（平成24年7月31日）に基づき設定 |
|---------|--|-------------|---|

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|------|-----|--|----------|------|------|------|------|--|
| 測定指標 | 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) (参考指標) 輸出入額（単位：千億円） *財務省貿易統計HPより引用 ①輸出額 ②輸入額 | ①：48.9 ②：42.4 | 13年度 | — | — | — | — | — | — | — | — | GATT/WTOに関する施策を定量的に測定することは大変困難であるため、参考指標として我が国の輸出入総額を設定した。また、輸出入総額に目標値を設定するのは適切でないため、右参考指標については目標値を設定しない。 |
| (2) 経済連携協定（EPA）の検討から発効後に至るまでの、主な段階 ①共同研究が終了した数 | ①：1 ②：15 ③：1 ④：1 ⑤：0 ⑥：36 | 22年度 | — | — | ①：1 ②：10 ③：1 ④：1 ⑤：1 ⑥：35 | | | | | | （測定指標の選定理由） 我が国は、平成13年にシンガポールとのEPA交渉を始めて以来、現在までに13本のEPAを締結しており、1年に1本程度のペースで締結してきている。政府としては経済連携の取組を強化しているが、今後はこれまでよりさらに困難な交渉が想定される相手国・地域が多く、これまでと同様のペースでの締結を |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|------|---------------|------|---------------------------------|----|----|----|----|---|
| ②交渉会合開催数 ③交渉が妥結した数 ④署名した数 ⑤発効した数 ⑥委員会等開催回数 | | | | | | | | | | 目指すことが適切であると考えられる。このことから、締結に至るまでの各重要段階の目標値としては、年に1件程度が適当であると考えられるため。 また、交渉会合数に関しては、通常のEPA交渉では3～4か月に1回程度の交渉会合が開かれるのが通例であり、かつ、同時に2～3件の交渉をすることを想定するのが適当かつ現実的であると考えられるため。 (目標値の設定根拠) EPA/FTAに関する施策を数値化するのは非常に困難であるが、あえて数値化するのであれば、あるEPAが検討から発効後に至るまでの、主な段階を数値化することが適当であると考えられるため。 |
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| (3) ①国際貿易ルールの強化 ②既存ルールの実効的運用 | ①ドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉への貢献 ②紛争解決手続き等の各種枠組の活用による、保護主義的な貿易政策の抑止 | - | 国際貿易ルールの維持・強化 | - | ①引き続き国際貿易ルールの強化のために、我が国として貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | (測定指標の選定理由) (1) 我が国は、これまでGATT/WTOの多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。 (2) WTO 紛争解決制度などの既存ルールの実効的運用を図ることは、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、保護主義的貿易政策に対する抑止につながる。 (目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続してWTOルールの実効的運用・強化を図り、経済連携強化に向けた取組を行うことが重要。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日) 「包括的経済連携に関する基本方針」(平成22年11月7日閣議決定) 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|---|----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| <p>(4) 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域大のEPAの研究に関する取組</p> | <p>経済連携強化に向けた、EPA交渉・研究・検討・実施・運用を推進</p> | <p>—</p> | <p>世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める。</p> | <p>—</p> | <p>既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>(測定指標の選定理由) 我が国の経済連携に関する取組が遅れている中、経済連携を強化することにより、市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等と我が国の経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要であるため。</p> <p>(目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して発効済EPAの実効的運用・強化を図るとともに、主要な貿易相手国とのEPA締結を進め、経済連携強化に向けた取組を行うことが重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 「包括的経済連携に関する基本方針」(平成22年11月7日閣議決定) 第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)</p> |
|---|--|----------|---|----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|

| | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|-----|------|------|----------|------|------|------|------|--|
| 測定指標 | 2 国際経済秩序形成への積極的参画 | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催されるOECD理事会(最高意思決定機関)へ参加(年1回開催される閣僚理事会を含む)。 | 13回 | 例年 | — | 13回 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(測定指標の選定理由) 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のためには、OECDにおける最高意思決定機関であるOECD理事会での決定プロセスに参加することが不可欠である。もちろん、OECD理事会での決定までの意思調整過程に参加することが大前提となるが、それら調整の結果を最終的に決定づける機会に我が国が参加するというのは、我が国の考え方を反映させる上で最も重要な指標の一つとなり得る。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 上記OECD理事会は、大体月1回ペース(状況に応じて変更)で開催されており、また、それに加え、年に1度閣僚級が参加する閣僚理事会も開催されることを、参考とする基準値として13回とした。</p> |

| | 基準 | 目標 | | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|--------------------------|--|------|---|------|--|---|------|------|---|---|
| | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| (2) G8・G20サミットにおける我が国の貢献 | 総理による発信、他の主要国の首脳との率直な意見交換、及び成果文書等への我が国の考え方の反映、準備過程における貢献 | — | G8及びG20サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏実施に向け最大限貢献する。 | — | G8及びG20サミットの成功裏実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。特に、23年度に開催されたG8・G20サミットのフォローアップを確実に行うとともに、24年度に開催されるG8キャンプデービッド及びG20ロスカボス・サミットの成功に向け、積極的に議論に貢献していく。 | G8及びG20サミットの成功裏実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。 | 同左 | 同左 | 同左（特に、G8サミットについては、平成28年度において、我が国はG8議長国となることが予定されているところ、アジェンダ設定、準備過程等でイニシアティブを発揮し、我が国にとって望ましい国際経済秩序の実現を目指す。） | （選定理由） 我が国にとって望ましい国際経済秩序の実現のためには、その形成に大きな影響を与えるG8・G20の諸活動に積極的に参加し、国際的な議論を主導することが重要である。 （目標設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、グローバルな課題を解決し、我が国にとって望ましい国際経済秩序を実現するためには、G8・G20の諸活動において我が国の考えを反映させつつ、最大限貢献することは極めて重要。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 第177回国会外交演説 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--------------------|-----------------------------|------|------------------------------|----------|--|-----------------------|------|----|--|---|
| | (3) OECDにおける我が国の貢献 | 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映 | — | 我が国としてOECDにおける諸活動へ最大限の貢献を行う。 | — | 昨年OECD設立50周年の成果のフォローアップとともに、非加盟国との関係強化を含めOECDにおける諸活動へ引き続き積極的に参加する。 | OECDにおける諸活動へ積極的に参加する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由)</p> <p>我が国にとって望ましい国際経済秩序の実現のためには、その形成に大きな影響を与えるG8・G20やOECDの諸活動に積極的に参加し、国際的な議論を主導することが重要である。</p> <p>(目標設定の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、我が国にとって望ましい国際経済秩序を実現するためには、G8・G20やOECDの諸活動において我が国の考えを反映させつつ、最大限貢献することは極めて重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>第177回国会外交演説</p> |
| 測定指標 | 3 重層的な経済関係の強化 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1) APECにおける域内貿易依存度（参考指標） | 67% | 22年度 | — | — | — | — | — | — | — | <p>APECは、各エコノミーの自発的な意思によって、アジア太平洋地域の経済面でのつながりを深め、将来のアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けて貿易・投資の自由化・円滑化に向けた取組を推進。域内経済統合に向けた政策の進捗を定量的に評価することは困難であるため、地域経済統合の進展を測る参考指標として、域内の貿易依存度を設定した。参考指標には、目標値は設定しない。</p> | |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|---------------------|------------------------|------|-------------------------------------|------|--|--|------|----|----|---|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (2) APECにおける諸活動への貢献 | 「横浜ビジョン」で掲げた内容の更なる具体化 | — | 域内での経済協力関係を維持・発展させる。 | — | 平成22年APEC議長としての経験を踏まえたロシア（平成24年APEC議長）への積極的な協力を通じて、域内での経済協力の推進に貢献する。 | 横浜ビジョンで掲げた内容の更なる具体化に向け、域内での経済協力の推進に貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由） APECを構成する国・地域は、経済規模で世界全体のGDPの約5割、世界全体の貿易量及び世界人口の約4割を占めており、域内での経済協力の推進は、我が国の更なる成長と繁栄にとって不可欠である。平成22年我が国の議長の下で将来にわたりAPECとして取り組むべき施策について取りまとめた「横浜ビジョン」の具体化に向けてAPECを構成する国・地域と共に地域の課題に取り組んでいくことが必要。</p> <p>（目標設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して域内における協力関係を発展させていくことが重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月閣議決定）、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）</p> |
| (3) EUとの対話を通じた関係強化 | 日EU・EPA交渉のためのスコーピングの実施 | — | 日EU・EPA交渉を早期に妥結し、EUとの高いレベルでの経済連携の推進 | — | 日EU・EPAのためのスコーピングを完了させ、交渉を開始する。 | 日EU・EPA交渉を早期に妥結し、EUとの高いレベルでの経済連携を推進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由） 我が国とEUは、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。</p> <p>（目標設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、特に経済分野において継続してEUとの連携を強化していくことは重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 第180回国会施政方針演説、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）</p> |

| 測定指標 | 4 経済安全保障の強化 | | | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|---|-------------|------|------|------|--|---|------|------|----|--|--|
| | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | |
| | | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1) 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数 | 43件 | 23年度 | — | — | 約40件 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 資源・エネルギーの安定供給確保のための産出国との対話の促進、及び消費国間の連携の強化及び我が国の省エネ・再生可能エネルギー技術の普及や、食料安全保障強化のための食料・農業分野における多国間の国際協調や情報収集においては、所管する国際機関や多国間の枠組みの国際会議や協議に積極的に出席・発言し、関係国との人脈構築、我が国立場への反映、国際的議論の情報収集等が重要であるため。 |
| (2) 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数 | 14件 | 23年度 | — | — | 基準値と同程度 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| (3) 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 | — | — | — | — | IEA, IEF, G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、資源エネルギーの権益確保に向けた戦略の検討を進める。更に4月に立ち上げるIRENAの活動に積極的に貢献する。 | IEA, IEF, G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由）</p> <p>国際機関や多国間の枠組み等を通じた産出国との対話の促進、及び消費国間の連携の強化、及び我が国の省エネ・再生可能エネルギーの技術の普及のためには、所管するこれら枠組みの国際会議や協議に積極的に出席・発言し、関係国との人脈構築、我が国立場の反映、国際的議論の情報収集等が重要であるため。</p> <p>（目標設定の根拠）</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して多国間の協力枠組みを維持・強化することが重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等）</p> <p>「資源確保指針」（平成20年閣議了解）、第180回国会外交演説、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）</p> | |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|---|---|---|-------------------|----|----|----|--|
| (4) 我が国及び世界の食料安全保障の強化 | 多国間協調や国際機関による取組等を通じた我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 | — | 関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。 | — | 安定的食糧供給に向け、関連するマルチの枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由) 食料安全保障強化のための食料・農業分野における国際機関や多国間の国際協調や情報収集のためには、国連専門機関であるFAOや、世界の食料需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っているIGC、及び我が国が推進する「責任ある農業投資」の関係国際機関の国際機関や協議に積極的に出席・発言し、関係国との人脈構築、我が国立場の反映、国際的議論の情報収集等が重要であるため。</p> <p>(目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、これら機関を通じた取組を進めていくことが重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第180回国会外交演説</p> |
| (5) 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保 | 地域漁業管理機関等における漁業資源の保存・管理のための取組の実施・促進 | — | 国際的資源管理に向けた協力の進展 | — | 漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関等の年次会合等の協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。 | 漁業交渉を主導し、協議を継続する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由) 世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、適切な漁業資源の保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが必要である。</p> <p>(目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、資源の管理と持続可能な利用のための方策が検討・決定される地域漁業管理機関等の年次会合等の協議の場において、継続して漁業資源の保存・管理のための協力関係を進展させることが重要である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第177回国会外交演説</p> |

| 測定指標 | 5 海外の日本企業支援 | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|-------|------|------|----------|------|------|------|---|-------------------------------|---|
| | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1) 知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数 | 158件 | 22年度 | — | — | 200件 | | | | | | 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の損失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要があり、当該支援に係る成果指標としては、在外公館の相談対応件数が適切である。 |
| (2) 在外公館における日本企業支援実績件数 | 8,316件 | 19年度 | — | — | 17,000件 | | | | | | 在外公館における日本企業支援の具体的実績件数。19年度より、現在の報告様式を用いていることから、基準年度を平成19年とした。なお、これまでの実績件数は次の通り。20年度：11,916件。21年度：12,506件。22年度：17,096件。23年度は19,658件。 |
| (3) 対外直接投資総額（参考指標） *JETROホームページより引用 | 115,732 （百万ドル） | 平成23年 | — | — | — | — | — | — | — | — | 投資協定政策効果を定量的に評価することは困難であるため、参考指標として対外直接投資総額を設定した。右参考指標の選定理由は、投資協定締結の主たる目的が、対外直接投資の増進にあるためである。また、参考指標には目標値は設定しない。 |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|--------------------------|--|------|---|------|--|------|------|----|----|---|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (4)海外における知的財産権確保強化に向けた取組 | ①偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）を含む、国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進 ②知的財産に関する二国間対話等の実施 ③在外公館における知財担当官の対応力強化 | — | ①国際的な取組を通じた知的財産権保護を促進する。 ②二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。 ③知的財産担当官会議等を通じた知財担当官を対応力強化する。 | — | ①ACTAを始めとした国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。 ②二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 ③日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由）</p> <p>近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の損失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地に於いて日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。</p> <p>（目標設定の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、近年の知的財産権侵害の深刻な状況を改善していくためには、模倣品・海賊版対策のための新しい法的枠組であるACTAなど、国際的な取組を通じて効果的に知的財産権保護を図っていくことが重要。 ・知的財産に関する二国間対話等の促進、及び在外公館における知財担当官の対応力強化についても、外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して施策に取り組んでいくことが重要。 <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等）</p> <p>「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）、「知的財産推進計画2011」（平成23年6月3日 知的財産戦略本部決定）、「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）</p> |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|----------|----------------------------------|----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| <p>(5) 日本企業支援強化に向けた取組</p> | <p>海外における日本企業のビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供</p> | <p>—</p> | <p>日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化する。</p> | <p>—</p> | <p>日本企業支援に関し、オールジャパンの取組として、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。また、各国の輸入制限や風評被害への対策及び、日本が着実に復興に向かっているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>(選定理由) 我が国の経済外交における国益を保護・増進させるために、日本企業の海外展開を支援することが必要。</p> <p>(目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して日本企業の海外展開を支援することは重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)、「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)、第180回国会外交演説(平成24年1月24日)、「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)</p> |
|---------------------------|--|----------|----------------------------------|----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------------------------|---|--------------------------|---|---|----|----|----|----|---|
| (6) 対外投資の戦略的な支援 | 投資協定について、実際のニーズに応えるべく交渉を推進 | — | 対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させる。 | — | 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由) 我が国の経済外交における国益を保護・増進させるために、日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化する。</p> <p>(目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して日本企業の海外展開を支援することは重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)、「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)</p> |
|-----------------|----------------------------|---|--------------------------|---|---|----|----|----|----|---|

| | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------|--------|-----------|---|--|--|--|--|--|
| 達成手段 | 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 | | | | | | | | | |
| | | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | |
| | (): 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | | | | | |
| | ①WTO —国際貿易ルールの強化 —既存ルールの実効的運用 (*) | 54百万円 (48百万円) | 39百万円 | 33百万円 | 1 | <p>各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、国内でのWTO意見交換会の実施、及び、紛争処理体制の強化(本省及び在外)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施。</p> <p>各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化にむけた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTOルールの実効的な運用を図る。</p> | | | | |
| ②経済連携協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進 (*) | 153百万円 (122百万円) | 132百万円 | 122百万円 | | <p>共同研究、協定交渉、合同委員会、各種小委員会等の開催及び各会合に向けた準備・検討作業を実施。</p> <p>各種会合において、経済連携に関する共同研究・検討、協定交渉、発効済みの協定の見直し等を行うことを通じ、より高いレベルの経済連携協定を多く締結し、またその運用を改善する。</p> | | | | | |

| 達成手段 | 2 国際経済秩序形成への積極的参画 | | | | | |
|------|---|-----------------|-----------|-----------|--------|---|
| | ():開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①G8・G20サミットにおける我が国の積極的な貢献 (G8:昭和50年度(当時はG6), G20:20年度) | — | — | — | 2 | 国際社会の諸課題を議論し、政策協調を行う上で重要な役割を果たしているG8・G20サミット及びその準備会合に積極的に参加し、貢献する。 我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で、国際社会の喫緊の課題である、世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決が重要であるが、このためには国際社会の一致した協力が求められる。こうした中で、G8・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国によって望ましい国際経済秩序を形成する。 |
| | ②OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進) (昭和39年度) | 11百万 (11百万円) | 12百万 円 | 9百万円 | | 加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。 我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で、国際社会の喫緊の課題である、世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決が重要であるが、このためには国際社会の一致した協力が求められる。こうした中で、G8・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国によって望ましい国際経済秩序を形成する。 |

| 達成手段 | 3 重層的な経済関係の強化 | | | | | |
|------|--|--------------------|----------|-----------|--------|---|
| | ():開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①APEC(アジア太平洋経済協力)を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の促進(元年度) | 114百万円 (114百万円) | 22百万円 | 23百万円 | 3 | APECにおいては、その究極目標である貿易・投資の自由化・円滑化を通じた域内経済統合の達成のほか、成長戦略、人間の安全保障等の目標に向けて、種々のプロジェクトを実施しているところ、我が国としてもAPECとしての活動が成功裏に行われるよう貢献する。 APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に我が国も積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。 |
| | ②日・EU間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進(＊) | 14百万円の内数 (9百万円) | 11百万円の内数 | 15百万円の内数 | | ②③：日本企業の利益増進・保護のため、日・EU間の定期首脳協議等様々な協議を実施。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についても、日・EU協力を推進。 ②③：高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要がある、この観点から、日・EU経済連携協定の締結を目指して包括的な経済関係の強化・拡大に努める。 |
| | ③日・EU間の共通の国際的関心事項への取組を強化(＊) | 14百万円の内数 (9百万円) | 11百万円の内数 | 15百万円の内数 | | |

| 達成手段 | 4 経済安全保障の強化 | | | | | |
|--|-------------------------|-------------|-------|-------------------|--|----------|
| | 補正後予算額（執行額） ():開始年度 | 補正後予算額（執行額） | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、国際機関や多国間の良好かつ安定的な協力枠組みや外交上の戦略的基盤の維持・強化。また、低炭素社会の実現に向け、我が国の優れた省エネや再生可能エネ技術の普及 (*) | 8百万円 (2百万円) | 9百万円 | 9百万円 | 4 | 供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な状況に、東日本大震災の影響も加わり、エネルギーの安定供給の確保がより重要な課題となる中、在外公館を通じた外交の戦略的基盤を維持・強化しつつ、国際的な枠組み等を利用して、産出国と消費国が連携して行動することにより、エネルギー市場の安定化に貢献することができる。また、採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発を促進し、これにより資源の安定供給にも資する。更に国際社会における省エネ・再生可能エネルギーに向けた取組に積極的に関与し、我が国の優れた技術を世界に普及させていくことにより、省エネ・再生可能エネルギーの更なる促進に貢献する。具体的には国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）、G8、G20、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）等への貢献を通じ、消費国間の協力・協調を強化し、産出国間の対話の強化を促進することで、我が国への資源・エネルギーの安定供給を確保する。また、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）や国際省エネルギーパートナーシップ（IPEEC）を通じて省エネ・再生可能エネルギーを国内外で普及・促進する。 | |
| ②国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 (*) | — | — | — | — | 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用、食料生産国との関係の維持・強化による我が国への食料安定供給の強化、国際的枠組みの構築等を促進することで、世界の食料安全保障を確保・強化する。 FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論や同機関が実施するプロジェクト等により世界の食料安全保障の確保に向けた取組を進めていくとともに、IGCにおいて収集した情報等を、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等に活かしていく。 | |
| ③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 (*) | 7百万円 (2百万円) | 44百万円 | 40百万円 | | 地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源の保存・管理の推進への協力。 地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席（計14件）し、海洋生物資源の保存・管理及び持続可能な利用における我が国の立場に対する理解と支持獲得に努めることにより、世界有数の漁業国であり水産物輸入国である我が国の国益の確保に資する。 | |

| 達成手段 | 5 海外の日本企業支援 | | | | | |
|------|--|--------------|-------|-----------|--------|---|
| | ():開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①海外における知的財産権保護強化に向けた取組(17年度) | 11百万円(17百万円) | 11百万円 | 11百万円 | 5 | ACTAの早期発効に向けた取組及び非交渉参加国への働きかけ、模倣品・海賊版対策に関する国際会議への出席、知財担当官会議の開催。 近年の知的財産権侵害の拡大を捉まえて、ACTAの早期発効に向けた取組及び非交渉参加国への働きかけ、模倣品・海賊版対策に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、知財担当官会議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を支援し、また本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。 |
| | ②日本企業支援窓口等を通じた相談・支援、インフラプロジェクト専門官を通じた情報収集体制及び関係機関との連携の強化等、日本企業による海外展開の積極的な支援(18年度) | 6百万円(5百万円) | 5百万円 | 43百万円 | | ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援に加え、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図るためのインフラプロジェクト専門官の指名等を実施する。 グローバル化が進展し、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になり、企業も様々な形で国境を超えた活動を一層活発化させている中、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、インフラプロジェクトの受注支援を始め、個別企業の活動を支援する。 注：平成24年度予算には、大震災発生後の各国における輸入規制や風評被害対策も含めた復興関連の予算も含まれる。 |
| | ③対外投資の戦略的な支援(20年度) | — | — | — | | 投資協定等の各種経済条約の締結の推進。投資協定等で定めている合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施。 グローバル化が進展し、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になり、企業も様々な形で国境を超えた活動を一層活発化させている中、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援する。 |

施策Ⅱ—3 国際法の形成・発展に向けた取組

| 施策名 | 国際法の形成・発展に向けた取組 | 担当部局名 | 国際法局 | 作成責任者名 | 国際法局国際法課長 三上 正裕 |
|-------|--|------------|-------|------------|--------------------|
| 施策の概要 | <p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 (1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。 (2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。 (3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 (1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） (2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施 (1) 多角的自由貿易体制の強化（WTOドーハ・ラウンド交渉の平成24年内の妥結を目指す。）に積極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進（FTA/EPAの検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加の検討等）を図る。 (2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）の交渉・締結・実施を推進する。 (3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。</p> | 政策体系上の位置付け | 分野別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |

| | | |
|---------|---|--|
| 達成すべき目標 | <p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等</p> <p>(3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること</p> <p>(2) 刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること</p> <p>(2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること</p> | <p>目標設定の考え方・根拠</p> <p>国際社会において「法の支配」の確立を各国と協調して推進することは、国民の利益を確保する上で重要である。</p> <p>第177回国会外交演説（平成23年1月24日）</p> |
|---------|---|--|

| 測定指標 | 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 | | | | | | | | | |
|--|---|------|--|------|------------------------------|------------------|--------------------------------------|------|------------------|---|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 | 国際法に関連する各種会合への参加をはじめとする国際法規形成お帯発展に対する我が国の貢献 | — | 今後予定の選挙：大陸棚限界委員会委員選挙(H24)、国際海洋法裁判所(H26)等での当選 | — | 大陸棚限界委員会委員選挙、国際海底機構理事国選挙での当選 | 北極評議会オブザーバー資格の承認 | 国際海洋法裁判所裁判官選挙、国際刑事裁判所予算財務委員会委員選挙での当選 | — | 国連国際法委員会委員選挙での当選 | (選定理由) 新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、我が国の利益を最大限確保し、国際社会における「法の支配」を確立する上で重要である。 また、海洋国家である我が国は、国連海洋法条約を基礎とする海洋秩序の維持と健全な発展こそが我が国の国益に直結すると考えており、海洋分野における法的秩序の維持と海洋に関する紛争の平和的解決とが重要である。 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|--------------------------------------|---|------|----------------------------------|------|---|----------------------------------|------|------|------|---|
| | (2) 国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況 | 国際法研究会等の開催 | — | 国際法研究会等の活用 | — | 時宜を得たテーマについての国際法研究会等の活用 | 国際法研究会等の活用 | 同左 | 同左 | 同左 | (目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を設定することは困難であるが、継続して国際法の発展への関与及び海洋法秩序の維持に取り組むことが必要。(根拠：第177回国会外交演説〈平成23年1月24日〉) |
| | (3) 国際法の普及活動の推進 | 大学講義等への参加 | — | 大学講義等への職員の派遣 | — | 大学講義等への職員の派遣 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 測定指標 | 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 | | | | | | | | | | |
| | | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| | (1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化 | 国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言 | — | 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化 | — | 日米安保体制の信頼性向上をはじめとする我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化 | 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化 | 同左 | 同左 | 同左 | (測定指標の選定理由及び目標(基準・目標年度)設定の根拠) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及び諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化は、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際社会における「法の支配」を確立するに当たって重要。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第177回及び第180回国会施政方針演説(平成23年1月24日、平成24年1月24日) |
| | (2) 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化 | 国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言 | — | 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化 | — | 諸外国・国際機関との間での刑事分野や原子力安全等を始めとする政治分野に関する枠組み作りの推進・強化 | 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| 測定指標 | 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施 | | | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|--|--|-------------|--------------------------------|-----------|---|--------------------------------|------|------|------|--|---|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| (1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 | 経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施 | — | 多角的自由貿易体制の強化とFTA/EPAの推進 | — | 投資、租税、環境分野を始めとする多角的自由貿易体制の強化とFTA/EPAの推進 | 多角的自由貿易体制の強化とFTA/EPAの推進 | 同左 | 同左 | 同左 | | <p>(選定理由及び目標設定の根拠)</p> <p>多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。また、経済分野において、二国間の投資協定、租税協定、社会保障協定等の経済条約の締結を通して日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進し、かつ、環境分野のように国民生活に影響を与える分野において、地球規模の課題の解決に向けた国際ルールの作成を積極的に推進することを通して、我が国の利益や関心を国際ルールに十分反映させることは非常に重要である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) ・ 第180回国会外交演説(平成24年1月24日) |
| (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 | 経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施 | — | 我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成 | — | 投資、租税、環境分野を始めとする我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成 | 我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成 | 同左 | 同左 | 同左 | | |
| 達成手段 | 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 | | | | | | | | | | |
| | () : 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| ① 国際法に関連する海洋法会合(含む国際裁判)における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進(*) | 5百万円(2百万円) | 4百万円 | 2百万円 | 1 | 大陸棚限界委員会の審査会合等へ出席し、我が国の意見を主張・反映させていく。国際法の枠組み作りが議論される大陸棚限界委員会の審査会合等において、日本の代表が積極的に発言し、アウトプットに意見を反映させていくことは、我が国にとって有利な国際法環境を形成するとともに国際法秩序形成の促進に資する。 | | | | | | |

| | | | | |
|---|---------------------|----------|----------|--|
| ②国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施 (アジア, 欧州各国, 米国等) (*) | 18百万円の内数 (一) | 19百万円の内数 | 12百万円の内数 | 二国間国際法局長協議を開催し, 共通の国際法上の課題について認識を共有し, 外交政策の立案過程で反映させる。 主要国の国際法局長との協議を行い, 共通する国際法上の課題について理解を深め, 知見を共有することで, 課題解決に向けた外交政策の立案を推進する。 |
| ③国際法の諸分野(特に最近の国際情勢に関連がある分野, または国際法を解釈する上で有益な分野)についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用 | 2百万円 (3百万円) | 2百万円 | 2百万円の内数 | 国際法関係研究会等出席, 領土に関する調査・研究の委託, 海洋関係調査研究を通じて, 国際法の知見を蓄積し, 外交実務へ活用する。 有識者を交えた研究会及び各国関係者との意見交換などを行うことで国際法の知見を蓄積し, より専門的な観点から我が国の抱える課題について議論を組み立て, 日々の外交案件の処理に資するよう活用していく。とりわけ最先端の国際法分野で研究者との連携を持つことで, 外交政策の質を高めることにつながることは重要である。 |
| ④要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者, 学生等との意見交換及び交流の実施 (*) | 18百万円の内数 (一) | 19百万円の内数 | 2百万円の内数 | 公開講座や大学における講義の実施, 研究者や学生との意見交換及び交流を通じて, 我が国の国際法に係る国民の理解を促進する。 公開講座や大学における講義の実施, 研究者や学生との意見交換及び交流を通じて, 我が国の国際法に係る国民の理解を促進することで, 外交政策をスムーズに進めることができ, 国益に資する。とりわけ領土問題など国民全体に係る問題について, このようにして理解を促進することは問題解決の観点からも有益である。 |
| ⑤我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ(例: 条約集, インターネットによるデータベースの作成), 及び対外的な公表 (*) | 18百万円の内数 (10百万円) | 19百万円の内数 | 12百万円の内数 | 国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し, 国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか, 国民や外国に対し広く情報を共有し, 外交への信頼を獲得する。 システムと情報を常に最新のものにアップデートしておくことで, 政策立案の際の参照先として有用なものとし, また内外への情報発信を通じて, 国民や外国人が最新の情報に接することができるようにすることで, 日本外交への信頼獲得につなげ, 外交政策を行う上での障害をなくす。 |

| 達成手段 | 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 | | | | 達成手段の概要等 | |
|--|---------------------------|-------------|---------|-----------|--|--------|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | | 関連する指標 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①日米安保体制の強化や領土問題の解決に向けた進展を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。) | 12百万円の内数 (2百万円) | 10百万円の内数 | 9百万円の内数 | 2 | <p>日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにする。また、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処することなどを通じて、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)を行う。</p> <p>平成24年4月21日の「2+2」の共同発表においては、上記措置の一つとして、日米同盟が日本の安全保障並びにアジア太平洋地域の平和、安定及び経済的繁栄にとって引き続き不可欠であるとの共通認識の下で在日米軍再編計画の調整を決定している。平成23年11月12日の日露首脳会談においては、野田総理から、両国間の領土問題を解決し平和条約を締結する必要があること、交渉は日露両国の間で達成された諸合意に基づき行う必要があることを指摘した。このようなものを含め、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組むこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処することは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化に寄与するものである。</p> | |
| ②刑事分野における協力の推進に向けた各種関連国際約束の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化等、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。) | 12百万円の内数 (2百万円) | 10百万円の内数 | 9百万円の内数 | | <p>刑事分野における協力の推進に向けた各種関連国際約束の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化などを通じて、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)を行う。</p> <p>犯罪人引渡し条約や受刑者移送条約の締結は、犯罪の抑止のための協力を実効的なものにするなど、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献することができる。さらに、原子力分野においては原子力安全条約等の安全関連条約の強化を通じて国際的な原子力安全の向上に貢献することができる。このように、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連国際約束の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化等は、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化に寄与するものである。</p> | |

| 達成手段 | 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施 | | | | | |
|---|-------------------------|-------------|----------|-------------------|--|----------|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な検討及び助言並びにWTOドーハ・ラウンド交渉の妥結に向けた取組における法的な検討及び助言。 (*) | 24百万円の内数 (6百万円) | 20百万円の内数 | 18百万円の内数 | 3 | <p>経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な検討及び助言を実施し、かつ、WTOドーハ・ラウンド交渉の成功に向け最大限の努力を行うとともに、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際して法的な検討及び助言を実施する。</p> <p>WTOを中心とする多角的貿易体制及びそれを補完するものとして各国との経済上の連携を強化するEPAを推進することは、他国市場における我が国産品・サービスの参入機会を増大させ、我が国の産業の活性化に寄与する。また、WTOにおける紛争解決手続は、近年加盟国によって積極的に利用されており、我が国が提訴したり、提訴されたりする事案も多い中、我が国が当事者として主張・立証を行う際の法的な観点からの検討・助言は必要不可欠である。</p> | |
| ②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進に資する投資協定・租税条約・社会保障協定等の交渉、締結及び実施における法的な検討及び助言。 (*) | 24百万円の内数 (5百万円) | 20百万円の内数 | 18百万円の内数 | | <p>投資協定、租税条約及び社会保障協定等の交渉、締結及び実施における法的な検討及び助言を実施する。</p> <p>国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性が増大する中、海外におけるこのような経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠となっており、特に、これらの活動のための法的基盤の提供は施策目標の達成のために重要である。</p> | |
| ③国民生活に直結する環境、人権その他分野での国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施における法的な検討及び助言を含む。 (*) | 24百万円の内数 (3百万円) | 20百万円の内数 | 18百万円の内数 | | <p>環境、人権その他新しい分野における国際的ルール作り及びその適切な実施における法的な検討及び助言を実施する。</p> <p>グローバル化の進展とともに、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野において、国民生活に直結するような国際的ルール作りが活発化し、また、その適切な実施が重要性を増している中、これら国際約束に係る交渉・締結・実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討・助言は不可欠である。</p> | |

**施策Ⅱ—4 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の
政策決定ラインへの提供**

| | | | | | | |
|---------|---|-------------|---|-----------|------------|------------------|
| 施策名 | 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 | | 担当部局名 | 国際情報統括官組織 | 作成責任者名 | 第一国際情報官 柴田 裕憲 |
| 施策の概要 | <p>(1) 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため，公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>(2) 先端技術による情報収集 先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。</p> <p>(3) 情報分析機能の推進（有識者知見の活用，関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには，様々な要因・観点から考慮することが必要であり，省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして，多角的な観点から分析を推し進め，また，外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。</p> <p>(4) 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため，分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</p> <p>(5) 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が，新たな情報源の開拓を含め，情報収集を強化するため，任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>(6) 政策決定ラインへの適時の情報および情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p> | | 政策体系上の位置付け | 分野別外交 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |
| 達成すべき目標 | 情報収集及び情報分析能力の強化，並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより，外交政策の立案・実施に寄与すること | 目標設定の考え方・根拠 | <p>主体的な外交戦略の構築のためには，情報収集・分析能力を強化することが必要不可欠。</p> <p>第180回国会外交演説（平成24年1月24日）等</p> | | | |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|---------------|--|------|-------------|------|--|------|------|------|------|---|
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 情報収集能力の強化 | <p>情報収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●購入した刊行物・データベース等の数：224 ●先端技術関連データ購入枚数：984 ●研修及び会議参加のための本省出張のべ人数：57 ●在外職員による出張回数：50 | 22年度 | 的確な情報収集の実施 | — | <p>以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 情報収集指示の明確化、会議の開催等、国情組織・在外公館間のコミュニケーションの強化 - 必要な公開情報の収集 - 先端技術の活用 - 研修の実施 - 情報源の拡大 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由） 適切な外交政策の立案・実施を行うためには、的確な情報収集を行い、収集した情報について質の高い情報分析を行い、さらにこれら情報及び情報分析を、政策決定ラインに適時・適切に提供を行うことが必要である。</p> <p>（目標（水準・目標年度）設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、上記取組を継続して実施・強化することが重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 第180回国会外交演説等</p> |
| (2) 情報分析の質の向上 | <p>情報分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先端技術関連データ購入枚数：984 ●専門分析員数：18 ●委託調査報告書数：15 ●招聘のべ人数：13 ●研修/会議参加のための出張者数：28 | 22年度 | 質の高い情報分析の実施 | — | <p>以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 先端技術の活用 - 内外の専門家の知見の活用 - 外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 - 研修の実施 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|---------------------|--------|---------------------------|---|---|----|----|----|----|
| | (3) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 | 政策決定ラインへの情報・情報分析の提供 | 22年度 | 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供 | — | 以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 - 省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 - 政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 達成手段 | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | |
| | () : 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | | | | | |
| | ①在外公館における情報収集・分析機能強化 (*) | 8百万円 (6百万円) | 6百万円 | 6百万円 | 1, 2 | ①在外公館における情報収集の担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。 ②在外公館の情報収集の担当官が、新たな情報源の開拓を含め、任国の内外を出張することによって、情報収集・分析能力の強化に寄与する。 | | | | |
| | ②先端技術による情報収集 (*) | 174百万円 (155百万円) | 210百万円 | 193百万円 | 1, 2 | ①先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。 ②先端技術を活用して情報の収集・分析を行うことによって、行政収集・分析の質を高める。 | | | | |
| | ③公開情報収集 (*) | 214百万円 (207百万円) | 207百万円 | 193百万円 | 1 | ①多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ②公開情報の中の基礎的な情報を入手することによって、情報収集能力の強化に寄与する。 | | | | |
| ④情報分析機能の推進 (有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大) (*) | 109百万円 (95百万円) | 106百万円 | 101百万円 | 2 | ①国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。 ②専門家の知見を活用し、外国政府機関や専門家とのネットワークを拡大することによって、情報分析能力の強化に寄与する。 | | | | | |

| | | | | | |
|---|--------------------------|-------------------|--------------|-------------|--|
| <p>⑤職員のための 研修及び情報収 集・分析会議 (*)</p> | <p>31百万円 (16百万円)</p> | <p>10百万 円</p> | <p>12百万円</p> | <p>1, 2</p> | <p>①政策決定ラインが的確な外交政策を立案・実施するためには、重要な国際情勢に係わる時宜にかなった情報を分析・評価することが必要である。我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修等を実施する。また、本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のため情報収集・分析会議を実施する。</p> <p>②研修及び情報共有・意見交換を通じ、参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに、知見を高めることによって、情報収集・分析能力の強化に寄与する。</p> |
|---|--------------------------|-------------------|--------------|-------------|--|

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策

| | | | | | |
|-------|---|------------|---------------|------------|---------------------|
| 施策名 | 国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策 | 担当部局名 | 大臣官房（外務報道官） | 作成責任者名 | 広報文化外交戦略課長 小野 日子 |
| 施策の概要 | <p>1 国内広報の実施 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p> <p>2 海外広報の実施 海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、オピニオンリーダー等の訪日招待事業、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施している。</p> <p>3 IT広報の実施 IT広報手段の強化・多様化、IT広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取り組みを通じ、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に寄与する。</p> <p>4 国際文化交流の促進 各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、（1）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、（2）人物交流事業の実施、（3）日本語の普及、海外日本研究の促進、（4）大型文化事業（周年事業）を行う。</p> <p>5 文化の分野における国際協力の実施 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、（1）ユネスコや国連大学を通じた協力、（2）文化無償資金協力を実施する。</p> <p>6 国内報道機関対策の実施 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p> | 政策体系上の位置付け | 広報、文化交流及び報道対策 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |

| | | | | |
|----------------|---|--------------------|---|--|
| | <p>7 外国報道機関対策の実施 以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。 (1) 日本関連報道に関する情報収集・分析 (2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力 (3) 報道関係者招へい</p> | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>適切な広報、国際文化交流事業、世界各国の文化の発展に向けた国際貢献、報道対策を通じて、諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進すること</p> <p>1 国内広報の実施 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること</p> <p>2 海外広報の実施 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること</p> <p>3 IT広報の実施 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること</p> <p>4 国際文化交流の促進 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また 親日感の醸成を図ること</p> <p>5 文化の分野における国際協力の実施 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること</p> <p>6 国内報道機関対策の実施 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること</p> <p>7 外国報道機関対策の実施 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること</p> | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>(考え方) 外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。</p> <p>(根拠) 第180回国会外交演説（平成24年1月24日） 「第三に、「日本的な価値」をいかに外交の推進が重要と考えます。日本は、古くから外国の様々な文化や技術を取り入れ、柔軟に日本流にアレンジし、日本ブランドとでもいうべきものを作り上げてきました。最近、サウジアラビアでは、テレビで日本人の礼儀正しさなどを紹介する番組が放映されて、我が国への関心が喚起されました。その後、訪日ビザの発給件数が三倍になりました。私は、いわゆる「クールジャパン」を超えて、精神性を含めた多様な日本の魅力を発信し、国家戦略として日本文化を海外展開させ、「日本的な価値」に対する理解の増進に取り組めます。また、文化協力を通じた国際貢献の充実を図ります。特に、昨年震災で示された日本と海外との「絆」を育むために、人と人との交流にも力を入れていきます。」</p> | |

| 測定指標 | 1 国内広報の実施 | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|------|-------------------------|------|---|---|------|------|------|---|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1)国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 | <p>外交や国際課題について、国民に対して分かりやすく説明するため、平成23年3月に「前原外務大臣と語る」を神戸市で実施した他、計226回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約6.8万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、89%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は91%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。パンフレットは、図書館や講演会などで配布している他、外務省ホームページにもPDFデータを掲載しており、毎月3～4万件のアクセスがあった。また、外交専門誌「外交」を創刊した。日本APEC（アジア太平洋経済協力）で</p> | | 我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。 | — | 「外務大臣と語る」などの講演事業の実施、外交専門誌「外交」の発行、外務省ホームページなどインターネットによる情報発信などによる、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。特に、小中高生向けの外務省広報の強化を目指す。具体的にはネットコンテンツ、小中高生の外務省訪問、子ども霞ヶ関見学デー等での対応拡充に努める。 | 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由） 我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、各種の発信手段を用いて、政策の具体的内容や外務省の役割等についての確かな情報発信を行うことが重要であり、また、国民の関心の把握も重要であるため。</p> <p>（目標（基準、目標年度）設定の根拠） 業務の性格上、特に基準年度、目標年度を設定することはできないが、継続して情報発信を行うことが重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 第180回国会外交演説（平成24年1月24日） 「政策を効果的に実施するためには、オールジャパンで外交を推進することが必要です。その観点から、地方自治体や民間企業、NGO、市民の皆様との連携を強化します。」</p> |

は、動画サイトにAPEC用の公式チャンネルを設置した。他、ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し、大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて、外務大臣の活動を分かりやすく紹介し、また、新しいツールとして、フリッカー（写真共有サイト）の使用を開始した。外務省ホームページには多くのアクセスがあり、例えば、「キッズ外務省」は、月平均約35万件のアクセスがあった。また、「わかる！国際情勢」も月平均約6万件のアクセスがあった。

(2) 広聴活動

外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約20,300件に上った。

22年度

我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。

—

メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。

同左

同左

同左

同左

| 測定指標 | 2 海外広報の実施 | | | | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の 設定の根拠 |
|--|--------------|----------|---|----------|--|-------------|------|------|------|---|-----------------------------------|
| | 基準 | 基準年 度 | 目標 | 目標 年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| (1) 広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HP訪問者数、対象者の反応） | 良好な対日イメージの定着 | — | 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること | — | 下記の事業等を通じる政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施 ・講師派遣事業、オピニオンリーダーの招へい（「閣僚級招へい」）、海外TVチームの日本特集番組制作支援事業の実施 ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japanによる対日理解の促進 ・東日本大震災発生後の日本の状況についての正確な情報の発信、日本ブランドの信頼性回復・強化のための事業の実施 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | （測定指標の選定理由） 海外広報事業への投入予算が減少していること、対日イメージが外部要因にも左右されることにも鑑み、単に実施件数のみでなく、対象者の評価等の定性的評価を加味して事業の効率性を総合的に測ることが適当と考えられるため。 （目標設定の根拠） 第180回国会外交演説 | |
| (2) 外国における対日論調、対日意識向上（報道振り、世論調査の結果等） | 良好な対日イメージの定着 | — | 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること | — | 政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施による良好な対日イメージの定着 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | | |

| 測定指標 | 3 IT広報の実施 | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|------|---|------|--|---|------|------|------|--|
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の 設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1) 効果的なIT 広報の実施 | 3億件 | 20年度 | — | — | 3億件 以上 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」（達成すべき目標）の測定のため、ホームページの利用状況を知るための分析指標の一つであるアクセス件数をも一つの定量的な測定指標として選定した（水準年度（20年度）は外務省HPのアクセス件数が3億件を初めて超えた年度であり、今後5年間の推移を測る上でも3億件は適当な基準であると考えられ、基準年度とした。） |
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の 設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) IT広報手段 の強化、多様 化 | 外務省ホームページ・トップページに新たに大臣コーナーを開設、ユーチューブ（動画共有サイト）を通じた大臣会見、大臣の外交行事の動画配信、フリッカー（写真共有サイト）を利用した大臣フォトギャラリーにより、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。併せて、ホームページのバリアフリー化を進め、幅広い利用層に情報発信が可能となるよう改善に努めた。 平成22年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより、ホームページ開設公館は前年度末の177公館から216公館に増加した。 | 22年度 | 我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT広報手段を強化、多様化する。 | — | ソーシャルメディアの活用強化やスマートフォン対応等により、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT広報手段を強化、多様化する。 | 我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT広報手段を強化、多様化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | （選定理由） インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」を測定するためには、効果的なIT広報のインフラたるIT広報手段の強化・多様化を進める必要があり、その上でIT広報システム及びコンテンツの充実・強化を図り、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組んでいくことが求められるため。 （根拠となる政府方針等） ・ 玄葉外務大臣演説「我が国のグローバルな課題への取り組み～『フルキャスト・ディプロマシー』の展開と協力フロンティアの拡大」（平成24年2月28日） 「・・・NGOや地方自治体、中小企業を含む企業の経営者の方々、メディアや学会、有識者の方々など、あらゆるの方々に対して、まさに皆様こそこれからのグローバル人材であり、皆様のお力をもっと頂きたいということ改めて申し上げます。様々な主体が協力、連携して相乗効果を産み出していくこと、これを『フルキャスト・ディプロマシー』というふうと呼んでおりますけれども、そういう『フルキャスト・ディプロマシー』とは、国民の皆様のご理解とご支持のもとに進める外交の1つの形でもあろうかと思えます。」 |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|-------------|--|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|
| <p>(3) IT広報システム及びコンテンツの充実・強化</p> | <p>CMS（コンテンツ管理システム）の本格的な導入により、外部委託に頼らず、職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり、掲載業務の効率化を図ることができた。22年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約1万4000件であり、前年比約59%増加したが、掲載に要した経費は前年比約70%減を実現した。</p> <p>また、外務省「統合Web環境」に「海外安全ホームページ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他、日本APECの際には、APEC公式サーバを「統合Web環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。</p> | <p>22年度</p> | <p>我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。</p> | <p>—</p> | <p>アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や、研修・教育を通じた効率的なコンテンツ掲載等により、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。</p> | <p>我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> |
| <p>(4) 時宜を捉えた迅速な情報発信への取り組み</p> | <p>日本APECにおいては、ユーザー、フリッカー、ユーストリームといったソーシャルメディアを通じて試験的に情報発信を行った。新設した外務大臣コーナーにおいては、外務大臣の外国訪問等を広報機会と捉え、各訪問毎に訪問先、</p> | <p>22年度</p> | <p>我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。</p> | <p>—</p> | <p>我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、ソーシャルメディア、スマートフォン、クラウド等の普及を考慮した、時宜を捉えた迅速な情</p> | <p>我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜を捉えた迅速な</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> |

概要、外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また、22年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより、在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。

報発信に取り組む。

情報発信に取り組む。

| 測定指標 | 4 国際文化交流の促進 | | | | | | | | | |
|---|---------------------|------|----------------|------|----------|------|------|------|------|--------------------------------|
| | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 在外公館文化事業数 在外公館文化事業評価におけるA評価（特に優秀）、B評価（優秀）の事業の割合 （在外公館文化事業評価：在外公館が行った文化事業に関し、A（特に優秀）/B（優秀）/C（普通）/D（低い）の評価付けを実施）。 | 2,151件 90%以上 | 22年度 | 前年度の実施数及び評価を維持 | — | — | — | — | — | — | 以下の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。 |

| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
|--|--|--|--|-----------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|---|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| | (2) 文化交流事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価） なお、 （独）国際交流基金の行う事業については、独立法人評価委員会において評価する。 | (2) 及び (3) 文化事業、人物交流事業、知的交流事業における、各国国民の対日理解を促進する事業の実施 | (2) 及び (3) 文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 | (2) 及び (3) - | (2) 及び (3) ・在外公館文化事業をはじめ文化的・効率的な実施 ・周年事業に合わせた重点的な交流事業の実施 ・人物交流事業の実施及びフォローアップ強化 | (2) 及び (3) 同左 | <p>（測定指標の選定理由） 文化事業、人物交流事業、知的交流事業を実施するにあたり、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用していく必要があり、事業効果を測定する定量的指標として適当と考えられるため。</p> <p>（目標設定の根拠） 第177回通常国会外交演説 日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界にとっても安定と繁栄の共有財産です。既にオバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人物交流の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで一致しています。</p> <p>第180回通常国会演説 「クールジャパン」を超えて、精神性を含めた多様な日本の魅力を発信し、国家戦略として日本文化を海外展開させ、「日本的価値」に対する理解の増進に取り組む。</p> <p>「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）</p> |
| | (3) 事業の効果を示すエピソード及び統計 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 測定指標 | 5 文化の分野における国際協力の実施 | | | | | | | | | | |
| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | |
| (1) 文化、教育、知的交流の分野における国際貢献の度合い（ユネスコ、国連大学における交渉・事業等へ | ユネスコの各種会議への関与・貢献、信託基金を通じた途上国の文化財の保存・修復や人材育成事業への貢献、国連大学との協力の実施 | - | ユネスコとの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の文化財の保存・修復や人材育成 | - | 各種会議への積極的な関与、信託基金事業の円滑な進展、国連大学における我が国の政策発信につながるシンポジウム・セミナー | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（測定指標の選定理由） 文化、教育、知的貢献の分野において、我が国が国際的に果たすべき役割として適当と考えられるため。</p> <p>（目標（水準・目標年度）設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続的にユネスコの各種会議に積極的に関与し我が国のプレゼンスを維持すること、人類共通</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|--|--|--|---|--|------|------|------|--|---|
| | の貢献の度合い、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価（自己評価を含む） | | 事業の発掘と円滑な実施、国連大学との連携強化による、地球規模課題についての我が国の政策発信の推進と、途上国の能力育成事業への協力を図る。 | | ナール等開催及び途上国の能力育成に向けた大学院プログラムの円滑な実施・拡大のための支援 | | | | | の貴重な遺産の保護や途上国の人材育成に貢献したり、国連大学との協力を通じ地球規模課題に関する政策発信を行うことを通じて、日本としての国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成、裨益国との関係強化のために重要。 | |
| | (2)文化無償資金協力における、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価 | ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施した。 一般文化無償資金協力 12件 草の根文化無償資金協力 22件 | — | 被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に寄与する。 | — | ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件の実施 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 測定指標 | 6 国内報道機関対策の実施 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| | (1)外務大臣、副大臣、外務報道官、副報道官による記者会見実施回数 | 233回 | 21年度 | — | — | 240回 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | （選定理由） 政務や外務報道官による記者会見を実施し、国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を行うことが極めて重要であるため。 （目標値設定根拠） 記者会見実施回数は、政務日程や緊急事態発生によって左右されるため、実施回数の多寡を比較することは適当ではないが、基準年度（21年度）の会見実施回数は適当な水準であると考えられる。 |

| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|-------------------|--|------|--------------------------|------|--|---|------|------|------|--|
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) 記者会見等を通じた情報発信 | 21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき、インターネット・メディア、フリーランス記者等の計57名の記者が会見参加登録を行った。 22年度の大臣記者会見は87回、副大臣会見は75回、外務報道官会見は40回実施された。さらに報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計71回、外務報道官によるオープンルームを7回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々29回、83回、「外務省報道発表」を1,382回発信した。 大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは17回、新聞インタビューは17回実施した。発信力のある有識者や地方メディアに対しては、郵送、メール（週1回発送のメルマガを含む）、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。 | 22年度 | 我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する。 | — | 記者会見、ブリーフ、「外務大臣談話」等の文書による情報発信、政務三役による新聞・TVインタビュー、メルマガの発信など、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 引き続き、記者会見等を通じた情報発信の強化に努める。 | 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | （選定理由） 我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、各種の発信手段を用いて、政策の具体的内容や外務省の役割等についての確かな情報発信を行うことが重要であり、また、国民の関心の把握も重要であるため。 （目標（基準、目標年度）設定の根拠） 業務の性格上、特に基準年度、目標年度を設定することはできないが、継続して情報発信を行うことが重要。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 第180回国会外交演説（平成24年1月24日） 「政策を効果的に実施するためには、オールジャパンで外交を推進することが必要です。その観点から、地方自治体や民間企業、NGO、市民の皆様との連携を強化します。」 |

| 測定指標 | 7 外国報道機関対策の実施 | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|------|--|------|---|--|------|------|------|---|
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の 設定の根拠 |
| | 基準年度 | 基準年度 | 目標年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 日本関連報道件数 | — | — | — | — | 1,300,000 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 「達成すべき目標」である世界における対日理解、対日親近感の醸成及び日本の政策への理解の増進の程度を定量的に示すことは困難であるが、一つの定量的な指標として、外国報道機関の対日関心度を示す日本関連報道件数を設定した。報道件数は年ごとに外交事情等の発生によっても左右されることを考慮し、目標値は、過去3年間の日本関連報道件数の平均値としている。 |
| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の 設定の根拠 |
| | 基準年度 | 基準年度 | 目標年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (2) 対日報道に関する情報収集・論調分析 | 9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。 | 22年度 | 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | — | 引き続き東日本大震災に関連した風評対策及び「日本ブランド」の復活・強化のための効果的な情報発信を行っていく必要があり、また24年度実施される予定の機構改革により、より総合的な広報戦略のもと外国メディアに対して情報発信を行っていく必要があるところ、外国報道機関の日本関連報道の適切な把握に基づき、外国メディアに対する情報発信戦略を立案し、効果的にインタビュー、記者会見、その他取材協力などを設定し、対外発信する。 | 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由） 外交上の諸政策に取り組んでいく上で、我が国に関する正しい理解とバランスのとれた日本関連報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠であり、そのために、取材協力や記者招聘等を通じ、外国メディアに対し迅速かつ正確に、我が国の外交政策等に関する情報を発信することが重要。また、そうした発信を効果的に行うためには、外国メディアや海外での日本関連報道ぶりについて情報収集・分析をする必要がある。そのため実施している施策の状況をもって指標とした。</p> <p>（目標設定の根拠） 業務の性格上、特に基準年度、目標年度を設定することはできないが、継続して効果的な対外発信を行うことが重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定等） 第180回国会外交演説</p> |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|-------------|---|----------|--|---|-----------|-----------|-----------|
| <p>(3) 外国メディアに対する情報発信・取材協力</p> | <p>外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を通じて、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を発信し、日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等、迅速かつ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、諸外国における正しい対日理解を促進した。</p> | <p>22年度</p> | <p>外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。</p> | <p>—</p> | <p>日本関連報道に関する情報収集・分析結果に基づき、平成24年度は、東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し、日本ブランドの復活・強化及び我が国政策の正当性を発信すべく、外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。</p> | <p>外国報道機関に対する情報発信・取材協力を通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> |
| <p>(4) 外国記者招へいの戦略的実施</p> | <p>外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。 ・招へい人数：57人 ・掲載記事：167件</p> | <p>22年度</p> | <p>外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。</p> | <p>—</p> | <p>東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し、日本ブランドの復活・強化やその他我が国政策の正当性の発信のため、報道関係者招へいを通じて効果的な発信に努める。</p> | <p>報道関係者招へいを通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> |

| 達成手段 | 1 国内広報の実施 | | | | | |
|------|--|----------------------|----------|-------------------|----------------|---|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 | 達成手段の概要 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①外交専門誌「外交」の発行 ホームページコンテンツの作成 パンフレットの配布 (*) | 100百万円の内数 (54百万円) | 89百万円の内数 | 73百万円の内数 | 1 | (1) 外交専門誌「外交」の年6回発行 (H22執行額47,130千円) (2) 外務省HPへの各種コンテンツ掲載 (H22執行額1,739千円) (3) パンフレットの発行・増刷 (H22執行額5,411千円) 多様な媒体を通じて、国民の、外交政策に対する理解と信頼を増進する。 |
| | ②講演会・シンポジウム等の開催 大臣と語る、大学生国際問題討論会、国際情勢講演会、外交講座・高校講座、(平成12年度) | 109百万円の内数 (14百万円) | 94百万円の内数 | 77百万円の内数 | | (1) 大臣と語る講演会開催 (H22執行額4,841千円) (2) 大学生国際問題討論会開催 (H22執行額1,175千円) (3) 国際情勢講演会 (H22執行額3,656千円) (4) 外交講座 (H22執行額3,760千円) (5) 高校講座 (H22執行額3,760千円) 我が国の外交政策について、各種講演会等を通じて直接説明することにより、理解と信頼を増進する。 |
| | ③外務省に寄せられる意見等に対応する 広聴活動の実施及び世論調査等を通じた 幅広い世論動向の把握 (*) | 100百万円の内数 (13百万円) | 89百万円の内数 | 73百万円の内数 | | (1) 多様な媒体(メール、電話、FAX、書簡)を通じた国民からの意見聴取 (2) 特定テーマに関する世論調査の実施による世論動向の把握 多様な媒体を通じた国民からの意見聴取及び世論調査を実施し、その結果を関係部局に迅速かつ適切に配布することによって外務省内で周知・共有し、外交・広報政策の企画立案・実施の参考とする。 |

| 達成手段 | 2 海外広報の実施 | | | | | |
|------|---|--------------------|-------------|-------------------|----------------|--|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 | 達成手段の概要 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①政策広報 (我が国の政策に対する理解と信頼の向上を目指した 戦略的広報及び、国益擁護のための情報 発信) (*) | 295百万円 (239百万円) | 1,567百万円の内数 | 320百万円 | 2 | 世論形成や政策決定に影響のある有識者層に対し政策情報を効果的に発信する目的から、閣僚級の人物招へい、我が国の有識者を派遣しての講演、政策発信資料の作成、インターネットを利用した政策情報発信等を実施している。また、在外公館が開催する各種事業と連携し、有識者・専門家等の協力を得て、政策情報発信や国際貢献等に関する講演会や展示会等を実施している。 政策広報を通じて、海外における対日理解の増進、我が国の政策への理解を促進することによって、良好な対日イメージの定着を図る。 |

| | | | | | | |
|---------------------------------|---|--------------------|-----------|-------------------|---|---------|
| | ②一般広報 (我が国に対する基本的な理解の促進、親日感の醸成、日本の魅力の発信を通じたビジット・ジャパン・キャンペーンの推進を含む。) (*) | 666百万円 (581百万円) | 384百万円 | 284百万円 | 一般層に対する日本のソフトパワーを活用した日本事情を発信する目的から、関連資料の作成、インターネットを利用した日本事情に関する情報発信、新成長戦略(クールジャパン)関連発信、市民参加型(草の根)日本発信事業等を実施している。 一般広報を通じて、海外における親日感を醸成し、良好な対日イメージの定着を図る。 | |
| | ③教育広報 (*) | 5百万円 (4百万円) | 5百万円 | 4百万円 | 小中学校を訪問しての日本事情紹介、教員に対する日本の政治、経済、社会事情を正しく理解してもらうためのワークショップ開催等を実施する。 教育広報を通じて、若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。 | |
| | ④広報環境調査(対日世論調査等) (*) | 17百万円 (17百万円) | 17百万円 | 15百万円 | 各国の対日意識を定期的に調査・分析し、有利な外交を展開するための情報発信戦略を策定。 広報環境調査を通じて、各国の対日意識を定期的に調査・分析する。 | |
| 達成手段 | 3 IT広報の実施 | | | | | |
| | (): 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 | 達成手段の概要 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①外務省ホームページ(日本語・英語)の運営(平成7年度) | 346百万円の内数 (327百万円) | 311百万円の内数 | 312百万円の内数 | 3 | 効果的なIT広報の実施: インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること。 より広範囲の人々にアクセスしてもらうことにより、アクセス数の維持、ホームページを通じた情報発信に寄与する。 | |
| ②在外公館ホームページ、Web Japanホームページ等の運営 | 346百万円の内数 (327百万円) | 311百万円の内数 | 312百万円の内数 | | 効果的なIT広報の実施: インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること。 より広範囲の人々にアクセスしてもらうことにより、アクセス数の維持、ホームページを通じた情報発信に寄与する。 | |

| 達成手段 | 4 国際文化交流の促進 | | | | 達成手段の概要 | |
|--|--------------------------------|--------------|--------------|-----------|---|--------|
| | (): 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | | 関連する指標 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信(在外公館文化事業・国際交流基金事業等) | 13,178百万円の内数 (13,118百万円の内数) | 12,311百万円の内数 | 13,076百万円の内数 | 4 | <p>日本文化、思想、価値観等の魅力を諸外国国民に伝え、対日理解や信頼を深め、我が国への共感を醸成し、ひいては知日家・親日家を養成していくことを目的として、在外公館や(独)国際交流基金を通じて、公演、展示、ワークショップ、映画祭等といった日本文化の海外での紹介事業を実施している。</p> <p>また、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示すことを目的として、シンポジウムの開催やフェローシップの供与といった知的交流事業を実施している。</p> <p>文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。</p> <p>東日本大震災で傷ついた日本ブランドの回復を目的として、日本の郷土芸能の魅力、食文化の魅力及び日本の各地の自治体・地域文化団体との連携事業を柱として、世界各国で事業を実施する。</p> | |
| ②人物交流事業の実施 | 609百万円の内数 (436百万円) | 1,302百万円の内数 | 585百万円の内数 | | <p>外務省は、諸外国において我が国の政治、経済、文化、社会等についての正しい理解を深め、各国における知日家・親日家層の形成を促進し、もって中・長期的に我が国と諸外国との外交関係の円滑化を図ることを目的として、以下をはじめとする人物交流事業を実施している。</p> <p>(1) 留学生交流の推進 ア 在外公館を通じた国費留学生の募集・選考 イ ウェブサイト「日本留学総合ガイド」等を通じた日本留学広報及び留学生アドバイザーによる相談業務の実施 ウ 帰国留学生会の組織化支援等を通じたフォローアップ事業の実施</p> <p>(2) 招へい事業の実施 外国の政・経・官・学等の各界において一定の指導的立場に就いている者または将来活躍が期待される者等実務レベルのための招へい制度。年度毎の重要な外交政策を踏まえた招待を行い、我が国関係者と人脈を構築することで、我が国外交政策推進の円滑化に資する。また、我が国有識者等との交流や各種施設の視察等を通じ、対日理解の増進を図り、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げを図る。</p> <p>(3) 「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)の実施 ア 在外公館を通じた参加者の募集・選考及び渡日前オリエンテーションの実施 イ 世界14か国に51支部あるJET同窓会組織(JETAA)の活動支援を通じたフォローアップ事業の実施</p> <p>人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成する。</p> | |
| ③日本語の普及、海外日本研究の促進 | 12,851百万円の内数 (12,851百万円の内数) | 11,232百万円の内数 | 12,692百万円の内数 | | <p>諸外国における日本語学習を支援することによって、日本の政治、経済、社会、文化に対する諸外国の関心を高める。同時に、日本に造詣の深い海外の専門家の育成を通じて対日関心層を増大させることにより、日本の対外発信力を高める。外務省は、各国における日本語教育及び日本研究の一層の振興を目的として、主に(独)国際交流基金を通じて、日本語専門家の派遣、現地日本語教師の育成、教材寄贈、日本語能力試験の実施、日本研究拠点への支援等を行っている。</p> <p>日本語や日本研究の普及を通じて我が国を深く理解する機会を提供する。</p> | |

| | | | | | | |
|------|--|--------------------|-----------|-----------|--------|--|
| | ④大型文化事業（周年事業関連）の実施 | 30百万円 (26百万円) | 72百万円 | 68百万円 | | 「大型文化事業」とは、外交関係上の節目等の特別な機会に実施する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる文化事業を実施するものである。周年事業においては、特にオープニングやクロージング等に政府主導で大規模な事業を実施することによって、民間団体を巻き込み、オールジャパンとして特定国・地域との交流事業を集中的・戦略的に展開する。これにより、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築といった効果について、単独の事業の積み重ねでは達成し得ないレベルで、実現しようというものである。 平成24年度においては、「日イスラエル外交関係樹立60周年」、「日本・東ティモール外交関係樹立10周年記念平和年」、「日米桜寄贈100周年」、「日中国交正常化40周年」等にまつわる大型文化事業を計画している。 |
| 達成手段 | 5 文化の分野における国際協力の実施 | | | | | |
| | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要 |
| | ()：開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①ユネスコ、国連大学を通じた協力 | 4百万円 (3百万円) | 660百万円の内数 | 38百万円 | 5 | 人類共通の貴重な遺産の保護、各国の持続的開発に寄与するため、ユネスコの各種会議への参加、信託基金事業の実施、国連大学との連携を通じ、文化、教育、知的交流の振興のための国際協力や国際貢献を行う。 会議出席を通じての国際協力、信託基金事業の実施による文化遺産の保護推進や人材育成による持続的開発への寄与、地球規模課題に対する国際貢献や発信により、諸外国国民の対日理解促進及び親日感の醸成に寄与する。 |
| | ②文化無償資金協力 | 4百万円 (24百万円) | 3百万円 | 3百万円 | | 文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協カスキームである。開発途上国の政府機関に対して文化・高等教育、遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト（機材調達、施設整備など）のために必要な資金を供給する「一般文化無償資金協力」と、現地で活動中のNGOや地方自治体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草の根文化無償資金協力」からなる。 文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に寄与する。 |
| 達成手段 | 6 国内報道機関対策の実施 | | | | | |
| | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要 |
| | ()：開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①報道機関などに対する外務大臣、副大臣や外務報道官等による記者会見等の実施、談話、外務省報道発表の発出 (*) | 566百万円 (554百万円) | 493百万円 | 438百万円 | 1, 6 | 外務大臣、副大臣、外務報道官による記者会見の実施、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」、「外務省報道発表」の発出。テレビ、新聞によるインタビューの実施。 記者会見、メディア等を通じた情報発信の実施に寄与する。 |

| 達成手段 | 7 外国報道機関対策の実施 | | | | 達成手段の概要 | |
|---|-----------------------|--------------|-----------|-------------------|--|----------------|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度 当初 予算額 | | 関連 する 指標 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①日本関連外国報道の収集、分析 (平成13年度) | 48百万円の内数 (32百万円) | 56百万円の内数 | 56百万円の内数 | 7 | 海外主要紙の日本関連報道の収集・分析を迅速にとりまとめ、政府内で共有する。 外国報道機関の日本関連報道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対外発信の企画・立案に資する。 | |
| ②外国報道機関に対する情報発信 (記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー・寄稿、取材協力、事実誤認を含む報道に対する反論投稿・申入れ等) の立案・実施 (*) | 396百万円の内数 (376百万円) | 330百万円の内数 | 322百万円の内数 | | 外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。 我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を外国報道機関に適切かつ迅速に発信することで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。 | |
| ③報道関係者招聘 (昭和46年度) | 94百万円の内数 (74百万円) | 72百万円 | 61百万円 | | 外国記者を日本に招聘し取材をする機会を提供する。 被招聘者の執筆による対日関連報道がなされることで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。 | |

(注) Ⅲ-2の①と③の予算額は、国際交流基金の運営交付金を含んでいる。

基本目標Ⅳ 領事政策

施策Ⅳ－１ 領事業務の充実

| 施策名 | 領事業務の充実 | 担当部局名 | 領事局 | 作成責任者名 | 領事局政策課長 鈴木光太郎 |
|-------|--|------------|------|------------|------------------|
| 施策の概要 | <p>1 領事サービスの充実</p> <p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <p>(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。</p> <p>(2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p> <p>3 外国人問題への対応強化</p> <p>(1) 人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請への対応 人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対してビザ面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、ビザ審査を適切に行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワーク（査証（ビザ）事務支援システム）を拡充する。</p> <p>(2) 在日外国人に係る問題への取組 外国人の受入れと社会統合、大規模災害時を含む在日外国人への支援、外国人住民が多数居住する自治体との連携など、外国人問題に係る議論を行う国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。</p> | 政策体系上の位置付け | 領事政策 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |

| | | | |
|---------|---|-------------|--|
| 達成すべき目標 | <p>海外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のための措置を実施すること</p> <p>1 領事サービスの充実 (1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること (2) 領事業務実施体制を整備すること (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組 (1) 海外邦人の安全対策を強化すること（広報・啓発） (2) 海外邦人の援護体制を強化すること（基盤・体制）</p> <p>3 外国人問題への対応強化 (1) 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること (2) 災害時を含む、在日外国人支援に係る取り組みを積極的に進めること</p> | 目標設定の考え方・根拠 | <p>領事局は、「日本国民の海外における利益の保護・増進」を通じて、外務省業務の中でも、最も国民の生活に身近な業務を行っている。外務省業務の中でも、国民の視点に立った対応が特に求められる業務と言える。領事サービスの向上と危機管理の観点から、各種の目標を設定する。</p> <p>根拠：第174回国会外交演説（H22.1.9）、新成長戦略（H22.6.18閣議決定）、第176回国会所信表明演説（H22.10.1）、「高度人材受入推進会議」の報告書（H21.5.29）、第177回国会外交演説（H23.1.24）、第180回国会外交演説（H24.1.24）、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）</p> |
|---------|---|-------------|--|

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-------------|------|------|-----|----------------------|------|------|------|------|--|
| 測定指標 | 1 領事サービスの充実 | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | 目標年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) 領事窓口対応についてのアンケート調査結果：「丁寧な対応」の割合 | 84% | 22年度 | — | — | 基準値と同程度（80%以上）を維持する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 在外公館における「領事窓口」は、利用者／国民との直接対応の大きな接点であることから、毎年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」において、「領事窓口対応」を調査項目の重要な一つとして調査を行ってきている。よって、利用者／国民の声を直接反映し、領事サービスの充実を客観的に評価するため、アンケート調査事項：「領事窓口対応」における「丁寧な対応」の割合を測定指標に選定した。また、基準年度の基準値（84%）を踏まえ、年度毎の目標値を「基準値と同程度（80%以上）を維持する」とした。 |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|------|---|---|----------------------------|--------|-------|-------|-------|--|
| (2) 在留届の電子届出率（利用率） | 35.4% | 22年度 | — | — | 39.4% | 42.00% | 46.4% | 50.0% | 50.0% | 在留届電子届出システムの利用率は平成23年度35.94%であるが、「IT新改革戦略」（IT戦略本部決定（平成18年））において「申請・届出等手続におけるオンライン利用率为50%以上」との目標が定められているところ、平成27年度までに右目標に近付ける。 |
| (3) メールマガジン配信システム及び緊急一斉通報利用可能公館数 | ①メールマガジン利用可能公館数：約100公館 ②緊急一斉通報利用可能公館数：約200公館 | 22年度 | — | — | 年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスを維持 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | メールマガジン配信システムは大・中規模公館を中心に98公館に対するサービスを行うとともに、一部の通信インフラ未整備公館を除き、右システムの機能を利用して緊急一斉通報を行うシステムを開発し平成21年度から約215公館で運用開始したことから当初の目標を達成しており、今後は平成22年度と同程度の年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスを維持する。 |
| (4) 在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び ①在外選挙人名簿登録申請件数（年度末） ②年間新規登録者数（年度末） | ①11.29万人 ②1.82万人 | 20年度 | — | — | ①14.5万人 ②2.2万人 | — | — | — | — | 本指標の詳細については、成果重視事業「在外選挙人名簿登録推進」を参照。 |

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|------|--|------|---|-----------------|------------------------|------------------------|------|---|
| (5) 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展 ①年間運用経費削減(17年度比) ②年間業務処理時間削減(17年度比) | — | 17年度 | ①▲6.97億円 ②▲10,740時間 | 27年度 | ①— ②▲5,790時間 | ①— ②▲5,790時間 | ①▲5.28億円 ②▲10,740時間 | ①▲6.97億円 ②▲10,740時間 | — | 本指標の詳細については、成果重視事業「領事業務の業務・システム最適化計画」を参照。 |
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| (6) 利用者の評価等サービスの向上 | 在外公館の領事窓口利用者の評価 | — | 在外公館の領事サービスの向上に対する利用者の高い評価の維持・向上 (領事窓口対応については、アンケート調査で「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。) | — | 在外公館の領事サービスの維持・向上 (領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。) | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 在外公館の領事サービス向上のためには利用者からの評価が必要である。 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------------------------|------|--|---|--|----|----|----|----|--|
| (7) 領事研修の実施 | 研修内容の充実及び着実な実施 | — | 領事研修の内容を充実させつつ、着実に実施する。 | — | 研修内容を充実させつつ、着実に実施する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 海外における邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進等の領事業務の充実を図るため、各職員の育成を推進していくことが重要。その一環として領事業務にかかる研修を実施しており、同研修事業内容の評価基準のひとつとして、研修参加者からのアンケート結果が挙げられる。本件事業の性質上、特に目標年度を限定することはできないが、研修等による職員の育成は行政サービスの質の維持・向上に直結することから、重要課題の一つとして継続して取り組んでいくことが必要である。 |
| (8) 日本人学校・補習授業校への援助 | 日本人学校・補習授業校への援助の実施 | — | 海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受け取ることができるようにする。 | — | 海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受け取ることができるようにする。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 日本人学校・補習授業校への援助：海外子女教育の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して日本人学校・補習授業校への援助を拡充させることが重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 昭和53年2月14日衆議院予算委員会：憲法第26条の海外子女への適用に関する内閣法制局長官答弁 |
| (9) IC旅券の発給状況 | 4,090,090冊のIC旅券（一般旅券）を発給した。 | 22年度 | IC旅券の円滑な発給を行う。 | — | IC旅券の円滑な発給を行う。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 申請に基づく円滑な発給。 |

| 測定指標 | 2 海外邦人の安全確保に向けた取組 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|--|------|--|------------------------------------|------|------|------|------------------------------|---|
| | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| (1) 情報発信基盤の強化に向けた取組 | 現地安全情報の提供及び安全対策の広報・啓発 | — | 海外安全情報の収集・発信の強化、安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。 | — | 海外安全情報の収集・発信の強化、安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由） 海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、危険が多様化・複雑化する中で、海外における邦人の安全確保のための取組みが必要なため。</p> <p>（目標（水準・目標年度）設定の根拠） 業務の特性上、水準・目標年度を限定することはできないが、今後も継続して、海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化を図っていくことが必要である。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 第180回国会外交演説</p> |
| (2) 海外邦人の危機管理意識の強化 | 講演・セミナー等を通じた危機管理意識の向上 | — | 危機管理意識を向上させる。 | — | 危機管理意識を向上させる。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| (3) 緊急連絡への24時間対応体制の強化 | 在外公館閉館時における業務のアウトソーシング化の推進 （閉館時緊急電話対応業務導入公館：103公館） | 22年度 | 在外公館援護体制を強化する。 | — | 在外公館援護体制を強化する。 （閉館時緊急電話対応体制強化等）（閉館時緊急電話対応業務については、10公館への新規導入を目指す。） | 在外公館援護体制を強化する。 （閉館時緊急電話対応体制強化等） | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|------|----------------------------------|---|---|----|----|----|----|
| (4) 遠隔地等における即応体制の強化 | 遠隔地での邦人援護, 精神医療等に関する専門性の導入 | — | 年々多様化する邦人援護に対応するための体制を構築する。 | — | 遠隔地での邦人援護, 精神医療等に関する専門性を導入する。ドメスティックバイオレンス (DV) および子の連れ去りに関する相談体制を強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| (5) 官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施 | 官民一体となったセーフティネットの連携・強化 (本省が行う官民での情報の共有・協議は2か月に1回を目途に実施する。) | 22年度 | 国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。 | — | 国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。(本省が行う官民での情報の共有・協議は基準年と同程度の実施を維持する。) | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------|----------------------------------|--|----------------------------------|-----------------------------|------|------|---|-------------------------------|
| | (6) 大規模緊急事態対応能力の強化 | 大規模緊急事態に対する迅速な対応のための体制等の整備・強化 | — | 大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 | — | 大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 測定指標 | 3 外国人問題への対応強化 | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | (1) 訪日外国人数 | 861万人 | 22年度 | 2,500万人 | 31年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| | | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | (2) 入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 | ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化 | — | 人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。 | — | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (3) 在日外国人問題への取組・在日ブラジル人支援への取組 | 在日外国人が抱える問題の緩和・解決に向けた取組の継続 | — | 在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。 | — | 在日外国人に係る問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。 | 同左 | 在日外国人が抱える問題の緩和・解決に積極的に取り組む。 | 同左 | 同左 | <p>（選定理由） 我が国社会の安全・安心を確保しつつ、諸外国との幅広い分野での人的交流を促進することが必要。また、少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として生活できるよう社会統合を図っていくことが必要である。</p> <p>（目標設定の根拠） 政策の特性上、特に目標年度・水準年度を限定することはできないが、今後も継続してビザ発給要件の緩和及び出入国管理等の厳格化に努めるとともに、外国人問題への対応を強化していくことが重要である。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）、「高度人材受入推進会議」の報告書（平成21年5月29日）、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）</p> | |

| 達成手段 | 1 領事サービスの充実 | | | | 達成手段の概要等 | |
|-------------------------------|---------------------|--------------|----------|-----------|--|--------|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度当初予算額 | | 関連する指標 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①領事サービスの向上 (15年度) | 90百万円 (71百万円) | 81百万円 | 298百万円 | 1, 2 | 領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果や活動報告。 領事シニアボランティアによる提言等を取り入れることにより窓口を訪れる「顧客」に満足度を高める。 数値的な目標を設定することはできないが、アンケート調査結果や活動報告を通じ、在留邦人をはじめとした顧客が領事窓口のあり方についてどのように感じているかを承知しておくことは重要。 | |
| ②在外選挙人登録推進【成果重視事業】 (16年度) | 199百万円 (190百万円) | 177百万円 | 130百万円 | | 年間の新規登録申請者数に基づく判定と併せて登録者数の対前年度比伸び率及び登録抹消者数等を加味した上で判定を実施。 平成24年度末における登録者目標数を14.5万人とする。また、年間の新規登録者数を(受付の件数)目標を2.2万件とする。右目標を達成させるために①登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス、②在外選挙制度広報を実施する。 | |
| ③海外子女教育支援の充実 (昭和34年度) | 2,135百万円 (2,170百万円) | 2,247百万円 | 2,026百万円 | | 日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施。 援助により海外子女が国内の義務教育と同等の教育をできるだけ安く受けることができるようにする。 | |
| ④領事事務のIT化推進 (15年度) | 181百万円 (170百万円) | 164百万円 | 443百万円 | | 在留届電子届出システム及び在留邦人向けメールマガジン配信システム(含む緊急一斉通報)の運用。 電子届出率向上のためには、在留届電子届出システムを安定して利用することが必要であり、在留邦人へ緊急情報を含めた領事関連情報を発信するためには、在留邦人向けメールマガジン配信システム及び緊急一斉通報の利用可能公館数を維持することが必要となる。 | |
| ⑤領事業務・システムの最適化【成果重視事業】 (18年度) | 618百万円 (441百万円) | 757百万円 | 1,125百万円 | | 領事業務情報システムの第1期構築として、旅券発給管理システムの刷新と、統合プラットフォームの整備。 左記システム構築により、旅券システムに係る運用経費の削減と、領事局関連情報システムに係る運用経費の削減のための環境が整備される。 | |
| ⑥領事担当官に対する研修・指導の強化 (*) | 9百万円 (10百万円) | 20百万円 | 17百万円 | | 領事業務関係研修の実施や職員への指導を強化。 海外における邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進等の領事業務の充実を図るため、各職員の育成を推進していくことが重要。研修等による職員の育成は、行政サービスの質の維持・向上に直結することから、重要課題の一つとして継続して取り組んでいくことが必要。 | |

| | | | | | | |
|---|---|--------------------------|-----------|-----------|--|---|
| | ⑦国際標準に準拠したIC旅券の発給・管理（18年度） | 10,020百万円 (10,000百万円) | 10,057百万円 | 9,110百万円 | | 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。日本旅券に対する国際的信頼性が確保され、国民の円滑な海外渡航に資する。 |
| 達成手段 | 2 海外邦人の安全確保に向けた取組 | | | | | |
| | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
| | ()：開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化（*） | 109百万円 (109百万円) | 104百万円 | 70百万円 | 3 | <p>(1) 治安関係者と委嘱契約し、同関係者より現地治安情報等を収集。</p> <p>(2) 情報発信基盤の整備・改善及びメルマガ等通じた海外安全対策に関する広報・啓発。</p> <p>(3) 企業関係者等に対する国内外でのセミナーや講演会の実施。</p> <p>適確な安全情報を収集する一方、安全対策にかかる広報・啓発等を行うことは海外邦人の安全及び危機管理の強化につながる。</p> |
| | ②在外公館援護体制の更なる強化（既存資源の有効利用及びアウトソーシング化の推進）（*） | 306百万円 (240百万円) | 279百万円 | 233百万円 | | <p>(1) 在外公館閉館時における緊急電話対応体制の整備。</p> <p>(2) 精神障害者等への適切な対応・支援のため精神科医師と顧問契約。</p> <p>(3) 領事担当官の緊急事態対処能力の向上を目的とした研修の実施。</p> <p>(4) GPS機能付衛星携帯電話機を利用した邦人保護業務の実施。</p> <p>既存資源の有効利用やアウトソーシング化等を進めることにより、在外公館の邦人援護体制の強化につながる。</p> |
| ③海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取組（海外邦人安全ネットワークの構築・強化）（*） | 33百万円（8百万円） | 18百万円 | 9百万円 | | <p>(1) 官民相互における安全対策情報の共有や意見交換の実施（官民協力会議や安全対策連絡協議会等）。</p> <p>(2) 現地治安当局幹部の本邦招へい。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等新たな脅威等に備え関係省庁と連携、及び海外における邦人保護について地方公共団体へ情報提供。</p> <p>官民及び現地治安当局の協力関係の構築・連携により、在外邦人の安全確保及び円滑な支援体制の強化につながる。</p> | |
| ④緊急事態対応の強化（*） | 322百万円 (276百万円) | 298百万円 | 272百万円 | | <p>(1) オンライン安否確認システムの構築。</p> <p>(2) 外電の和訳メール配信の継続実施及び国内外における海外主要通信社の外電等の常時閲覧整備。</p> <p>緊急事態発生に備えたシステム等の構築や外電等の閲覧整備を進めることにより、緊急事態発生時の対応能力の向上につながる。</p> | |

| 達成手段 | 3 外国人問題への対応強化 | | | | 達成手段の概要等 | |
|------|--------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------|----------|---|
| | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度当初予算額 | | 関連する指標 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| | ①適正な査証審査の実施 (*) | 1,016百万円 の内数 (962百万円) | 1,106百万円 の内数 | 25百万円 | 4 | ビザ申請に係る各種相談・照会への対応及びビザ担当官への指導等を通じ適正なビザ審査の実施を図る。 ビザに対する各種照会への対応は行政サービスの向上につながるるとともにビザ申請の円滑化に不可欠、また、ビザ担当官への指導等を通じて能力の向上をはかるとともに、審査の質を維持していくことが必要。 |
| | ②査証WANシステムの拡充 (13年度) | 998百万円 の内数 (946百万円) | 909百万円 の内数 | 824百万円 | | 新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、本省とのオンライン化を実施する。 ビザの偽変造対策が強化されると共に、ビザ審査の厳格化、効率化が図られる。 |
| | ③在日外国人問題の啓発活動等 (21年度) | 4百万円 (2百万円) | 4百万円 | 3百万円 | | 諸外国の経験等を国内で紹介しつつ、外国人の受入れと社会統合や外国人支援のあり方に係る諸問題(課題)を緩和・解決するための意識啓発並びに提言、及び施策策定に資する成果物作成 少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として生活できるような社会統合政策の策定に資する。 |

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|-------------|-----------------|----------|---------------------------------|--------------------|---|-------------------|----------------------|--|-------------------------------------|
| <p>施策名</p> | <p>外交実施体制の整備・強化</p> | | | | | <p>担当部局名</p> | <p>大臣官房</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>大臣官房総務課長 梨田和也</p> | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 (2) 在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体等の安全等を確保し、また、在外公館に対する攻撃を未然に防止する等、警備体制の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。 (3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p> | | | | | <p>政策体系上の位置付け</p> | <p>外交実施体制の整備・強化</p> | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成25年4月</p> | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること</p> | | | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施するためには、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要があり、そのためには、外交実施体制を整備・強化することが必要不可欠である。</p> <p>第177回国会外交演説（平成23年1月24日）</p> | | | | |
| <p>測定指標</p> | <p>施策の進捗状況（目標）</p> | | | | | | | | | | <p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</p> |
| | <p>基準</p> | | <p>目標</p> | | <p>24年度 25年度 26年度 27年度 28年度</p> | | | | | | |
| <p>(1) 外務省の人員、機構の更なる整備</p> | <p>(22年度末) 在外公館数 203 定員数 5,740人</p> | <p>22年度</p> | <p>定員・機構の増強</p> | <p>—</p> | <p>定員・機構の増強</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>(測定指標の選定) 外務省の業務がますます増大・細密化している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠。</p> <p>(目標設定の根拠) 機構・定員要求は予算の概算要求の一部として行われ、具体的な増減に関しては、査定当局（総務省、財務省）との協議を経て決定するため、目標数値を出すことは困難。</p> <p>(根拠となる政府方針等) 「在外公館タスクフォース：今後の在外公館体制についての検討結果」（平成22年8月26日） 第177回国会外交演説</p> | |

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|--------|----------------|--------|--|----|----|----|----|--|
| | (2) 在外公館の警備体制の強化 | 在外公館の警備に係わる企画・立案 人的及び物的な警備の強化 研修・訓練等の充実 | 平成22年度 | 在外公館及び館員等の安全確保 | — | テロを含む現地治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案、及びそれに応じた人的・物的な警備の強化 新入省員、赴任前職員等への研修の充実 警備訓練の実施 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由) 外交活動を支える上で死活的に重要である在外公館警備については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化が必要なため。</p> <p>(目標設定の根拠) 在外公館警備については、在外公館及び館員等に対する事件を起こさないことで重要であるので、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して制度面、意識面、物理面における警備対策を講じていくことが重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第177回国会外交演説</p> |
| | (3) 外交を支える情報防護体制の強化 | 情報防護対策の総合的な企画・立案 関連内規の整備 研修の拡充 電子情報漏えい対策 | 平成22年度 | 情報漏えいの防止 | — | 政府における情報保全に関する検討委員会への参加 情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修の実施 情報漏えい防止のため秘密保全検査の実施 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由) 外交活動を支える上で死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化が必要だから。</p> <p>(目標設定の根拠) 情報防護については、情報漏えいを起こさないことが重要であるため、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して制度面、意識面、物理面における情報防護対策を講じていくことが必要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第177回国会外交演説 平成22年12月7日内閣総理大臣決裁「政府における情報保全に関する検討委員会の開催について」</p> |
| 達成手段 | | 補正後予算額（執行額） | | 23年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | () : 開始年度 | 21年度 | 22年度 | | | | | | | | |
| | ①国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備 (*) | ※ | ※ | ※ | 1 | <p>①外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>②外務省は、定員・機構の増強に努めているが、例えば大使館数において米国が167、中国が163であるのに対し、我が国は134（平成24年4月時点）と世界の他の主要国に比しても依然として少ない。今後も引き続き国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員の確保を図ると共に、在外公館の体制の最適化を推進していく。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| ②在外公館の警備体制の一層の強化 (*) | ※ | ※ | ※ | 2 | <p>①これまで、在ペルー日本大使公邸占拠事件（平成8年）、在瀋陽総領事館事件（平成14年）、イラクにおける外務省職員殺害事件（平成15年）、在コートジボワール日本大使公邸襲撃事件（平成23年）、在アフガニスタン日本国大使館RPG着弾事件（平成24年）など、在外公館及び館員を対象とした事件が発生している。こうした事実も踏まえ、現地治安情勢に応じて、人的及び物的警備の強化措置、警備関係講義、警備訓練などを実施し、在外公館の警備体制の整備・強化を図る。</p> <p>②在外公館の警備体制の強化を通じて、在外公館に対する攻撃等を未然に防止するとともに、館員等の生命・身体の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。</p> |
| ③外交を支える情報防護体制の多面的な強化 (*) | ※ | ※ | ※ | 3 | <p>①平成16年の在上海総領事館における事案や平成22年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件を契機に、情報防護の重要性が改めて認識された。政府機関からの情報流出が度々発生する状況を踏まえ、情報の防護について、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p> <p>②外交活動を実施する上で、情報の保全是基本であり、情報が漏えいすることにより我が国が被る不利益を防ぐためにも情報防護体制を強化していくことが必要である。</p> |

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

施策 V-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---|--|------|--|-------------|---|------------|---------------------|------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 施策名 | 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革 | | | | 担当部局名 | 大臣官房 | 作成責任者名 | 大臣官房 情報通信課長 三澤 康 | | | |
| 施策の概要 | 各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 外交実施体制の整備・強化 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 | | | |
| 達成すべき目標 | 外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 外務省電子政府構築計画に基づき策定された各種最適化計画等に基づき、目標を設定している。 | | | | | |
| 測定指標 | | 基準値 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| | (1)外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況 | ①基幹通信網、国際IP電話の整備 ②情報ネットワークの再整備 ③情報ネットワークの効率化 | — | 年間1億7000万円の経費削減、1万7000時間の業務時間短縮（全公館で情報ネットワーク再整備が完了した時点で、上記の効果が発現予定。） | 24年度 | 外務省情報ネットワーク再整備完了（全公館で情報ネットワークの整備を完了させる） | — | — | — | — | 情報ネットワークの業務・システム最適化計画（平成18年3月30日） |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|------|--|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|---|
| (2) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組 | ①ホストコンピュータからの脱却 ②「府省共通の人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」の導入 | — | 業務処理時間1500時間削減 | 人給共通システム導入年度（28年度以降） | 同左 | 人給共通システム導入のための設計開発 | 同左 | 人給共通システム導入のための並行稼働 | 人給共通システム導入 | ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画（平成18年3月30日） |
| (3) 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況 | 次期システムの設計・開発作業の推進 月間勤務時間 250時間以上ある在外公館会計担当者業務量の削減 | — | 業務量年間91,000時間の削減、年間延べ約5300万円の経費低減（全公館で次期在外経理システムの導入が完了した時点で、上記の効果が発現予定。） | 24年度以降 | 62カ所の次期在外経理システム導入完了 | 全公館で次期在外経理システム導入完了 | — | — | — | 在外経理システムの業務・システム最適化計画（平成18年3月31日） 在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）（平成21年3月31日改定） |
| (4) 業務系共通プラットフォームの構築状況 | 本省内サーバの集約化 | 22年度 | 22年度から27年度までの間で約7700万円の経費削減 | 27年度 | 業務系共通プラットフォームの拡張 | 本省内サーバの集約化推進 | 業務系共通プラットフォームの安定稼働 | 同左 構築完了 | — | 22年度から25年度までに借上期間が終了する本省内のサーバについて、業務系共通プラットフォームに順次、サーバの統合・集約化を進めることにより、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの向上を図るため |

| 達成手段 | () : 開始年度 | 補正後予算額 (執行額) | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 |
|------|--|--------------|------|-----------|--------|---|
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| 達成手段 | ①外務省情報ネットワークの整備 (最適化計画を含む) (20年度) | ※ | ※ | ※ | 1 | 広域ネットワーク及び構内ネットワークの再整備 システム維持経費の削減, 業務処理時間の削減 |
| | ②内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築【成果重視事業】 (17年度) | ※ | ※ | ※ | 2 | 人給共通システムの導入 システム維持経費の削減, 業務処理時間の削減 |
| | ③在外経理システムの整備 (最適化計画を含む)【成果重視事業】 (17年度) | ※ | ※ | ※ | 3 | 24年度以降の同システム運用開始 在外会計担当の簡素化・効率化による業務時間軽減, サーバ集約化等に伴う経費削減 |
| | ④業務系共通プラットフォームの構築 (22年度) | ※ | ※ | ※ | 4 | 本省内のサーバの集約化 サーバインフラの維持経費削減, 情報セキュリティの向上 |

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

基本目標Ⅵ 經濟協力

施策Ⅵ—1 經濟協力

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---|------------------------------------|------|---|-------------|---|--|------------|---|---|--|
| 施策名 | 経済協力 | | | | | 担当部局名 | 国際協力局 | 作成責任者名 | 国際協力局政策課長 鈴木 量博 | | |
| 施策の概要 | 戦略的なODAの実施のための援助政策を企画・立案する。 | | | | | 政策体系上の位置付け | 経済協力 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 | | |
| 達成すべき目標 | 二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること | | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 「政府開発援助大綱」（平成4年閣議決定、平成15年改訂）において、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」とされている。 | | | | |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| | (1)戦略的なODAを実現するための、国際環境、国内環境の変化を踏まえた、ODAのあり方の改善 日本のプレゼンスを高める戦略的、効果的なODAの推進 | 平成22年6月に公表した「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」 | 22年度 | 平成22年6月に公表した「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」に盛り込まれた事項を実現する。 | — | 平成22年6月に公表した「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」に盛り込まれた事項のフォローアップを行う。 | 同左 | 同左 | 平成22年6月に公表した「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」に盛り込まれた事項のフォローアップを行う。 我が国が外交の柱として提唱してきた「人間の安全保障」を始めとする我が国ODA理念をポストMDGsへ反映する。 ODAを質・量ともに強化 | 平成22年6月に公表した「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」に盛り込まれた事項のフォローアップを行う。 | （選定理由） 戦略的なODAの実現のためには、国際環境、国内環境の変化を踏まえたODAのあり方の改善が必要であり、この進捗を指標として用いることとする。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 平成22年6月に公表した「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」は外務省によるODAのあり方の包括的な見直し結果であり、この実現は上記指標の目標として適切 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 政府開発援助大綱（平成4年閣議決定、平成15年改訂）、「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」（平成22年6月）、玄葉外務大臣の政策スピーチ（平成24年2月28日、政策研究大学院大学）、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定） |

| | | | | | | | | | | |
|------------|---|------|----------------|---|---|----|----|---|----|--|
| | | | | | | | | し、主要援助国としてのプレゼンスを強化する。 主要な国際協力NGOへの寄附の額を2011年から1.2倍にする。 ODAに携わる中小企業の数をも2倍にする。 プログラムアプローチへの取組を進め、プログラム20件を開始する。 | | |
| (2)世論調査の変化 | 経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくすべき+やめるべき」とした割合を上回った。 | 19年度 | 経済協力への国民の理解の向上 | — | 経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくすべき+やめるべき」とした割合を上回る | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(選定理由) 我が国の厳しい経済・財政状況を背景に、開発協力の意義について国民の間に十分な共感が得られておらず、ODAを増加していくべきとの積極的な支持が十分に得られていない。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成19年度以降、経済・社会情勢に左右されることなく5年連続して経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくすべき+やめるべき」とした割合を上回っており、引き続きこの状況を維持することが重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 政府開発援助大綱(平成4年閣議決定、平成15年改訂)、「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」(2010年6月)、玄葉外務大臣の政策スピーチ(平成24年2月28日、政策研究大学院大学)</p> |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|---|----------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| <p>(3) ODA事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか</p> | <p>ODAホームページへのアクセス数 —約8,600万件</p> <p>広報番組の平均視聴率 — 4.7%</p> | <p>22年度</p> | <p>経済協力への国民の理解の向上</p> | <p>—</p> | <p>①ODAホームページへのアクセス数：年間8000万～9000万件程度 ②広報番組の視聴率及び認知率：年間平均5～6%以上、25%以上</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>(選定理由) 我が国の厳しい経済・財政状況を背景に、開発協力の意義について国民の間に十分な共感が得られておらず、ODAを増加していくべきとの積極的な支持が十分に得られていない。こうした現状を改善するためには、国民に対してより広くODAの意義と実態について情報発信し、理解と支持を得ることが不可欠。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成22年度に①、②共に内容の大幅な刷新・充実を行ったので基準年とした。今後、厳しい財政状況の下で政府全体としても広報経費の削減が続く中、これら指標の維持、更には向上を図るべく、内容につき不断の改善努力が必要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 政府開発援助大綱(平成4年閣議決定、平成15年改訂閣議決定)、「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」(2010年6月)、玄葉外務大臣の政策スピーチ(平成24年2月28日、政策研究大学院大学)</p> |
| <p>(4) NGOの活動環境整備及びNGOとの連携強化</p> | <p>NGO活動環境の整備を支援し、NGOの能力向上を側面支援するために、NGOと連携の上、①NGO相談員、②テーマ別能力向上プログラム、③NGO長期スタディ・プログラム、④NGOインターン・プ</p> | <p>22年度</p> | <p>①ODAの担い手としてのNGOの育成 ②NGOの意見・提言の国政への反映</p> | <p>—</p> | <p>①NGO活動環境整備支援プログラムの実施実績：年3本以上 ②NGO/外務省定期協議会実施実績：年7回(平成23年度にNGOと合意された回数)</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>同左</p> | <p>(選定理由) 国際協力における「新しい公共」の担い手であるNGOとの連携は益々重要になっている。しかしながら、我が国NGOは欧米NGOに比較し、組織面等で脆弱であることから、キャパシティ・ビルディングを政府として支援するとともに、NGOから直接意見交換・意見聴取する場を設けることを通じ、NGOの知見を活用しつつNGOとの連携を一層強化することは、より効果的・効率的にODAを実施する上で不可欠。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 予算の状況にかかわらず、NGOのニーズに応じた質の高いプログラムの安定的な提供はNGOの組織力向上に不可欠。また、行政との意見交換の場を、NGOとの間で合意した回数で確実に設定することは有意義かつ効率的な意見交換の実現のために重要。</p> |

施策VI—2 地球規模の諸問題への取組

| | | | | | | |
|---------|--|-------------|--|-------|------------|-----------------------------|
| 施策名 | 地球規模の諸問題への取組 | | 担当部局名 | 国際協力局 | 作成責任者名 | 国際協力局 地球規模課題総括課長 松浦博司 |
| 施策の概要 | <p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 (1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。 (2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。</p> <p>2 環境問題を含む地球規模問題への取組 地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また、こうした枠組みがない分野に新たな場を設けて具体的取組を推進する。 気候変動問題においては、平成25(2013)年以降の気候変動対策に係る、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。 持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。</p> | | 政策体系上の位置付け | 経済協力 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |
| 達成すべき目標 | <p>グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること</p> <p>1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること</p> <p>2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について (1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること (2) 防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援すること</p> | 目標設定の考え方・根拠 | <p>人間一人ひとりに着目した人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処するための効果的・効率的なアプローチである。 地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能。</p> <p>第66回国連一般討論演説（平成23年9月23日） 第180回国会外交演説（平成24年1月24日） 第66会期国連総会MDGs閣僚級非公式会合における玄葉外務大臣発言（平成23年9月21日）</p> | | | |

| 測定指標 | 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------|---|-------------------------|-------|-------|-------|--|
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1)人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数 | 1449957人 | 21年度 | 21年度からの累計で2000万人 | 30年度 | 220万人 | 230万人 | 240万人 | 250万人 | 260万人 | 政策の性質上数値での目標を立てることが困難なため、参考指標として人間の安全保障を实践する人間の安全保障基金の裨益者を用いる。 |
| | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| | (2)主要な国際的フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及の確保 | 各種外交文書における人間の安全保障への言及の確保 | — | 文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解促進 | — | 文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解促進 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| (3)人間の安全保障基金によるプロジェクトの承認・実施 | 人間の安全保障実現に資する案件の実施 | — | 保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援 | — | 保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、基金を利用した案件を通じて明らかにした人間の安全保障の有効性の周知も行う。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| (4)世界基金による三大感染症対策支援の強化 | 世界基金を通じた三大感染症対策の実施 | — | 世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施 | — | 世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |

| 測定指標 | 2 環境問題を含む地球規模問題への取組 | | | | | | | | | |
|--|---------------------|------|------|------|----------|------|------|------|------|---|
| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| (1) 生物多様性条約名古屋議定書の締約国数の増加（同議定書は22年10月に採択された。今後、我が国は、同議定書を主導した国として、各国に対して締結を働きかける。） | 3 | 23年度 | — | — | 10 | 20 | 30 | 50 | — | 生物多様性条約の2011-2020戦略計画の目標（愛知目標）16において、2015年までの生物多様性条約名古屋議定書の発動が掲げられている。同議定書は、条約締約国の50か国が締結した後90日で発効する。 |
| (2) 地球温暖化問題に対処するための国際的な取組の進展（COP合意に賛同した国数／UNFCCC加盟国数） | 59.58% (115/193) | 21年度 | 100% | 28年度 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 気候変動交渉は国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下で行われており、毎年末に開催される最大の国連交渉の場であるCOPでの合意案に賛同した国の数によって国際的な取組の進展を計ることができるため。 |
| (3) 兵庫行動枠組の推進（国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国数） | 41 | 20年度 | 193 | 27年度 | | | | 193 | — | 我が国は防災大国としての経験・知見を活かし、国際防災協力を積極的に推進している。 |

| | 基準 | | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|---|--|------|-------------------------------|------|--|------|------|------|------|--|
| | | 基準年度 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (4) 既存の国際機関、多国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度（国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献度 | ①地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画 ②気候変動の次期枠組み作りへの参画 ③気候変動対策促進のための取組 | — | 我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。 | — | ①既存の国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組の進展 ②我が国による実質的貢献 ③気候変動に対処するための国際的取組の進展に向けた貢献 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | （選定理由） (4)（地球環境問題）地球環境分野や持続可能な開発においては、地球規模での取組が必要となるため、問題解決に向けて、国際機関や多数国間環境条約を通じて協力・取組が必要である。 (5)（気候変動問題）気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であるため、国際社会の一致団結した取り組みの強化が急務となっている。 （目標設定の根拠） (4)（地球環境問題）地球環境問題の解決や、持続可能な開発の達成については、多数国が関係する地球規模での取組によってのみ解決・達成が可能となるものであり、また分野横断的な問題であるため、その性質上目標年度や水準年度を設けることは困難。 (5)（気候変動問題）外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続してすべての主要国をはじめ世界各国が協力関係を構築し、地球規模の課題として取り組むことが重要である。 （根拠となる閣議決定 政府方針） 平成21年9月国連気候変動首脳会合における鳩山総理（当時）の方針演説 ・174回国会外交演説（平成22年1月29日） ・177回国会外交演説（平成23年1月24日） ・第180回国会外交演説（平成24年1月24日） |
| (5) 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度（国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等）と、我が国の考え方の反映度合い | ①地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画 ②気候変動の次期枠組み作りへの参画 ③気候変動対策促進のための取組 | — | 我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。 | — | ①持続可能な開発に向けた取組の進展 ②我が国の考え方の反映 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------|---------------------------------------|------------------|-------|-----------|--------|---|--|--|--|--|
| | (6) 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 | 防災に向けた国際協力の実施 | | 災害被害の軽減 | | ①各種会議への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。 ②兵庫行動枠組の推進（ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献） ③第3回国連防災世界会議（27年度）の招致を実現 | | | | (選定理由) 防災分野の国連機関は同分野における戦略づくりに多大な影響力を持つとともに、高度な専門知識を蓄積している。災害被害の軽減は、大規模災害が頻発する近年において国際社会の同分野の目標として定着している。 (根拠となる政府方針) ・第66回国連総会一般討論演説（平成23年9月23日） (目標設定の根拠) 災害被害の軽減は、その性質上目標年度や水準年度を設けることは困難。 |
| 達成手段 | 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 | | | | | | | | | |
| | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | |
| | () : 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | | | | | |
| | ①人間の安全保障の推進（概念の普及、プロジェクトの支援） (*) | 52百万円 (52百万円) | 32百万円 | 30百万円 | 1 | 二国間、多数国間の外交の場を活用した概念普及、人間の安全保障基金を通じた人間の安全保障の現場における実践に引き続き取り組んでいく。 人間の安全保障の有効性を実証し、その重要性にかかる共通認識を醸成することは、国際社会が人間の安全保障の実現に向け協働して取り組むため不可欠。 | | | | |
| | ②国際的な枠組みを通じた感染症対策を支援すること (13年度) | - | - | - | | 我が国は、世界基金の「生みの親」として同基金設立以来継続して資金貢献している。また、世界基金理事会メンバーとして基金事務局の効率的な運営等基金のあり方の改善に向け取り組んでいる。 世界基金の理事及び主要ドナーとして我が国が拠出を行い同基金の運営に関わることは、途上国におけるエイズ、結核、マラリアの予防、治療、ケアを実現・促進し、MDG6の達成、ひいては人間の安全保障の実現に貢献することになる。 | | | | |

| 達成手段 | 2 環境問題を含む地球規模問題への取組 | | | | 達成手段の概要等 | |
|--|---------------------|-------------|----------|-----------|---|--------|
| | (): 開始年度 | 補正後予算額(執行額) | | 24年度当初予算額 | | 関連する指標 |
| | | 22年度 | 23年度 | | | |
| ①国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組(*) | 36百万円 (19百万円) | 24百万円 | 18百万円の内数 | 2 | 地球環境問題の解決に向け、国際機関や多数国間環境条約を通じた取組を行っていく。国際会議における我が国の考え方を発信するとともに、関係国との連携強化を図ることにより、国際社会に地球環境問題の解決に向けた取組に貢献する。 | |
| ②持続可能な開発に係わる重要課題に対する取組(*) | - | - | 59百万円 | | 国連持続可能な開発会議(リオ+20)など国際的なフォーラムを通じ、持続可能な開発に関する議論・取組を進展させる。国際会議における我が国の考え方を発信するとともに、関係国との連携強化を図ることにより、地球環境問題の解決に向けた取組に貢献する。 | |
| ③気候変動の次期枠組みづくりにおける取組(*) | 35百万円 (15百万円) | 31百万円 | 27百万円の内数 | | 気候変動対処に係る国際会議への参加及びバイ会談等の実施による我が国立場の説明 関係国との連携強化・開発途上国、島嶼国などに対する支援の開始及び具体化を推進することにより、国際社会における気候変動交渉を主導し、次期枠組みづくりに寄与する。 | |
| ④防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信(16年度) | - | - | 70百万円 | | 国連防災戦略(UNISDR)に対する支援を通じた行動枠組の実施推進のほか防災に関する国際会議及びバイ会談における我が国立場の説明。第3回国連防災世界会議の日本招致に向けた取組。 国際会議及びバイ会談等において我が国の考え方を発信するとともに、関係機関との連携強化を図ることにより、防災分野における国際協力のための次期枠組み作りに寄与する。特に平成24年度は、7月に国際会議(想定参加国・機関数:約100、想定参加者数:約300名)を被災地の東北で開催し、災害に強い強じんな社会の構築を目指して、国際協力を進め、国際協力における防災の主流化に向け国際社会で主導的な役割を果たす予定。 | |

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る
国際貢献

| | | | | | | | |
|---------|--|--|--|-------------|--|------------|-----------------|
| 施策名 | 国際機関を通じた政務及び安全保障に係る国際貢献 (本施策は、政務及び安全保障における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおりジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関拠出金をとりあげて評価することとした。) | | | 担当部局名 | 総合外交政策局 | 作成責任者名 | 人権人道課長 阿部 康次 |
| 施策の概要 | ジェンダー平等と女性のエンパワメントのため、国連機関（UN Women）への拠出金を通じて我が国の国際貢献を拡充する。 | | | 政策体系上の位置付け | 分担金・拠出金 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 |
| 達成すべき目標 | 我が国が国際社会のジェンダー平等、女性のエンパワメントに向けた取組において積極的な役割を果たすこと | | | 目標設定の考え方・根拠 | 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）「国連のジェンダー関係の4機関を統合する新たな機関（UN Women）への積極的貢献を図る。」 | | |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 |
|--|---|------|--|------|--|------|------|------|------|--|
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| (1) UN Womenが実施する各国におけるジェンダー分野の技術・資金支援への貢献 | UN Womenが各国で行っている、女性の政治的参画拡大(71カ国で実施)、経済的エンパワメント(67カ国)、女性・女児に対する暴力撤廃(85カ国)、平和・安全分野の女性の役割強化(37カ国)、政策・予算におけるジェンダー配慮強化(65カ国)等のための技術・資金面での取組に、我が国拠出金より貢献した。 | 23年度 | 各国による女性の政治的参画、経済的エンパワメント、女性・女児に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮等の取組の強化に貢献する。 | — | 各国による女性の政治的参画、経済的エンパワメント、女性・女児に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮等の取組の強化に貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 我が国は、男女共同参画社会の実現を最優先課題の一つとして位置づけている。対外的には、二国間援助を通じたジェンダー分野の取組に加え、国連システムのジェンダー分野の取組を強化するために設立され、国際社会からの期待が大きい新機関、UN Womenを通じた貢献を行っていくことが、我が国の積極的姿勢を示すために重要。 UN Womenの活動分野は、我が国ODAの基本方針とも方向性が合致しており、我が国の国際的貢献として重要。 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|--|---|-------|---|--------|--|----|----|----|----|--|
| | (2) UN Womenによるジェンダー分野の規範・政策の構築及び国連システムのジェンダー分野の取組の主導・調整・促進への貢献 | UN Womenによる、婦人の地位委員会等におけるジェンダー分野のグローバルな規範・政策の構築、及び国連システムの行動計画の作成等の国連のジェンダー分野の取組の主導・調整・促進のための活動に、我が国拠出金より貢献した。 | 23年度 | ジェンダー分野のグローバルな規範・政策の構築、国連システムの取組の強化に貢献する。 | | ジェンダー分野のグローバルな規範・政策の構築、国連システムの取組の強化に貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | |
| 達成手段 | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | () : 開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| | ①ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）拠出金（昭和54年度（前身の国連婦人開発基金への拠出金として）） | 470百万円（470百万円） | 40百万円 | 77百万円 | | ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）への拠出金を通して、国際社会のジェンダー平等、女性のエンパワーメントに向けた取組において積極的な役割を果たす。 | | | | | |

施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

| | | | | | |
|----------------|--|--------------------|---|-------------------|------------------------|
| <p>施策名</p> | <p>国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 (本施策は、経済及び社会分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり「世界貿易機関（WTO）分担金・拠出金」をとりあげて評価することとした。)</p> | <p>担当部局名</p> | <p>国際貿易課</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>国際貿易課長 齋田伸一</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>我が国は、世界貿易機関に対して、WTO設立協定第7条4の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。この拠出により、WTOはその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となる。 また、WTOドーハ閣僚宣言は、途上国が、多角的貿易体制の恩恵を受け、WTOのルール及び規律に適合し、義務を履行し、加盟国の権利を行使することが出来るよう支援する技術協力を行うとしているところ、我が国は、そのための資金源であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金に対し、任意拠出を行う。</p> | <p>政策体系上の位置付け</p> | <p>分担金・拠出金</p> | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成25年4月</p> |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>我が国がWTOを中心とするルールに基づく多角的自由貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みの強化において積極的な役割を果たすこと</p> | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>多角的自由貿易体制の維持・強化に積極的に貢献していくとの目標の下、第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日）及び「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月7日閣議決定）に基づき設定した。</p> | | |

| 測定指標 | | 基準 | | 目標 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | |
|------|-------------------------------|---|--------|---|-------------|--|------|------|------|------------------------------|---|
| | | 基準年度 | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | 28年度 |
| | (1)WTOを通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への貢献 | WTO分担金はWTOの通常予算を支弁するものであり、この拠出により、WTOがその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となった。また、拠出金により、途上国向けのWTOの主要テーマに関するセミナーの実施が可能となった。特に、アジア地域の途上国向けの「規格及び通商開発機構（STDF）」のセミナーの実施と基金への拠出に対し、アジア諸国より高い評価を受け、我が国のWTOにおける立場を向上させた。 | 23年度 | WTO内の諸協定の締結、貿易紛争機関の利用を通じた、多角的自由貿易体制の維持・強化のために、我が国として貢献する。 | — | WTO内の諸協定の締結、貿易紛争機関の利用を通じた、多角的自由貿易体制の維持・強化のために、我が国として貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>（測定指標の選定理由） 我が国は、これまでGATT/WTOの多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を主導することで、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも貢献する。</p> <p>（目標設定の根拠） 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続してWTOルールの実効的運用・強化を図り、経済連携強化に向けた取組を行うことが重要である。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日） 「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月7日閣議決定）</p> |
| 達成手段 | | 補正後予算額（執行額） | | 24年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | ():開始年度 | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| | ①世界貿易機関分担金・拠出金 | 824百万円 (776百万円) | 820百万円 | 945百万円 | 1 | <p>多角的自由貿易の取組を支える国際機関及び取組に対する分担金・拠出金。</p> <p>多角的自由貿易の取組を支える国際機関及び取組に対する分担金・拠出金を通して、我が国は、多角的自由貿易分野における主導的役割を果たしていく。</p> | | | | | |

施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--|---|------|----------------------|-------------|---|------------|-------------------|--------------------------------|----|---|
| 施策名 | 国際機関を通じた地球規模の諸問題にかかる国際貢献 (本施策は、地球規模の諸問題にかかる国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金をとりあげて評価することとした。) | | | | 担当部局名 | 国際協力局 | 作成責任者名 | 緊急・人道支援課長 青木 豊 | | | |
| 施策の概要 | 人間の安全保障の概念の普及及び現場での実践を通じ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に向けてUNHCRへの拠出金を通じ貢献する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 分担金・拠出金 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年4月 | | | |
| 達成すべき目標 | 我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮すること | | | | 目標設定の考え方・根拠 | <p>人間一人ひとりに着目した人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処するための効果的・効率的なアプローチ。</p> <p>平成24年1月の第180回国会外交演説、平成4年6月30日に閣議決定された「政府開発援助大綱」及び平成23年7月策定の「我が国の人道支援方針」、衆議院においては平成23年11月17日、参議院においては同年11月21日にそれぞれ全議員の全会一致を以て、難民問題についての国会決議を採択。</p> | | | | | |
| 測定指標 | | 基準 | 目標 | 施策の進捗状況 (目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠 | | |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| | (1) 難民・IDPの保護・支援に対する我が国の貢献 | UNHCRによると、平成23年末時点で避難を余儀なくされている難民、IDP、庇護申請者は4,250万人。難民は1,520万人 (うちUNHCR支援対象者は1,040万人)、IDPは2,640万人 (うちUNHCR支援対象者は1,547万人)、庇護申請者は89.5万人となっている。 23年度において我が国はUNHCRに対し5,208百万円を通常拠出しているが、各地の人道情勢を考慮し、国及び地域等にイヤマークを付 | 23年度 | 難民問題の恒久的解決に積極的に貢献する。 | — | 難民・IDPの生活環境の改善に貢献する。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | <p>(測定指標の選定理由)</p> <p>我が国は、難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つとして位置付けており、この分野において我が国の姿勢を国内外に示すと共に、外交上の発言権を維持するためにもパレスチナ難民を除く全世界の難民の保護・支援、及び難民問題の恒久的解決を目的として中立的立場から包括的な取組を行っている唯一の国際機関である国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) を通じて、積極的に貢献を行う必要がある。</p> <p>(設定の根拠)</p> <p>平成24年1月の第180回国会外交演説に</p> |

外 務 省

Ministry of Foreign Affairs